

## 令和元年第6回（6月）定例会一般質問議事録目次

### 【1日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
<a href="#">1</a>	5	松澤千代子	1. 次世代を担う子ども達の教育と子育て支援事業について 2. 辰野病院の改革について 3. 交通安全対策について	3
<a href="#">2</a>	2	向山 光	1. 湖周行政事務組合による板沢地区への最終処分場建設計画について 2. 町内保育園の施設整備について 3. 道路整備における課題と道路網計画の策定について 4. 辰野町における会計年度任用職員制度の導入について	16
<a href="#">3</a>	10	矢ヶ崎紀男	1. 川崎の襲撃事件を受けて 2. 荒神山スポーツ公園の管理体制について 3. ふる里農村公園「かやぶきの館」について 4. 横川ダム周辺の観光と整備について 5. 水力発電所について	30
<a href="#">4</a>	7	樋口 博美	1. 松くい虫の被害状況と対策 2. 川島小学校存続チャレンジ3年間 3. 自然環境の保全	45
<a href="#">5</a>	9	津谷 彰	1. 骨髄バンクドナー登録推進について 2. 保育園の散歩コースと小中学校の登下校の安全確保について	60
<a href="#">6</a>	4	舟橋 秀仁	1. 将来の道路計画について 2. 人口減少対策について	76
<a href="#">7</a>	3	瀬戸 純	1. 一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等について 2. 介護予防・生活支援サービス事業について 3. 子ども・障がい者等の医療費窓口完全無料化等について	91

【2日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
<a href="#">8</a>	8	池田 睦雄	1. 辰野町第五次総合計画(後期基本計画 2016 年度～2020 年 度) の進捗状況と 2021 年度計画の予定について 2. 荒神山スポーツ公園の活性化について 3. 町職員の経費削減意識の定着について	109
<a href="#">9</a>	11	小澤 睦美	1. 新学習指導要領に対応した学校環境について 2. 川島小学校のあり方について 3. 地域防災体制について 4. 横川溪谷を活用しての観光面からの地域活性化について	123
<a href="#">10</a>	6	山寺はる美	1. 地区社協の現状について 2. 町と社会福祉協議会のあり方について 3. 小中学校の行事の取り組みについて	135
<a href="#">11</a>	1	吉澤 光雄	1. 古城のケヤキ大規模剪定業務委託について 2. 国道 153 号線整備促進について	150

令和元年第6回辰野町議会定例会会議録（1日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 令和元年5月29日 午前10時00分
3. 議員総数 12名
4. 出席議員数 12名
- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 吉澤光雄  | 2番  | 向山光   |
| 3番  | 瀬戸純   | 4番  | 舟橋秀仁  |
| 5番  | 松澤千代子 | 6番  | 山寺はる美 |
| 7番  | 樋口博美  | 8番  | 池田睦雄  |
| 9番  | 津谷彰   | 10番 | 矢ヶ崎紀男 |
| 11番 | 小澤睦美  | 12番 | 岩田清   |

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	武居保男	副町長	山田勝己
教育長	宮澤和徳	総務課長	小野耕一
まちづくり政策課長	一ノ瀬敏樹	住民税務課長	武井庄治
保健福祉課長	小澤靖一	産業振興課長	赤羽裕治
建設水道課長	宮原利明	会計管理者	中村京子
こども課長	加藤恒男	生涯学習課長	西原功
辰野病院事務長	今福孝枝		

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 中畑充夫  
議会事務局庶務係長 田中香織

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席第5番 松澤千代子  
議席第6番 山寺はる美

8. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議長

おはようございます。傍聴の皆様方には、早朝から大変ありがとうございます。

定足数に達しておりますので、第6回定例会第8日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。5月30日正午までに通告がありました一般質問通告者11人全員に対して、質問を許可いたします。質問答弁を含めて、一人50分以内として進行して参ります。また、町長等に反問を許可いたしますので、ご協力のほどお願いいたします。質問順位は、抽選により決定いたしました。ただ今から質問順位を申し上げます。

質問順位 1 番	議席 5 番	松 澤 千代子 議員
質問順位 2 番	議席 2 番	向 山 光 議員
質問順位 3 番	議席 10 番	矢ヶ崎 紀 男 議員
質問順位 4 番	議席 7 番	樋 口 博 美 議員
質問順位 5 番	議席 9 番	津 谷 彰 議員
質問順位 6 番	議席 4 番	舟 橋 秀 仁 議員
質問順位 7 番	議席 3 番	瀬 戸 純 議員
質問順位 8 番	議席 8 番	池 田 睦 雄 議員
質問順位 9 番	議席 11 番	小 澤 睦 美 議員
質問順位 10 番	議席 6 番	山 寺 はる美 議員
質問順位 11 番	議席 1 番	吉 澤 光 雄 議員

以上の順に質問を許可して参ります。質問順位1番、議席5番、松澤千代子議員。

**【質問順位1番 議席5番 松澤 千代子 議員】**

○松澤（5番）

はい。初めてのことでありますので、緊張しております。どうぞ寛大に見守って頂きまして、不都合はご指摘いただき、お育ていただきますようお願いいたします。

それでは、通告済みの3項目について、質問いたします。子どもは、地域の宝物です。まずは、新学習指導要領、子どもの教育についてです。2016年度に改訂となりまして周知・移行期間を経て、小学校は来年度から、中学校は2021年度から、新学習指導要領が全面的に使用開始となります。改めて、ねらいと取り組みを、お願いいたします。お伺いしたいと思っております。

○教育長

はい。議員の質問にお答えをしたいと思います。その前に、早朝より多くの傍聴の皆様ありがとうございます。

さて、学習指導要領のねらいとその町内の取り組みということでございますけれど、学習指導要領ってのは、全国どの地域で教育を受けても一定水準の教育が受けられるように文部科学省が学校教育法などに基づき、各学校が教育課程を編成する際の基準を定めたものでございます。これは、法的な拘束力を持っております。新学習指導要領のねらいですけど、一人ひとりの児童、生徒が自分の良さや可能性を認識するとともに他者を尊重し、益々グローバル化し価値観も多様化し、しかも変化の激しい今日の社会にあっても、多様な人と協働しながら力強く乗り越え、自ら豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることを期待して定められてるものでございます。各学校では、この学習指導要領を基に、地域の実情だとか学校の状況を考慮して、教育課程を編成していくことになります。

この新しい学習指導要領では、特に ICT 教育いわゆる情報機器を活用した教育、これの推進、小学校の 3、4 年生の外国語活動、5、6 年生の外国語教育の導入、更には、プログラミング教育の導入、教科、道徳の導入が大きな特徴といえます。この実施には、実は大掛かりな教育環境の整備が伴ってまいります。辰野町についていえば、ICT 教育関係の整備は昨年度、辰野中学校を中心に行われました。今年度は、残りの全小学校で整備が完了する予定でございます。具体的には、タブレットの導入、無線 LAN 環境整備、大型提示装置、実物投影機始めデジタル教材の準備等になります。なお、教育委員会内に ICT 支援主事の職員を昨年度より確保し、各学校の ICT 機器整備と先生方の活用支援を行っております。

外国語活動・外国語教育に係わっては、外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図る一助として、小学校に 2 名の ALT 外国語指導助手を配置しております。中学校と合わせますと、現在 3 名の体制で取り組んでることになります。道徳を含め、町内の小中学校の先生方で、教育課程研究委員会を組織し、ICT 教育、外国語活動・外国語教育、道徳等の推進だとかあるいは、実際に試行してみてもの課題を共有しあって、対応策を検討しております。いずれにしましても、議員言われるように、小学校は来年度から、中学校は再来年度から完全実施となりますので、落ちのないように教育委員会としても準備してまいりたいと考えてるところでございます。

○松澤(5 番)

はい、理解できました。その中の改善事項にもあります ICT の関係、それから、外国語教育の充実につきまして、低年齢化が加速しているということは、子どもたちの将来にグローバル化が求められているのだと感じています。小学校の外国語科導入や外国語教育との連携という意図も含め、外国語教育に長けていて一生懸命な町内教育機関、例えば、辰野高校とかつくば開成高校、豊南短大などとの連携がもっとできるというふうになっていますが、いかがでしょうか。

#### ○教育長

はい。小学校における外国語活動・外国語教育に係わっては、小学校の先生方中心に大変な負担もかけてる部分もございますけれど、昨年度、町内でも小学校で試行がスタートいたしました。この段階では、先生方の授業は ALT に頼りっきりというそんな雰囲気もありましたけれど、今年度に入りまして多くの先生方が一歩進めて、学級担任主導で今授業を進めているところでございます。実は、保育園の話をちょっとさせていたいただきたいんですが、保育園における外国語遊びでございますけれど、小学校の ALT の先生が小学校の指導の合間に、年間数時間程度ですけれど、訪問しておりましたけれど、ここに昨年度から、つくば開成学園高校のお力をお借りして新たな取り組みが始まっております。このつくば開成学園高校というのは、この幼児の英語教育、「キンダー・イングリッシュ日常会話を全部英語でやってみよう」というプログラムを持っております。でこれ、かなりの実績をあげている学校でございますので、私としましても、大きく期待をしているところで、つくば開成学園高校がここへ来たときに、このこともお願いをいたしました。で、現在はつくば開成学園高校のご厚意によって全保育園のこのキンダー・イングリッシュこれを、常にではないですけれど、学校の授業の合間に、保育園を訪問していただいて取り組んでいるところでございます。まあ教育委員会としましてもね、これに漫然とただ甘えてるわけにはいきませんので、今ご指摘いただいた部分教育委員会としましても、保育園児の外国語遊び、それから、実は保育園で英語やってきますと、小学校へ入学をします。小学校における外国語活動 3 年生からになりますので、1、2 年に空白ができてしまいます。せっかく保育園で学んだものが、1、2 年の空白を経てまたゼロになってしまうと勿体無いわけですので、この空白の部分含めて教育委員会としましても、来年度何かこう対策を立てていきたいなあと思ってるところでございます。この保育園のわずか数時間の活動を見ていると、保育園児のこの頭の柔らかさといいますか、適応力といいますかね、非常に吸収

が早い、凄いつてのが驚きでございます。この辺り、やはり年齢に応じた活動・教育ってものが大事だなあってこと、改めて実感してるところでございます。町内教育機関同士の連携の必要性っていうのは、私も感じているところでございます。で、それはまあ、英語に特化したものではなく様々なそれぞれの教育機関が特色を持っておりますので、互いに連携を深めることができるわとふうにご考えております。ま、その一助として、昨年度からスタートした「たつのEサミット」これがあるのかなあと思っているとでございます。教育委員会としましてこの辰野が持っております教育環境のよさ、これを互いに活かせるそんな状況を作っていきたいと考えてるところでございます。以上ですが。

○松澤（5番）

保育園の成果、それを1、2年生でなくしてしまわないようにという穴埋めのその効果、そういうものをぜひ進めていただきたいと思います。教育機関が充実している町であるという事実に感謝しながら、上手に今のように活用していくことを希望したいと思います。そして、この件の締めといたしまして、町長と教育長それぞれにお伺いしたいと思います。辰野の子どもたちをどんな人材に育てていきたいか、そんなお考えを聞かせていただければありがたいと思います。

○町 長

まずは、傍聴にお越しの皆様には町政に関心をお持ちいただきまして、誠にありがとうございます。このように大勢の皆さんお越しいただきまして、本当に感謝しております。

さて、松澤議員のご質問にお答えいたします。私自身が、実は29歳の時にこの生まれ故郷の辰野に戻ってまいりました。まあ都会で、懸命に生きておりましたけれども、やはり私自身の心の奥底には、常に故郷辰野のことがありまして、そういった自分に気づいて、故郷に戻ってきた人間でございます。私のことを重ねて言うつもりはございませんけども、私が思うこの辰野に生まれ育って子ども達に対しては、やはり大人になっても、この辰野町のことを本当に誇りに思って、辰野町のことを愛して、そういった心を持ち続けていただきたいなと思っております。世界を舞台に羽ばたく子ども達も出てきてまいりましたけれど、その原点はやはり、生まれ育った辰野町であるという意識を持ち続けていただきたいなと、そういった大人になっていってほしいなと強く思っております。まあ願わくば、学業を終えた暁には辰野町に戻り、

辰野町で私達と一緒に力強く生きていていただきたいなあと思っております。そんな気持ちでおります。

○教育長

はい、議員の質問にお答えをしたいと思います。町長のと似ているわけですけど、私、最近の凶悪犯罪を見るにつけ、子どもたちに期待することは、まず単に頭が良いだけではなくて、まず自分の良さをだとかあるいは可能性を認識できる自己肯定感の高い子どもに育ててほしいということ。それから、人の痛みが分かる人、周囲と協働しながら、そして激しい社会を力強く乗り越えていける力を身につけ、豊かな人生を送れる、そんな人に育ててほしいなあと思ってるところでございます。そしてまた、生まれ育ったこの郷土辰野町を誇りにできる人、辰野町に愛着が持てる、そんな大人に育てていてほしいなあと願ってるところでございます。以上ですが。

○松澤（5番）

故郷を原点にできる子ども達、そして、故郷に帰って来たいと思える子ども達、また、人の痛みが分かるそんなすばらしい子どもに育てられればいいな、そのためには、いろんなことを共有してみんなで協力して子育てをしていければいいなというふうに思います。ぜひその辺、一緒に私たち議員も仲間に入れていただいて、一緒にお願いしたいと思います。

次に、子どもの居場所づくり推進事業につきまして、お尋ねしたいと思います。新しい事業ということで、町民のなかには知らない人が多いと聞きましたので、事業内容を説明していただけますか。

○こども課長

それでは、ただいま質問のございました事業内容についてご説明をいたします。

この事業は、様々な環境におかれている子どもたちに、地域で家庭以外の居場所を設け、社会で自立できる健全な育成につなげることを目的としているものであります。具体的に申し上げますと、町内在住の18歳以下の子どもを対象に、学習支援や遊びを含む生活習慣の習得支援、食事提供などに取り組む民間団体の活動を支援するものであります。当年度、国の地域の子供の未来応援交付金の採択を受けまして、町からの委託事業の形式で取り組んでいただくものであります。開催頻度、参加予定人数に応じまして、4つの事業タイプを設定しまして、各団体で実施をしていただきます。



学習支援につきましては、当年度、社会福祉協議会のほうで取り組みます。訪問型学習支援事業と連携した総合的な支援ができることを期待しているところであります。以上です。

○松澤（5番）

はい。こうしてね、民間団体の協力などで成り立っていくわけですが、参加状況やそれから反応などはいかがでしょうか。

○こども課長

この事業の具体的な制度設計にあたりましては、3月末に既に同様の取り組みを実施している団体、または検討されている町内の4団体にお集まりいただきまして、ご相談をいたしました。その中で、それぞれ良い事業だということで賛同をいただいたところであります。現在の参加状況でございます。5月までに、赤羽地区と川島地区をそれぞれ設置場所とします2団体から申請をいただきまして、既に契約、実施中ということになります。現在、平出地区を設置場所とします3つめの団体から申請のご相談をいただきまして、準備を進めている状況であります。以上です。

○松澤（5番）

そうしますと、今のところ、東小管内と川島小管内に存在する訳ですが、西小や南小の周辺にというふう全町的に拡大していくお考えはありますでしょうか。

○こども課長

この事業につきましては、教育委員会としましては、全ての学校区、学区で同様な取り組みが成されていくことを期待してのことであります。今後、各団体の活動ですとか行事についてもチラシなどで、全町的に紹介をしまして、広げてまいりたいと思います。

○松澤（5番）

はい。子どもたちにとっての居場所づくり、居場所というのは、家庭のぬくもりと同時に仲間や友達との共有した時間、そのゆとりだと思ふんです。私たちの年齢だと下校時の道草、そして、早朝のスケートだとか学年を越えた遊びがとっても楽しかったです。今の子どもたちも、きっと友達と共有するそんな時間が楽しくて嬉しいのではないのでしょうか。そして、それが人間形成にプラスになっていくのではないのでしょうか。そんなふうを考えております。ぜひとも、その場所の提供、できる限り早く進めてやっていただきたいと思ふます。

次にまいります。第二期子ども・子育て支援事業計画についてですが、この事業も新しいことなので、一つ目にはどのような計画なのかということ。二つ目には、策定作業の進捗状況と今後の予定をお尋ねいたします。

○こども課長

この第二期子ども・子育て支援事業計画でございます。こちらにつきましては、国の「子ども子育て支援法」という法律がございますが、それに基づき市町村が定めるものであります。教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と業務を円滑に実施するための5年間の計画であります。第一期の計画につきましては、この子ども・子育て支援の新制度がスタートしました平成27年度から平成31年度の5年間の計画期間ということで、平成26年度に定めて実施をしております。その内容でございます。保育園ですとか幼稚園の教育・保育サービス、要保護児童等に対する支援、ファミリーサポート、学童クラブなど法律の方で定められました13の支援事業について、それぞれ必要とされる量の見込みとその確保方策を定めた内容になっております。この量の見込みでございますが、保護者を対象にしました利用希望把握調査、ニーズ調査と呼んでおりますが、これにより算出をしまして設定をしております。当年度で第一期の計画期間が満了となりますので、現在、来年令和2年度から6年度までの5年間の第二期計画の策定を進めているところでございます。なお、この計画に基づき実施します事業につきましては、国の子ども・子育て支援交付金の支給対象ということになりますので、策定の手法などは国から示されたものに従ってやっております。続きまして、策定作業の進捗状況と今後の予定はといった部分でございますが、計画の策定にあたりまして、各事業に対する先ほど申し上げました利用者の希望を把握するためのニーズ調査というのを1月に実施しました。内容としましては、10歳未満の子のいる家庭926世帯を対象に調査をさせていただいた結果、71%、661件になりますけれども、その回答をいただきました。現在、この結果の分析とそれから制度改正やら社会情勢の動向等をふまえて、計画の見直しを進めているところであります。今後の予定でございます。7月以降、保護者の代表や保健・保育・教育分野の事業関係者などを集めまして、「子ども子育て会議」を設けます。この中で、内容を審議いただき、年内には内容を固め、また、12月の議会の議会全員協議会に内容を報告しまして、年明けには公表といった形で進めてまいりたいと思います。以上です。

○松澤（5番）

はい。第二期の支援事業についてご説明いただきましたが、勉強不足でごめんなさい。第一期計画、各事業の評価と第二期に向けた町の方針はいかがでしょうか。

○こども課長

まず、第一期計画の各事業の評価ということになりますが、こちらについては、1つの観点としまして、計画と実績の比較ということになります。国では、計画の値と実績値との比較で10%以上乖離がある場合は、原則として計画を見直すようにということになっております。第一期の実施しました事業の中で、これに該当しますのは、3歳未満児の保育、それから延長保育、一時預かりの事業、それから病児保育ですねこれがそれぞれ実績が計画値を上回っておりますので、第二期計画では、確保すべき量の見込みの計画値自体を増やすべきだと考えているところでございます。またあの第二期に向けた計画に向けた方針ということになりますけれども、第二期では、やはり教育・保育量の見込みを算出するわけなんですけど、この算出方法について見直したいと考えております。従来国が示していましたのは、ニーズ調査の結果を基に算出ということでしたので、第二期については、この第一期との比較といったことで考えるべきところでもありますけれども、一方で、今回国からは従来のニーズ調査の方法だけではちょっと厳しいんじゃないかと。実績値の推移から見込む方法でも構わないということで、変更になっております。この点を踏まえまして、辰野町については、実績値の推移を基本にニーズ調査との比較も踏まえながら見込む方向に変更して、より実態に近いものとしたいと思っております。また、放課後児童クラブ、いわゆる学童クラブでありますけど、これについては全国的に女性就業率が上昇しております。こういった関係の相関関係についても十分考慮できるように、第二期では、学年毎に設定してまいりたいと思っております。更に、先ほど説明をいたしました子どもの居場所づくり推進事業等、新しい事業についても取り組みを追加をしてまいりたいと思っております。以上です。

○松澤（5番）

はい。本当に保育サービスにつきましては、待機児童はゼロですし、早朝の延長保育も夜間の延長保育も量の面では足りていると思っております。そうしたら今度は質かなってふうに思うんですが、質の向上という点ではどうでしょうか。お考えをお聞かせください。

○こども課長

今回実施をしましたニーズ調査の中に、自由意見欄を設けてあります。この自由意見の欄でも、保育園に対して大変ありがたい良い評価もいただく一方で、大変厳しいご意見もいただいているところでもあります。そういった中で、より良い保育を目指し、各園の先生方についても日々努力をしていただいているところではありますが、外部から違った視点での指摘等もとても大切ではないかと考えているところでもあります。そういった中で、当年度、保育サービスの第三者評価といったものに取り組みます。4月に県指定の民間機関に委託をしまして、現在、町内6保育園全園で実施をしております。県の評価指針に基づきまして、保護者アンケートや訪問調査等を行いまして、評価をしましてその結果を保護者等にも説明し、公表してまいる予定でございます。限られた人数で日々の保育に携わっていただく中で、すぐに改善するっていうのは難しい部分多いとは思いますが、評価結果を参考に、より良い保育を目指してまいります。以上です。

○松澤（5番）

はい、ありがとうございます。本当にね、新しい制度がどんどん出てきて、どんどん変わっていくという教育施策でございますが、町長、教育長の、そして、町民みんなの望む故郷が原点になる子ども、故郷を思い出して故郷へ戻ってきてくれる、そして、周囲と調和が取れるような子ども、他人のことを思いやれる子ども、そんな子ども達に成長させていくために、施策をしっかりと共有していくことを要望いたします。次に進みます。辰野病院に院長補佐兼経営企画幹の打越さんをお迎えしたことは、新聞報道などで町民の周知するところですが、金融機関出身の私といたしますと、健全経営に向けてものすごく期待をしています。透析に対する医療点数が下がっているにもかかわらず、漆原院長を中心に職員みんながとても熱心に、積極的にサービス精神を考えて、とても頑張ってくださいしていると高く評価しております。それに加えての打越さんという経営企画幹を招致されたことへの、効果とか期待とかはどのようにお考えでしょうか。また経営の改革ということについて、どのような取り組みをお考えでしょうか。

○町長

ただ今は、松澤議員のほうから暖かい励ましのお言葉をいただきまして、本当に勇気付けられました。ありがとうございます。私のほうからは、まず最初に打越さんを迎えるに至った経緯を若干説明申し上げたいと思っております。辰野病院も院長が代

わりまして、診療体制も充実してまいりました。住民の皆さんからの励ましの言葉も聞かれるようになりました。ま、しかしあの病院経営は、行政とまったく違うこともありまして、専門的経験者の必要性も感じていたところでございます。このような状況でいたところ、昨年、移住を検討している打越勝利さんと出会いまして、氏が多くの病院を改革してきたことを知りました。打越氏の略歴を若干ではあります、紹介させていただきます。氏は、金融機関勤務を経験した後に、平成14年に病院業界へ転職されました。民間病院を始め、いくつかの公立病院の事務長として手腕を振るわれ、ま、特に神奈川県三浦市立病院では、5億円以上の赤字病院を3年間で黒字化されたことが大きな功績であり、また、総務省の公立病院経営改善選考にも選ばれております。ま、ほかにも、家庭教育支援チーム活動を行っておりまして、文部科学大臣表彰を受賞しております。また、直前では、茨城県の笠間市立病院の事務局長、保健衛生部長、監査委員事務局長をこの3月で退職しまして辰野町へ移住してくれました。ま、このように、多くの功績を携えた氏を迎えることは、町にとっても大きな財産であると感じております。早く辰野になじんでいただき、手腕を揮ってもらえることを期待しております。以下、病院事務長からも補足説明をさせていただきます。

#### ○辰野病院事務長

はい。公立病院改革が国から求められている昨今、辰野病院も経営改善に向けて取り組んでまいりました。国の公立病院改革の推進に関する調査、研究報告書において、事務局の強化と方策というところで、人事サイクルの見直しや専門的知識を持つ外部人材の登用も指摘されております。事務局の人材強化が求められていた当院にとって、打越氏との出会いはまたとないチャンスと思ひ、ぜひ当院に来ていただきたく交渉を進めてまいりました。で、この4月に着任いただきました。辰野病院でも4つのプロジェクトが活動しておりますけれど、やはり同じメンバーで同じ中で話して行くには行き詰まりもあり、外からの専門的なアドバイスも必要と感じておりました。期待するところとしましては、やはり幅広い人脈を活かした医師確保、並びに経営面でのアドバイス等多々あります。地域柄、非常に難しい面もありますけれど、やはり一石を投じる意味で病院の職員の意識改革にも繋がるのではないかと期待しております。また、病院に限らず行政経験もありますので、行政と一体になった保健福祉政策にも力を貸していただけるものと期待しております。で、今後の取り組みについてですが、当面は辰野病院の状況を知ってもらうこと、また、上伊那医療圏や諏訪医療圏等の近隣医

療圏のこと、更には長野県の状況も理解してもらい、医師確保へ足がかりをつかみたいと思っております。また、多方面に人脈があるため、実践的な研修も行えればと思っております。更に、辰野病院で取り組み始めた訪問診療についても先進的な医師を知っているため、視察及び研修等を行ってまいりたいと考えております。以上です。

#### ○松澤（5番）

町の総合病院ということで、町民の期待はとても大きいものです。私もこの辰野病院で癌を発見していただき、今の命があります。先生にも、検査技師さんにも、レントゲン技師さんにも、本当に感謝していますし、身近な総合病院は、本当に大切なものだと思っております。ぜひとも、将来に向けて、安心して存続できる病院にしていくことを要望いたします。

続きまして、昨今の世情を見聞きする中で、高齢者のアクセルとブレーキの踏み間違え、今朝もありましたけれども、そのような交通事故が大変多いこと、子どもの被害が大きいことがとても気になっています。加害者になっても被害者になっても、またその家族になってしまっても、苦しみは大きすぎて取り返しのつかないものです。5月8日の新聞記事によりますと免許自主返納最多とありました。上伊那の新聞です。辰野町の状況はどんなか、そして、考えるに、返納のメリットとすると現在はデマンドタクシーですが、中心部地区の住人としては、タクシー券の利便性という声の方が大きいのです。タクシー券なら返納できるという直接的な声もありました。そのあたりも含めて、辰野町のこの自主返納についての状況をお伺いしたいと思います。

#### ○総務課長

まず先にですね、免許証の辰野町における自主返納の実績をお答えしたいと思います。過去5年の数値となります。毎年、1月から12月の集計となっております。平成26年で44件、平成27年で57件、平成28年で72件、平成29年で80件、平成30年も同じ80件と増加傾向でございます。以上です。

#### ○まちづくり政策課長

ただ今、総務課長のほうから自主返納者の推移についてでございますが、一方、公共交通として運行しております町営バスと乗合タクシーのうち、登録管理をしていることで把握ができる乗合タクシーについての状況をご説明を申し上げます。乗合タクシーの登録者は、552人、このうち免許の自主返納者は42人で、7.6%となっております。年代構成におきましても、70代10人、80代20人、90代12人となっております。

す。登録者の年別の推移でございますが、近年、自主返納者の登録が増加傾向にあることが見て取れます。平成25年が7人、26年が6人、27年が3人と推移していましたが、その後、28年が8人、29年が6人、30年が10人を超えました。そして現在、31年は半年余りを経過しておりますが、6人となっておりますので、年間では10人を超えるのではないかと推測をしているところでございます。メリットでございます。町営バス及びデマンド型乗合タクシーでは、運転免許自主返納者に対しまして料金を半額にしております。また、長野県タクシー協会に加入しております町内タクシー事業者では、自主返納者に対しまして運賃の1割を割り引くサービスを提供いただいております。

さて、町の中心部にお暮らしの町民の方のタクシー券の利便性を求める声に対するご質問をいただきました。現在、福祉施策として対象者を限定して行っております障がい者及び高齢者などに対するタクシー、バス利用料金補助制度がございますが、免許を自主返納された一般の高齢者の補助範囲を拡大するというお話になろうかと思っております。しかしながら、福祉施策とは目的が違ってくるものと思っておりますし、元々免許を取得してこなくてですね、この人生を過ごしてこられた高齢者の方との公平性を欠くことにもなります。また、財政負担面でも困難な施策であると現在では考えております。ま、この点、いわゆる安全運転サポート車に対する補助も同様ではないかといえると思っております。まず、日常の移動手段として安く利用いただけることができる公共交通の利用促進を検討いただきたいというのが公共交通事業者としての町の考え方でございます。具体的に申しますと、乗合タクシーは交通の便の悪い地域の方を主な対象としまして、町中への通院、買い物、用足しなどを支援する仕組みでございますが、町の中心部にお暮らしの方にとりましても、まちなか停留所からまちなか停留所間の乗車もできるケースがあります。この4月からまちなか停留所の数を4箇所増やしまして、25箇所とし、利便を高めていきたいと考えております。また、ダイヤを確認の上での話でございますが、町営バス川島線等への乗車と組み合わせれば移動の幅も広がる方も沿線にはおられると思っておりますので、個々に相談があればご提案をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。

○松澤（5番）

本当に色々あると思っております。制約はあるとは思いますが、でも、なんといっても一番は交通安全、安全なことです。「被害者も加害者もその家族も作らない」ということで、

ぜひ、安全なまちづくりのために、交通事故撲滅のために、その手段の1つとして、高齢者の免許自主返納についてみんなで考えていきたいと思いますので、その中の希望ということでタクシー券の検討、それから、車線維持システム搭載車など、いわゆる安全運転サポート車に対する補助など、全国に先駆けてやっていきたいかなというふうに思います。一緒に考えてください。お願いいたします。それから、交通安全に関しまして、大津の幼稚園の子ども達が巻き込まれる大きな事故がありました。その事故以来、保育園の散歩コースの見直しはされたのでしょうか。大津の事故の翌日、長久寺の花祭りのために園児たちを引率された保育士の皆さんも大変緊張されて、気遣っておられたご様子でした。散歩コースなどに不都合はあったのでしょうか。お聞かせください。

○町 長

議員のただ今のお話のとおり、本当に子どもが巻き込まれる事件、事故が、本当に全国的に相次ぐ中、特に大津市の園児死傷事故、また、川崎市の殺傷事件を受けて、今議会でも複数の議員の皆さんからも関連の質問をいただいているところであります。本当に、何ら落ち度もなく理不尽な理由で犠牲となった皆様に、心から哀悼の意を表します。本来安全であるべき歩道上での事故、あるいは、白昼の街中、大勢の人がいるなかでの事件、それぞれの先生方の対応についても適切に行われており、被害者側では防ぐ術はなかった事件、事故だったと思います。抜本的な対策が見出せない難しい問題ではありますが、安心、安全が行政の最大の使命と考えております。引き続き、警察などの関係機関と連携し、地域等にもご協力いただきながら、児童、生徒をはじめとする町民の安全確保のため、最善を尽くす所存でございます。詳しい答弁は、関係課長より説明いたします。

○こども課長

保育園の散歩コースの見直しについてお答えをしたいと思います。事故後ですけれども、各園では、改めてお散歩コースマップというものをまとめまして、その中で、経路の確認ですとかどんな危険が潜んでいるか点検をしております。これからの取り組みということですが、そういった中で、対策ですとか職員の行動等を職員の中で徹底をしてまいりたいと思います。それから、2点目ですけれども、7月以降の取り組みになります。県からの指示もありまして、警察を交えて、保育園、道路管理者等の関係者によります合同の実地点検を予定しておりますので、これに取り組む予定です。



またあの、ハード面の対応であります。事故後早々、建設水道課のほうから町道の部分で危険な箇所があれば、ポール等を立てる等の緊急対応をしていただけたという連絡を受けましたので、各園で、散歩コースはもちろんですが、通園までの駐車場からの道で危険箇所がないか確認をしまして、要望しまして、一部については、既に設置済でございます。以上です。

○建設水道課長

すみません。散歩コースの安全対策について建設水道課のほうで動いた状況でございます。大津市事故の翌日の9日の日に建設水道課の職員により、保育園の近くの交差点につきましては、自主点検を行いました。そして、こども係を通じて各保育園に危険箇所の調査を依頼した状況でございます。それと併せてですね、以前から要望もあったし、危険箇所だと思われてました主要地方道諏訪辰野線の平出保育園前の信号、あすこですけども、児童がどうしても待つてなきやいけない場所でありましたけども、どうしてもポール等なくてですね、危険な箇所ってことで、その翌日に、伊那建設事務所の方へ相談に行きながら、要望を強くしてきました。その結果、伊那建の担当者の方も理解して頂きまして、現場を確認して対応するってことで22日の日に対策工事として車止めポール3本を設置していただきまして、安全確保ができた状況でございます。今後の対応でございますが、先ほどもちょっと説明されてますが、警察と道路管理者と保育園関係者により全保育園施設のお散歩コースの立会いを実施し、安全対策の箇所の確認を行う予定でございます。で、県の安全対策工事としましては、その結果を基づいて、県の補正予算で対応するような回答を得ております。辰野町ですけども、もう緊急に危ないところは、すぐ実施したいと思いますが、予算の関係もありますので、同じように同様に補正予算に対応するように努めていきたいと思っております。以上です。

○議 長

松澤議員、まとめてください。

○松澤（5番）

子どもを守る体制が、こんなにもできているということで、大変ありがたく思います。昨今、話題になっておりますキッズ・ゾーンなんですが、スクールゾーンと同じように、保育園や幼稚園の周りに作るこのキッズ・ゾーン。話題になっておりますが、

ぜひ、辰野町ではいち早く取り入れていただく検討、ぜひ、お願いしたいと思います。  
以上で終わります。

○議長

進行いたします。質問順位 2 番、議席 2 番、向山光議員。

【質問順位 2 番 議席 2 番 向山 光 議員】

○向山 (2 番)

私にとって、2 期目最初の一般質問であります。今回の選挙では、「いのち輝くまちづくり」「未来につなぐふるさとづくり」を、スローガンに掲げました。その思いを基に、4 つの項目について質問いたします。

1 つは、板沢地区への最終処分場建設問題。2 つ目は、町内保育園の施設整備にかかわる課題。3 つ目は、道路の整備に関すること。最後に、町の臨時・非常勤職員等に対する新たな制度、会計年度任用職員制度の導入についてであります。

まず、湖周行政事務組合による板沢地区への最終処分場建設計画についての質問です。私にとって、これで連続 11 回目の質問になります。2 期目の最初に、この問題について質問しなければならないということを変に残念に思います。町議会では議員が半数以上交代しました。その皆さんにもこの問題について、情報と認識を共有していただき、行政も議会も町民の皆さんとともに、板沢への最終処分場建設計画の白紙撤回に向けて、一丸となって取り組むことができるような一般質問にしたいと思っています。幸い、板沢地区最終処分場建設阻止期成同盟会の呼びかけに応じて、議員の皆さんにも、現地視察を含めて説明会が予定されています。その際に、十分理解をしていただけるものと思いますので、これからの質疑の予備知識程度に、若干、時間をとって、この間の経過について触れておきたいと思います。

湖周行政事務組合、これは、岡谷市、諏訪市、下諏訪町で構成される一般廃棄物処理のための組合です。それまで各市、町で処理していたごみ処理を、岡谷市やまびこの森に新たに建設した焼却場で焼却するようになったのですが、そこから出る焼却灰の処理について、今まで民間委託していたものを、半分は自前の最終処分場を造ってそこに埋め立てる、その場所を諏訪市で探すということになりました。自分たちの地域で出たごみは、地域内で処理をする。地域内処理、ここまでは当然の動きであったといえます。ところが、平成 28 年 10 月 4 日、湖周行政事務組合は、組合議会全員協議会を開き、最終処分場建設予定地を諏訪市板沢地区に決定したと発表しました。それ

まで、秘密裏に地元住民と交渉が行われており、組合議会でも初めて明らかにされたようであります。辰野町へは、組合の3市町町長が9月6日に役場へ来て説明をし、その際に、「地元の調印が終わり、組合や3市町の全協、全員協議会で説明するまで、辰野町で公にするのは待ってほしい」と要請があったということで、町の議会へは、10月7日の全員協議会の場で組合事務局から説明がありました。そして、上野、鴻ノ田など4会場で説明がありましたが、反対の意見が噴出しました。板沢地区に定住しているのは、現在僅か3世帯です。すぐ下流の沢底、鴻ノ田地区には33世帯81人の住民が暮らしています。この人たちに全く話がないまま、板沢では調印がされ、その後で辰野町側住民に説明会が開かれました。しかも、反対の声が続出する中、予定地の調査費が補正予算に計上されました。すぐ下流域の住民に何も示されず、しかも説明後の反対にもかかわらず、どんどん進められていくことに対する不安、怒り、これが問題の出発点です。そして、説明会では、最新技術を導入したクローズド型の最終処分場で、安全だということでありました。しかし、東日本大震災で明らかのように、完全な安全などありえませんが、組合側もそれを認めざるを得ませんでした。安全上の不安、これも大きな問題点です。

更に、平出や沢底の人々には忘れることのできない事件があります。昭和37年、1962年、今から57年前になります。私もきちんと記憶しています。何と、諏訪市上上野地籍、板沢と同じく有賀峠を越えて辰野町側にある諏訪市の領域です、ここに、汲み取った生のし尿を、露天掘りをした所へ投棄するという事件が起きました。これを阻止しようとする辰野町側住民と一触即発の事態となり、最後は県が仲裁に入りました。この時、住民とともに反対運動のまさに先頭に立ったのは、当時の樋口義一町長でした。

このような過去も踏まえ、安全というなら、なぜ峠を越えずに諏訪湖側に造らないのか、ということで板沢地区への建設計画の白紙撤回を求め、板沢地区最終処分場建設阻止期成同盟会が組織され、運動が続いています。これらの動きと連動して、町議会で臨時会を開いて反対決議をし、区長会でも反対決議をしています。町でも、当時の加島町長、今の武居町長ともに反対の姿勢を明確にしています。

一昨年7月、諏訪市の金子市長と辰野町側地元住民との懇談会がありました。その際、建設の前提となる現地調査について「住民の理解が得られなければ進められないと思う」と答弁がありました。その金子市長は、4月に無投票再選されました。期成

同盟会としては、引き続き金子市長が約束を守ること、つまり、地元同意がなければ進めないということを信じて、粘り強くそして、平和的に反対運動を進めているというのが現状です。ここにきて、科学的なデータとして地質学上、板沢地区の地下水が上野地区に集まり、さらには辰野町の4割の住民の上水道水源である井出の清水に流れていることが明らかになりました。大変重要な事実であります。しかし、組合側はこれらの事実にもかかわらず、調査に着手できずに3回流した調査費をさらに上積みし、約1億6,800万円を4回目の予算として盛りました。これが、今までの経過であります。少し長くなりました。質問に入っていきたいと思います。

まず、湖周行政事務組合の予算が3年連続不執行になったにも関わらず、増額した上で4年連続予算計上されたことについて、町長の所感をお聞きします。

○町 長

はい。公務の上で予算計上したものを、簡単に不執行として予算を流すことが容易でないことは、理解しております。しかしながら、3年連続不執行とした調査費を今年も予算計上されたことには、大変残念な思いであります。湖周行政事務組合のいう建設ありきではない事前調査、事前測量など、あり得ないと考えております。例えば、今年度予算の増額計上などは計画の実行を本気で考えている証として、一層の注意を払っていききたいと思っております。出来ることは全てやる覚悟で、建設阻止期成同盟会の皆さんと足並みを揃えていききたいと思っております。

また、湖周行政事務組合の副組合長である金子ゆかり諏訪市長は、平成29年7月3日に、当町において期成同盟会との懇談会の折、「辰野の住民の同意なくして執行しない」とおっしゃっております。先ほど向山議員のおっしゃったとおり、私もその言葉を信じて、4年目においても予算が不執行となるよう、白紙撤回を求めていききたいと考えております。

○向山（2番）

大変残念な予算ということで、引き続き私ども建設阻止期成同盟会と一緒に進めていくということで、よろしくお願ひしたいというふうに思います。で、3月の組合議会の際に、組合の事務局長は科学的議論の場に進みたい旨を明らかにしました。このことは新聞報道もされていますが、その場に傍聴していた私にはひっかかる物がありました。つまり、科学的議論とは何ぞやということでもあります。科学の発展によって人類の文明が開けてきたのは事実です。しかし、他方で科学的という言葉には、私に

は、ある種他の価値観を拒絶する響きがあるように思えてなりません。それだけに、科学的という言葉は、ある種の危険性をはらんでいるように思います。先ほど、科学的データとして板沢から上野、平出に至る塩嶺累層と地下水の関係について少し触れましたが、これは板沢の問題とは全く関係なく行われた30年ほど前の調査結果に基づくものであります。今、組合側が行おうとしている調査は、明らかに板沢地区への最終処分場立地を前提としたものです。よしんば、その調査によって科学的とされるデータが明らかになったところで、それをどう解釈し活用するのか、そこにはそれぞれの価値観、哲学が入り込んでくる余地があります。そして、地下水のことがあっても、完全クローズド型の最終処分場は安全であるということ、これこそが組合側が言う科学的議論ではないのか、結局その議論に戻らせようとしているのではないのか。期成同盟会側はその科学的議論には、期成同盟会側はその科学的議論には立てない、100%安全はあり得ないということであります。そのことをずっと訴えてきていますし、そのことは彼らも認めてはいます。にもかかわらず、なぜあんな山の最上流部に、焼却場から最も遠いところに、峠を越えてそんなものを造る必要性、必然性があるのか。科学的という言葉に惑わされてはならないし、その議論の段階に進むべきではない。それはただ、3年にわたる反対運動を無にし振出しに戻るだけであると考えますが、町長の所感をお伺いいたします。

#### ○町 長

ただ今議員のおっしゃる、クローズド型の最終処分場の性能的なものについては、承知しており全国的にも増えているようであります。しかし、県内の広域施設組合では、やはりクローズド型処分場を計画し候補地を決めたものの、地元の理解を得られず計画そのものを凍結したところもあります。災害時によく100年に一度の確率という言葉を目にいたします。しかし、近年の災害規模は、地球温暖化の影響で100年に一度を上回る予測不可能な災害が発生しております。塩嶺累層の資料や、平成26年に行った井出の清水配水地耐震化に伴う水源環境調査の貴重なデータなど見させていただきますと、有賀峠直下の湖南断層群の存在もあり、他にも複数の断層の存在が予測されます。不安要素の存在も知ったところであります。まだまだ、諏訪市や湖周行政事務組合の皆さんにご理解いただけていない状況ではあります。今後、辰野の命の水への脅威を伝えまして、板沢地区への建設の白紙撤回を求めて誠意をもって対応してまいりたいと考えております。

○向山（2番）

同じ認識をしていただいているものと思います。これまで何度も申し上げてきていますが、そもそも、山の尾根近くの谷間の最上流部に最終処分場を建設するという発想そのものが、私たちには到底理解できない。その理不尽さこそが、地元住民が反対する最大の理由であるということをお願いして、板沢最終処分場に関する質問を終わります。

次に、町内保育園の施設整備について質問してまいります。今年度、辰野町では、教育委員会、特にこども課関係予算では、小中学校、保育園の空調設備が一気に整備され、また、他の市町村では十分に行き届かないところもあるようですが、先ほど教育長答弁にもありましたが、町では、新学習指導要領に対応するための ICT 教育環境の整備も今年度予算で行われます。長年の課題であった辰野西学童クラブの新築も行われ、子どもたちの育ち、学びに関する環境整備が大きく進むものと期待しています。その上で、当面残るハード的な課題は何かということですが、トイレの洋式化があります。中学校では大規模改修工事で完了しているものと理解していますし、小学校も順次洋式化を図ることになっており、今年度、東小と川島小で工事が行われます。また、保育園では東部保育園の工事が行われます。そこで、保育園に限ってですが、保育園全体について、トイレの洋式化の進捗状況、整備計画がどのようになっているか、お聞きします。

○教育長

はい、議員の質問にお答えをしたいと思います。快適な生活を送ることができるかどうかという視点で、保育園だとか小学校、中学校を見たときに、トイレがどうなっているかっていうのは、非常に大きな要素だろうと思うんですね。で、町内の保育園のトイレの洋式化ですけれど、昨年度、中央保育園で工事が完了いたしました。で、今年度は議員言われるように、残っていた東部保育園のトイレでございますけれど、すでに設計が終わり、8月30日を工期に施工業者の選定を進めているところでございます。で、この東部保育園のこのトイレの改修工事、この工事をもって町内の全保育園のトイレは洋式化完了いたします。残りは、先ほど議員言われたように、小学校のトイレのみということになりますけど、これも計画的に今後進めてまいるということでございます。以上ですが。

○向山（2番）

子どもたちの環境整備のために計画的にトイレ改修が行われてきたこと、また、今年度、相当大きな予算が全体的に組まれたことについて評価すべきことと思います。で、一方、そのために起債が行われ後年度負担が残ることも承知していますが、保育園に関しては、まだ大きな課題の一つとして平出保育園の移転新築問題が残っています。平出保育園については、園舎の老朽化に加えて、前を通る県道諏訪辰野線の歩道整備、この若干先ほど改善がされたということではありますが、この安全対策の遅れ、園児送迎用の駐車場の問題、上野川の氾濫の恐れ、浸水想定が0.5～1メートルとなっております。そして、何より土砂災害警戒区域の急傾斜地イエローゾーン、すぐ後ろはレッドゾーンに入っています。このため、ずいぶん前から、町の保育園整備計画では平出保育園の整備が掲げられており、新町保育園の後は平出ということであったと思いますが、その後、羽北保育園と小野保育園の耐震化工事が必要となったため、平出はずっと後回しになってきたと承知しています。一部、住民の皆さんに誤解があるようですので、あえて言うならば、平出保育園は耐震基準をクリアしているために先送りにされてきているわけであります。しかし、老朽化は否めず、交通安全や土砂災害の危険性は全く除去されていません。その間に園児数の減少もあって、最近は少し回復しましたが、地域住民の皆さんは、平出保育園はこの先どうなってしまうのかという不安を抱えています。この間私も、2回平出保育園に関する質問をしてまいりました。直近では昨年12月定例会ですが、教育長は「複数の保育園から一つの小学校へ上がる、という子どもの発達段階に応じて新しい人間関係が築かれることが大事であり、竜東地区において南に東部保育園、北に平出保育園があり、平出保育園の老朽化等の課題は何とかなければならないという思いがある」という趣旨の答弁をされています。そして、地元で平出保育園あり方検討委員会で検討しており、「教育委員会としても地元平出区と協議して進めていきたい」との答弁でした。平出区では、保護者アンケートも行い、検討内容を取りまとめて3月に、町長へ4項目の要望書を提出しています。そこで、この4項目の要望についてどのように受け止めておられるのか教育長、町長それぞれの所感をお聞きいたします。

○町 長

はい。平出保育園については、建物が老朽化し、交通量の多い県道に面し、河川もすぐ横を流れているなど立地上の安全を心配する声も耳にしております。こうした保護者や地域の不安を早期に払拭したい気持ちは持っております。また一方で、少子化

を見据えますと、新たな建物を建てるということはやはり慎重に検討すべきでありまして、利用できる施設を活用することも大切な発想と考えております。地域や保護者の意向も十分にお聞きしながら、町としても教育委員会と一緒にしっかり検討していきたいと考えております。

#### ○教育長

はい、議員の質問にお答えをしたいと思います。平出保育園につきましては、今まで向山町議中心に、この議会でも何回か質問されてたわけですけど、今、町長が申されたように様々な課題を抱えており、平出区においても、以前からこの保育園を何とかしたいというそんな強い思いがあり、あり方検討委員会が設立されて、協議が続いてきたってことは、私も承知しております。で、このあり方検討委員会に、私も昨年の8月出席をさせていただきました。様々な状況を見ますと、今でもこの早く対策を立てていきたいという思いは変わりございません。で、平出保育園の今後を考えたときに、今町長言われたように平出区内に新たな土地を確保して、移転、新築することは、今の町の財政状況等考えますと大変厳しいという考え、これもあります。ほかに何かよい方法はないかということで、平出区のあり方検討委員会とを通じて、区とも教育委員会協議してまいりました。で、今回その4項目の中で具体的な提案もいただいたわけですけど、私自身、町の財政等頭に置きながら、新たな平出保育園を考えたとき、平出区からの区内の公共施設内に設置するという要望、これは極めて合理的なものところ捉えております。この平出区の要望の平出区内の公共施設内に設置する。これが、ただまあ今後、すんなり進むかどうか、できるかどうか、また、可能ならばどのような条件整備が伴うのか、そしてまた、新たな課題は何かなど具体的な課題をしっかりと確認した上で、進める必要があるんだろうと思います。で、今調べておりますが、もし先進事例等があれば、調査をし、視察することも今後必要になるかと思っております。で、もう少し言わせていただきますと、厳しい中で平出保育園をこう新たな展開をもってことを考える上で大事なことは、やはり今までの町の保育園と同じような保育園ではなく、ちょっと特色を出していきたい、そんな思いも教育委員会で持っております。具体的には、近くには信州豊南短期大学がございます。ここには幼児教育学科がございます。従来からこの豊南短大と町内の保育園とは密接な関わりを持っていて、学生の実習等やってきておりましたけれど、このあたりの連携っていうものを、更にこう一歩進められればなあとふうに、そんなふうに思っているとこ



でございます。ただ、これは相手がありますのでね、私の一方的な思いだけではどうにもなりませんので、豊南短大さんともつめていかなければならないわけですが、せっかく新たな形のもを造るならば、そんなことも他の保育園にはない何か特色を出していきたいと思っております。いずれにしても、新たな保育園の方向を決めだしていくには、様々な課題がこう出てまいります。平出区においても相当の協力をこれからお願いしていきたいと思っております。以上です。

○向山（2番）

町長、教育長ともですね、一番大きな課題は、新たな用地の取得、これさえクリアできれば平出保育園の整備については、必要だという認識だというふうに理解いたしました。それで、そのうえでですね、私としては順次先送りになってしまったこの平出保育園の移転について、今後どのように検討して計画として位置づけ、具体化していくのかということについて、少し説明をいただきたいというふうに思います。

○教育長

はい、先ほども述べましたけれど、教育委員会としましても平出保育園につきましては、教育委員会の重要課題の一つとして位置づけております。教育委員会や保育園運営委員会などの機会を捉えて、協議を行って、今までもきました。今回の平出区からの要望書を受けて、さらに検討を進めてまいります。

昨年、教育委員会内でEサミットを立ち上げたこの理由の一つに、町内の教育機関の連携、もう少し具体的に言いますとこの平出保育園をどうするのか、各教育機関同士で検討していただく、そんな思いもあって、立ち上げたものでございます。町の実施計画の中にも、今後の中長期の主要事業として平出保育園については挙げられております。先ほども触れましたけれど、教育委員会の事務局の職員の中では、先進地事例の検討などにも既にこう、着手をしておりますので、今後は、まず夏までに開催予定の総合教育会議、この場で教育委員会と町長側とで協議をしてまいりたいと思っております。以上ですが。

○向山（2番）

実現に向けて一つずつ進んでいるという認識でありますので、今後も注目していきたいというふうに思います。

3つ目の質問として、道路整備における課題と道路網計画の策定について質

問してまいります。辰野町では幹線道路の整備が遅れていると、よく町民の皆さんに言われます。その象徴として引き合いに出されるのが、箕輪までは大きな道路が5本もあるのに、辰野町に入ると、国道と東県道の2本だけになってしまうということがあります。まずこの、辰野は道路が遅れていると言われることについて、町長の認識、所感をお聞きします。

○町 長

はい。道路は、産業活動や地域の生活を支える重要な社会資本であり、道路の整備促進は経済成長を支え、地方創生や国土強靱化を進めるための重要な施策であると考えております。2027年のリニア中央新幹線開業に向けまして、関連する道路整備事業の多くの予算が、南の地域に集中している現状があります。辰野町においては、国道153号線宮所地区の歩道整備、樋口矢の坂地区の歩道整備の新規事業が採択されまして、現道の道路整備事業を進めておるところでございます。

議員のご発言のとおり、南北に走る道路は、国道153号線と主要地方道伊那辰野線と町道7号線の3本しかない現状を認識しております。辰野町の地形は、東西の平地が約2キロと狭くなっており、箕輪町の役場周辺では、約7キロと3.5倍の平地があります。単純な比較は難しいかなと感じております。この約2キロの平地に南北に走る主要な動線として、中央自動車道、天竜川、JR飯田線があります。特に蛇行しているが、天竜川が地形を分断している大きな原因となっております。地形的な要素が妨げとなっていると感じているところでございます。以上です。

○向山（2番）

地形的要素ってのは、私も十分理解しているところであります。ただ、まあ上伊那の中で、辰野町で国道153号改良が最後になってしまっているのも事実だと思います。この点について、その要因は何かお聞きしたいと思います。

○建設水道課長

辰野町の地形の問題でいきましたも、2キロという狭い中ですね、中央自動車道、天竜川、JR飯田線がありまして、特に天竜川等が蛇行しているっていうことで、南北に新たな道路を作るためには、橋等大型な構造物が必要になるというようなかかり条件が厳しい辰野町だと思われております。先ほどの説明でありました、国道153号線バイパスについてでございますが、箕輪バイパスが始まる前、まず一番先に辰野町に昭和51年の時に、関係区のほうに説明会に来ております。その時に、ルート案

を発表していますが、4車線の25メートル道路を箕輪町から今村まで作りたいということで、ルート発表をした経過がございます。その際ですね、辰野町が中のご理解が得られなかったということで、まずは、箕輪町から南の方へっていう進んだ経過があることとございます。以上です。

○向山（2番）

まあ、地元の理解が得られなかったってということで、辰野町の国道153号の改良が結果として一番最後になってしまったということとあります。いずれにしても、今行われている上伊那管内の伊南ルートや伊駒ルートが終わりますと、次は153号についていよいよ辰野だというふうに思います。で、この点について、これまでも多くの議員が質問してきましたが、辰野町側について改良事業としてどう進めていくか何も決まっていなのが実情だと思います。これからの辰野町の道路網の整備をどのように進めていくのか、そのための道路網計画の策定が今年度の目玉事業となっています。そこでですね、これから作る道路網計画は、実現可能性が高い骨太の計画であるべきだと考えますが、そういう捉え方でよろしいでしょうか。

○建設水道課長

考えている辰野町の道路網計画でございますが、辰野町の総合計画と関連がある道路網計画となりますので、辰野町の将来の姿を明確にし、それを達成するための道路網計画と財政計画や県マスタープラン等、他分野の計画を相互に調整を図りながら、全体として機能するように考えてございます。3月の全協でもお示ししましたけれども、辰野町道路網計画ロードマップということで、町の方向性を示してございます。その中にも様々な要素があるということで対応していきますけれども、まず辰野町としては、2020年までに辰野町の道路構想について検討し、辰野町の道路構想どういう方向でいくかっていう枠についての発表ができるように進めていきたいと思っております。

○向山（2番）

時間がなくなってきましたので、少しとぼしたいとは思いますが、よくいわれるのは道路網計画の策定を早急に進めるということと、そのためにですね、駅前地区街なみ整備事業が決まらないと、そのところは具体的には進まないんだってということがこの議会の中でも答弁があったかと思えます。しかし、駅前につながるルートってというのは、現実的には3つしかないわけですね。下辰野本町につながる駅前から

下辰野本町交差点へつながるルート、それから清水橋へつながるルート、更に、万歳橋北側・桜町へつながるルート、この3つだけです。とすれば、駅前地区街なみ整備事業の出口というのは、いずれにしても決まってるわけですから、そうしますと、辰野町全体の道路網計画の策定は、これと並行して進められるっていうふうに思います。2020年までに構想をとということなんですが、これを構想をもっと具体的に進めていくっていうことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○建設水道課長

道路網っていうことの一番の重要な要素が何かといいますと、都市計画道路っていうのが骨格になっています。それで、都市計画道路についての見直しを25、26年に行いましたところ都市計画道路の見直しは、全体で対応するという。一部ずつの対応っていうことは、ちょっと難しいという判断がありまして、駅前の地区の地区計画が策定されないと難しいっていうことで今まで説明してきた状況でございます。いずれにしましても、ロードマップにもお示ししましたとおり、様々な課題があることはご理解してまして、それを踏まえながらまあ一日でも早く対応できるような方向で考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

#### ○向山（2番）

その点については、まだこれからも様々なところで議論をしてまいりたいと思っております。辰野町、道路が遅れてるといいながらもですね、実際のところ、例えば、羽場交差点改良、あるいは、平出の交差点改良や東小学校までの改良、そのほか与地辰野線とか、伊那建設事務所関係の事業でもかなり進んでいるのが事実であります。で、現在国道については、宮所の改良計画が進んでおりますし、県道下諏訪辰野線も平出上町高德寺入り口までは、改良工事が順調に進んできています。この県道下諏訪辰野線改良事業についてですが、用地の取得が一部難航していると聞いています。まさに、一部ではありますが、たまたまそこが進まなければ、改良工事全体の効果が期待できないという大事な箇所であります。用地ということで微妙な問題ですので、詳しくお聞きすることはしませんが、この県道下諏訪辰野線の改良工事が、万一進まないということになれば、先ほど国道153号の改良工事が後送りになってしまったということと同じように、辰野町の道路行政は再び、更に50年どころかもっと遅れてしまうのではないかと非常に心配しているわけでありまして。現状どうなっているのか、お答えいただける範囲で結構ですので答弁をお願いします。

## ○建設水道課長

県道下諏訪辰野線の整備状況を先に説明させていただきます。平成24年度に防災・安全交付金(交通安全)事業ということで、辰野町平出上町地区の歩道設置工として、L=200メートル、W=12メートル、歩道が2.5メートル、路肩が0.5メートル、車道が3メートルという形で、幅員で事業採択されております。平成24年、25年度は測量等を行いまして26年~30年度までにかけて、用地補償と一部の工事を実施してきてる状況でございます。令和元年度は、用地測量、物件調査、また、用地補償を予定してまして、令和2~3年度については、平出橋の改修工事を予定してるような状況でございます。用地の取得が一部難航しているっていうところがありまして、確かにその土地をいただかないと道路改良自体が危なくなりますが、用地取得一部の難航してる原因なんですけども、当初示した道路法線は現道の両側に歩道を作るというような形で進めてましたけども、道路法線と色々考えた中ですね、一部西かわの方に振りなおしたためですね、今難航してるところが、2倍の用地が必要になるっていうことも1つの原因になっております。また、その上町の交通対策委員会においてですね、その補償ができないっていうことで、地権者の望む条件があったものを用意できないため、地権者の同意を得ることができないということで、現状のままでの事業中止も考えなければいけないっていう状況にもなったことは事実でございます。まあその後ですね、道路事業を中止した場合に、平出上町地区の事業再開が難しいだけでなく、辰野町の県道改良事業全体に影響があるとなるため、なんとか地権者の望む条件にあったものということで、苦慮しながら考えた中で、地権者が望む近い状況のものを考えましてですね、先日、地権者と立会いをした結果、その方向だったら協力できるよっていうことをいただいている今状況でございます。また、この状況につきましてですけども、全員協議会のほうで、また説明もしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

## ○向山(2番)

県道下諏訪辰野線の改良工事、先ほども申し上げましたように、これが行き詰ってしまうと、伊那建設事務所関係の事業全体に影響を及ぼすのではないかと、という危惧をもっているところでありますので、ぜひ力を注いでいただきたいというふうに思います。時間がなくなってまいりましたが、最後の質問として、地方自治体の臨時・非常勤職員などの身分に関して、来年度から導入される会計年度任用職員制度についての

質問しをしてまいりたいと思いますが、実はこの問題、私が過去も何回か質問してまいりましたが、なかなか全体像が見えてこない、で、大きな条例改正等を必要なことですから、ぜひ、条例をですね上げる前にきちんと議員に理解してもらえるような形での説明をお願いをしたいということを冒頭申し上げて、したがってですね、端的な答弁で結構ですので、会計年度任用職員制度が導入される目的についてお聞きしたいと思います。

○総務課長

この本制度の目的についてですけれども、非常勤職員ですね身分を法的に位置づけるとともにですね、職務給の原則に基づいて常勤職員との均等待遇を図るものとなっております。これから、任用・服務規程等の整備を図ってですね、その身分を明確化することを目的としております。具体的には、期末手当等の支給も可能となることから、処遇のですね改善にもつながっていくと考えております。統一的な取り扱いが定められるようですね、今後、制度的な基盤を構築することにより、町としましても、臨時・非常勤職員制度の適切な運用を確保していきたいと考えております。

○向山（2番）

昨年6月の定例会での私の質問に対して、「条例制定は、遅くも31年今年の3月から6月の議会に上程したい」ということでありましたが、これはですね、全国的にかなり遅れているようであります。総務省の調査の結果によれば、殆どが9月議会という予定のようであります。で、その総務省で何回か調査をしている結果の中でですね、具体的な人数のこともお聞きしようと思いましたが、時間の関係がありますので、結果としてですね、この制度が導入した場合に人件費は増えるのか、減るのか、どのくらいの見込みなのかについてお聞きしたいと思います。

○総務課長

確かに制度設計がですね、全国的に遅れている状況でして、現段階で細かい制度設計が完了しておりませんので、あくまでも見込みとなりますけれども、現在勤務している非常勤職員の月給ベースはですね変更しないで、期末手当を支給することで年収ベースで増加するようなイメージを試算しております。増加額は、約1,400万円強を見込んでいます。全体非常勤の割合でいきますと、5%~10%が上がると見込んでるわけですが、本来の給与自体の見直しもですね考えていかなければならないかなあと考えておりますので、更に増額になる可能性は十分にあります。

## ○向山（2番）

ある政令都市の試算では、人件費が2割増えるという結果も出ているようでありま  
す。処遇改善のための財源について、総務省の公務員部長はこう言っています。「今  
後も移行準備の状況等に係る調査を行う予定であり、地方財政措置についても当該調  
査の結果などを踏まえ、検討してまいりたい」つまりですね、逆に言うと国で行う調  
査で財源が必要だ、ということが明らかにならないと、国は対応をしないということ  
でもあります。国の制度設計に乗った場合、実態がどうなっていくのかということは  
きちんと調査で回答していく必要があると思いますし、財源措置については、引き続  
き国へ要望していく必要もあると考えます。そういった中で、総務省はこの新たな制  
度の導入に際して、いくつかの通知を出しています。特に、平成29年6月の通知と、  
今年3月の通知では、3つの重要な指摘をしています。

第1に、本来地方自治体の公務は、任期の定めのない常勤職員で運営すべきであり、  
そのことから今回の任用根拠の見直しに伴い、常勤職員が行うべき職務があった場合  
には、臨時・非常勤職員ではなく常勤職員等へ切り替える必要があること。

第2に、財政上の理由から、会計年度任用職員制度への移行を抑制したり、現在の勤  
務時間よりも短い勤務時間を設定したりするという労働条件切り下げは制度導入の  
趣旨に反すること。

そして第3に、この制度の導入は、柔軟な人事管理や勤務条件の改善による人材確保  
にも資することから、積極的な活用を検討すべきであるということ。つまり、臨時職  
員・非常勤職員の雇用安定、処遇改善を進め、貴重な人材の確保をすることは、安定  
した公共サービスの提供に資するものであり、住民の行政への信頼に応えるものであ  
る、というわけであります。これらのことをきちんと踏まえた制度設計を運用すべき  
と考えております。ぜひ今後のですね、制度設計を全員協議会等で説明をいただき、  
こういったチェックができるような形、条例の制定を上程したという前の段階でチェ  
ックできるような取り組みをお願いしたいと思います。例えば、今までフルタイムと  
かフルタイムに準じた勤務であった職務をですね、財源不足を理由に短時間に切り替  
えれば、職場は大混乱になることは明らかであります。労働組合をはじめ、臨時・非  
常勤の皆さんの当事者の理解を得ることも重要であります。公務職場が官製ワーキン  
グプアなどと呼ばれないように、公務職場における働き方改革が実のあるものとして

進むよう、新たな制度導入がそれにつながることを期待して、私の質問を終わります。  
ありがとうございました。

○議長

只今より、暫時休憩といたします。なお、再開時間は11時50分11時50分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 11時 40分

再開時間 11時 50分

○議長

再開いたします。質問順位3番、議席10番、矢ヶ崎紀男議員。

【質問順位3番 議席10番 矢ヶ崎 紀男 議員】

○矢ヶ崎（10番）

令和元年6月初の一般質問であります。21世紀は正に少子高齢化の問題、それと環境問題、そして農業問題が大きなテーマとなっております。私ども団塊の世代が8050問題を抱え、そしてまた、環境問題は地球規模の問題であります。食糧問題については、日本の食料自給率が50%にも満たないこの国で、荒廃した農地は増え、耕作放棄地も増えております。中山間地農業は、農業本来のものを作る機能と同時に多面的な機能を有しておるわけでありまして。それは、災害を未然に防ぐということばではなくして、そこには人々の営みがあり、かけがえのない歴史・文化・伝統があるわけでございます。私どもは、それを受け止め、次の世代に引き継いでいかなければならない大切な使命があるわけでございます。それでは、一般質問を始めてまいります。

最初に、教育の、子ども達の安全・安心であり、そしてある意味農業問題であり、景観問題であります。まず最初に、今回起こりました川崎での子ども殺傷事件についてお伺いをしてまいります。世界で最も安全・安心な国といわれた日本においてこのような悲惨な事件が起きてしまいました。今まで、私どもの子どもも一人で通学し、一人で買い物に行き、一人で遊ぶことが日常のことでありました。しかしながら、海外のマスコミも一斉に報じておるとおりに、安全・安心な国日本で、このような事件が起こるということを、一斉に取り上げたわけでございます。そこで、質問をさせていただきますが、子どもたちの登校中の安全確保は、どのように今後していくのかお答えを願います。

○教育長



はい、議員の質問にお答えをしたいと思います。世界でも一番安全な国だといわれていた日本ですけど、その安全神話が今こう崩れつつあるというのは私も感じてるところでございますし、非常に切ないなあっていう思いでございます。また、先ほど町長の答弁にもありましたけれど、何の罪もない子どもたちがあるいは、一般市民が犠牲になるという理不尽な事件に巻き込まれるっていう本当にいたたまれないわけでございます。そこで各学校では、先生達が定期的に街頭指導など行っているわけですけど、通学路といっても非常に広範囲でございます。ですから、当然これ限界がございます。地域の方々の協力がこれ不可欠になってまいります。そこで、各学校では地域をお願いをして、登下校時に通学路に立って声かけだとか見守りをしていただけるボランティアの方や、何かあったときに子ども達が助けを求めることができる、子どもを見守る安心の家の登録を進める等、協力をいただいているわけでございます。現在、ありがたいことに町内の見守りボランティア 97 名、それから、安心の家の登録は 134 件となっております。非常にありがたいわけですけど、これあくまでもこう一つ一つこう点でございます。で、やはり警察の方もパトロールをしていただいているわけですけど、犯罪から子どもを守る、それから犯罪を未然に防ぐ、この最大の武器は、やっぱりこれは人の目だと思います。地域住民も日頃から子どもの登下校に関心を持っていただき、気にかけていただくことが大切だろうと思っております。今後、教育委員会でも学校を通じて、あるいは教育委員会が係わる様々な会合がございます。この中でも、様々な機会をとおして、住民に無理せずできる範囲で、できる見守りをお願いしてこうと思っているところでございます。例えば、朝散歩している、ウォーキングをしている方が大変たくさんおりますけれど、この方たちに登下校の時間に合わせて散歩やウォーキングをしていただくお願いだとか、登校中の子ども達何気なく見ていただく、それから、農作業をしている方やその他様々な仕事をしてる中でも、登下校をしている子ども達をちょっとう気にかけていただく、遠くからでも良いので、見守っていただくというように、より多くの地域住民の目で子どもを見守っていただくっていうことしかないのかなあと思っております。ここら辺、広く地域住民に訴えていきたい、多くの目で子ども達を見守っていきたくと思います。やはり、様々なこのことを事件からいわれてるわけですけど、やはり多くの人の目が必要なんだということ一様にこういわれておりますので、辰野町でもそこらへん諮っていきたく思っているところでございます。以上です。

○矢ヶ崎（10 番）

今教育長言われましたとおりに、防犯ボランティアこれの高齢化している問題があると思いますけれども、ここら辺はどのように対応していくおつもりなのかお伺いをいたします。

○教育長

はい、確かにこの見守り隊だけではなく様々な学校を支えていただいているボランティアの方たち、高齢化してきてるわけですがけれど、やはりこれは広く住民に訴えてくしかないと思うんですね。で、我が子のためというようなことで、中々今忙しい社会の中で厳しいわけですがけれど、それだけに先ほど言いましたように無理をせずできる範囲でやっていただく。見守り隊なんだとかそういう構えるんじゃないで、ごく自然に生活の一部として、散歩していく、田んぼ行くときに登下校に合わせて行動してもらうとこのことを、お願いをしていくしかないのかなあと思っているところでございます。以上ですが。

○矢ヶ崎（10 番）

それとですね、登下校での子どもが狙われる事件、事例は、近年非常に相次いでいるわけでございますけれども、登下校防犯プランで重視したのは、児童、生徒を一人にしないという観点からか、あるいはそこらへんに通学路の死角を確認し、それを強めることとか、その点でのお伺いをしたいと思います。

○教育長

実は、通学路の危険箇所というものにつきましては、昨年度の、まあ地震も受けてという、ブロック塀の倒壊も受けてですけど、町内でも総務省や文科省、国土交通省等の指導を受けて、一斉点検をしてございます。そんな中で、それぞれの学校において危険な通学路っていうのは、それぞれ把握をして周知してるところでございます。できるだけ、登校も下校も複数の児童、生徒でということは、原則なんですけども、でも、そうはいいまして、最後は一人になってしまうんですね。新潟の小学校2年生の女児が連れ去られて殺害されたのも、ずっと複数で下校してきたんだけど家の前、百数十メートルのところで一人になってしまっただけでそのときになってきますので、非常にここは難しいわけですがけれど。一つはその通学路の危険箇所を地域住民も周知すると同時に、やはり子ども達自身もやはり危険を察知する能力だとか、危険から身を守るそんな力っていうのも身に付けさしていかなければいけないだろう

というようなことで、防犯訓練だとか防犯教育も含めて各学校ではこれから大事になってくるんだろうなあ。ですから、そんな点でいきますと今までの学校における防犯対策だとか防犯教育、防犯訓練っていいですかね、避難訓練これらについてもまた、見直していかなければいけないだろうと思います。

○矢ヶ崎（10 番）

それでは、体験型安全教育支援機構の清永奈穂代表理事は、「バスだからあるいは、集団でいるから、小学生とかその子ども達が安全とはいえない時代になっている」と、それを指摘しながら、児童には不審な人を見かけたら、走って逃げるという体験学習をさせるべきだと訴えておりますが、この考え方についてどのように思われますか。

○教育長

はい。ただ今の質問は、非常に難しい質問だなあと。不審者っていうのは、どういふのが不審者なのかっていう部分が非常に難しいわけですのでね。子ども達に、とにかく接した大人は皆不審者と思えなんてことも指導もできませんのでね、非常に難しいんですけど、やっぱり不審者かどうかってのは、なんていうんですかね、挨拶をきちっとできるできない、挨拶をさせていく、まあ関わってく大人のほうもね、子ども達に積極的に挨拶をしてくってというようなところからしていかなきゃいけないのかなと思うんですけど、大人を信じれない子どもを作ってしまう危惧も一方ではありますのでね。なんて答えたら良いか私自身回答に困りますけど。すいません。

○矢ヶ崎（10 番）

確かに、答えにくい問題であるし、どのように対応して良いか非常に大きな課題があるかと思えますけれども、何よりも子ども達が安全で安心して暮らせる地域社会を目指すことに努力を注いでいかなければならないことは、共通の思いであろうと思います。

それでは次に、学校のですね対応というか、例えば、学校へどんな人が入ってくるのかこれは分からないわけではありますが、万一そのような不審者といっているのか、そういう人が学校校内に入ったときの対応は、どのようなことになっているのか、前よく言われました、刺叉、それに代わるようなものが今現実に学校にはあるのか、その点を含めてお伺いをしたいと思います。

○こども課長

私のほうからは、学校における不審者対策全般について触れながらお答えをしてまいりたいと思います。まず、各学校ですけれども、先生方の校内巡視はもとよりいわゆる屋外カメラ、監視カメラを設置をしまして、そういった部分でも監視をしております。また、各学校におきましては、来校されたすべての方に、先ほど教育長の答弁にもございましたとおりに、とにかく挨拶、声がけをして、警戒に努めてるといった内容になります。また、実際にこう侵入をされた、不審者が入ってきたような場合については、警察への通報とともに、先ほど議員おっしゃられた刺叉での対応といったことになります。防犯訓練の実施ですとか、刺叉についてはすぐに対応できるように職員室ですとか各階の廊下など、それぞれの学校の事情に併せて設置をしているところであります。なお、この刺叉です。一般的なU字型ですと中々先生方、特に女性の先生ですと中々対応できるかどうかという不安もあるかと思っておりますけれども、最近ですと可動式のアームロックといった形で、体自体を拘束できるタイプがございます。これについて、現在教育委員会では順次入れ替えをしておきまして、こういったものを活用してまいりたいと思っております。また、日頃の対策の中では、警察署による防犯教室ですとか、訓練とかもやっておりますけれども、中々先ほどの体験学習との関連でもありますが、こういった部分子ども達を入れての体験っていうのは、非常に子ども達自体が逆にそういったところでショックを受けてしまったり、怖い思いをしてしまうなんていう懸念もありますので、慎重に対応すべきかなあと考えております。以上です。

○矢ヶ崎（10番）

今、新しい形での刺叉というものがあるということなんですが、町内の小中学校にはそういうものは現状置いてありますか。

○こども課長

新しいタイプのものについては、全てではございませんが、一部導入してございます。ちょっと数字は持っておりませんが、順次、そういったタイプに入れ替えていく予定であります。以上です。

○矢ヶ崎（10番）

荒神山スポーツ公園の管理体制について伺います。すばらしい自然と環境に恵まれた景観もそうですが、多くの方が四季折々訪れ、スポーツにあるいは、散策にと楽しんでおります。桜祭り期間中には、多くの方が町内外から訪れたと思います。ため池

百選にも選ばれたたつの海の周りには、植栽された、サツキ、あるいは、サツキ等が植えられております。見事な花が咲き誇ることを願うわけであります。そういう花が全体に、公園全体に咲き誇りますと、桜祭りあるいは、ツツジ祭り、そしてほたる祭りへとリレーできるわけでございますが、スポーツの花園、あるいはメッカとして素晴らしい公園になるかと思えます。そこで、景観全体の計画をもう一度見直すというか、努力していくその思いの中で何とか花を咲かしてもらいたいと、そういう思いで質問をいたしますが、その点をお伺いします。

#### ○生涯学習課長

はい。景観全体ですね、計画につきましては今現在ございませんが、先ほどの議員おっしゃるように、春にはサクラ、またハナモモですか、そして、今頃になりますとサツキやツツジそしてこれからはアジサイなどが咲き、新緑の木々が訪れる人々をですね、癒してくれる場所でございます。たつの海周辺に植えられたコマツナギの花にはですね、ミヤマシジミが舞いまして、夏には木陰で涼み、秋には紅葉狩り、冬には雪景色と年間通じて楽しめる憩いの場所であるかと認識しております。

今年度は、公園内のサクラの種類と本数や場所を調査しております。676本にナンバリングをしまして、未実施も含めると826本のサクラを確認してございます。今後、古木、病気のサクラについてはですね、樹木医と相談のうえ世代交代ですとか、また新規植栽等を考えて、検討していく予定でございますし、また、学識経験者にアドバイスをいただきながら、荒神山スポーツ公園の環境連絡会というものがございまして、そちらのほうにも検討をお願いしながら、景観全体ですね計画をしていく考えでございます。以上でございます。

#### ○矢ヶ崎（10番）

ぜひ、すすめていただきたいと思えます。そこで、職員の皆さん当然見たことあると思うんですが、荒神山へ行ったときに、2001年10月辰野ライオンズクラブが次のような看板を掲げてございます。「荒神山周辺には、生育する樹木は、自生するアカマツ林を主体に植栽されたカラマツ、スギの林があり、それらの中にコナラ、エゴの木、ミズキ、オオグルミ、ハリエンジュ等が見られます。荒神山公園の造成に伴って、植栽された園芸品種には、ヒラドツツジがあり、クロマツ、アカマツ、シラカバ等も移植されております。21世紀を迎えるにあたって、私ども人類が最も大切に考えなくてはならないものに、水と空気と緑があります。川島小学校のみどりの少年団の協力

を得て、その視点から、緑に親しむ第一歩として樹木の名札を付けたようであります。四季折々の樹木の姿を愛でながら、荒神山公園を訪れる皆さんに、生育している樹木と存分に語り合っていたきたい」こう記せられております。

次に、荒神山公園というかパークホテルには、毎年多くの合宿の皆さん方が訪れるわけであります。それは、大学生であり、高校生であり、また、附属の中学生であります。そして、この人たちは、関東・中京方面あるいは、そのほかのところからも来ると思いますが、その学生、合宿に来る学生、子ども達のために、一人500円の補助を行っているかと思うんですが、例えば、ここで高校生、あるいは、中学生との合宿に来た学生達が交流試合とかあるいは、交流を持たれた場合には、プラスアルファどのくらいの金額が現状ありますか。お答えをいただきたいと思います。

#### ○産業振興課長

はい、ただ今の町の合宿等補助金についてのご質問かと思えますけれども、ただ今の質問にございましたように、パークホテルのみならず町内の宿泊施設を合宿等の目的で使われた宿泊者の皆さんに対しまして、補助金をということで、補助事業を平成27年度より実施をしてるところでございます。ただ今の質問にございましたが、その際、通年でやっておりますこの事業につきましては、4月～11月の利用については、500円でございます。また、冬季の12月～3月につきましては、更に500円上乗せをして1,000円ということで、この要綱の中で実施をして動いているところでございまして、そもそものこの目的自体が、通年で宿泊客が誘致できるようということで、宿泊施設のほうもどうしても冬場になりますと、観光客、まあ通年での観光が中々辰野できない中でのお客様が見えられないっていう部分を補える意味も込めまして、冬場については若干500円の上乗せをさせていただいて、実施をしているところでございます。今のご質問でございますけれども、そういう流れの中での、合宿の際交流等があった場合は、上乗せがあるかということでございますけれども、地域交流活動等していただいた団体につきましては、500円を上乗せをして補助を出している状況でございます。以上です。

#### ○矢ヶ崎（10番）

そういう、500円あるいは1,000円を負担するわけでありましてけれども、結果としてどのような効果が生まれているかを、お願いしたいと思います。

#### ○産業振興課長

はい、結果でございますけれども、やはり通年的には、合宿補助の制度ができた以降は、町内宿泊施設においては、利用客が増えたという話を聞いております。申請につきましては、平成27年につきましては、この施行が12月で始まったものですから、冬場のみでございますが9団体の約600人でございますけれども、平成28年以降につきましては、50団体を超える団体、また、延べにつきましては、約4,000の方がご利用いただいているということでございます。効果的につきましては、先ほども申し上げましたように、町内のパークホテルでありますとかかやぶきの館等につきましては、その冬場がどうしても利用客が少ないということで収益等も落ちてたわけでございますけれども、この合宿を利用する中で、大きな大学でありますとか大学の部活動とかサークルにつきましてはご利用いただいておりますので、集客力があがりましてその分、営業的にも成績が上がっているということで報告を受けているところであります。

○矢ヶ崎（10番）

具体的な効果が出たということで、嬉しい思いであります。

それでは、ふる里農村公園かやぶきの館についてであります。ここで、指定管理者が代わったわけでございますけれども、かやぶきの館ができて22年が経過し、4月からは新しい指定管理者の下で魅力ある運営を期待するものでありますが、どのような経営の下に運営していくのか、スタッフの構成は、あるいは、地元採用は、食糧は、で質問をいたします。

○産業振興課長

はい。かやぶきの館の運営、管理ということでございます。今、議員ご案内のとおり22年を迎える中で、かやぶきの館につきましては、平成8年度ふるさとグリーンビレッジ構想といたしまして、農業構造改善事業で取り組みまして、食の健康拠点施設かやぶきの館として整備をされ、今現在に至っているわけでございます。施設の中の付帯施設といたしましては、交流体験館、よりあい工房などがありまして、食と健康をテーマに地元の農産物を使った郷土料理ですとか、また、薬湯の湯の入浴など田舎のゆとりとぬくもりを提供することを基本として、営業を開始をしているところであります。しかし、時代の流れとともに、また、直営でやっておりました10年以降、指定管理者への行政処分、まあ委託ではなく行政処分という形での指定に対しまして、少しずつ傾向が変わりつつあることは事実であろうと思われ、議員も今お話のとおりでございますけれども、今お話のように今年度、新たな指定管理者を指定したところでござ

います。その指定管理者の管理業務における基本方針には、かやぶきの館の営業開始当時ですね原点回帰というものを謳っておりますので、先ほども申しましたような、当初は平成8年オープンの当初のような、かやぶきの運営等の期待をしているところでもあります。また、食と農のかかわり、あるいは6次産業化の進捗を図る上でということ、かやぶきの館を拠点とする中で、新たな人材といたしまして、この夏から1名でございますけれども、地域おこし協力隊を施設に配置をいたしまして、地元川島の農家の皆さん、また、町内の農家の皆さんとも連携を等にも力を入れ、視野に入れる中で、今後、ますます食とのあるいは、かやぶきの館当初の目的であります部分の原点に戻る営業できるようにということを期待をしているところでございます。

#### ○矢ヶ崎（10番）

今、言われたとおりに、指定管理になっても今後、原点へ帰ることを進めていくということでもありますので、安心をしておるところであります。あくまでも、最初の頃は、なんちゅうんですか、あっこでソバ打ち体験とかあるいは、草木染め、あるいは陶芸等のメニューがあって、それも実際に行われていたわけでもありますけれども、今のところそれは行われておりませんので、これは、講師の先生方の高齢化、あるいは諸々のことがあるかと思いますが、そういうものが何らかの形で、希望に沿ってできるようになれば良いかなあと。そんな思いであります。また、今課長言われたとおりに、時代と共にそういうものに対する考え方も違って来るんであろうと、そんな思いがします。そうして、過去においては、体験企画運営委員会というようなものがありまして、現実に年1回あるいは、2回そういうものを、開業時実際にかやぶきの館で行い、あるいは、紅葉祭りには、どのようなメニューで展示していくか、そういうようなことも検討したわけがございますけれども、やはり良い面、過去にあった良い面というものは、今後とも続けていくべきだろうし、あるいは、体験企画運営委員会に代わるようなお互いの話し合いの場所、地元との話し合いの場所そういうものは、今後考えていく必要があると思うんですが、その点はどのように考えていますか。

#### ○産業振興課長

はい、その点につきまして、今議員おっしゃるような検討委員会等は、指定管理者後もですね行政処分でございますので、指定管理者に対して全てのものを任せてるといふ部分もでございます。ただし、やはり農業構造改善事業で作られた施設であります



し、グリーンビレッジ構想という町が大きな構想を持つての事業でございますので、全く町が関わらないというわけではなくて、町の営農に対する方針ですとか、景観に対する方針等も踏まえる中で、指定管理者にはお願いをして、現在も実施しているところであります。新たな指定管理者になりましては、4月早々にですね、地元の管理の協力をいただいている皆さんと、指定管理、あと町と三者で、以前やっていたような協力会といいますか、そういう検討会には至らないわけですが、今後のかやぶきの館周辺における管理とか運営等につきまして、相談会を持ちまして、これについては継続的に実施をしていこうということで話し合いを持ったところでございます。

○矢ヶ崎（10番）

次に、農業型体験施設土恋処よこかわがあそこにあるわけでございますけれども、今、13棟ですかね、1棟は、移住・定住を目指して、そこにモデル的に1日以上ですか、住んで実際に体験していただくと、そういう施設であると思うんですが、例えば、土恋処よこかわなんですが、これはあくまでもセカンドハウスでもないし、別荘でもないわけですね。あくまでも農を通じて、そこで学んでいただきたい、そして、例えば自然に触れ合うとか、地元の人たちとの交流、あるいは、かやぶきの館が行う行事に対しての協力、そういうことが最初の原点であったかと思えます。また、地元の作業にも積極的に20年前は出た方々でありました。それで今、最長期間は、あそこへ入った人の最長期間は、何年なってますか。

○産業振興課長

最長でもって、1組として5年ということでやっておりますけれども、実情に応じてはという方が1軒ございまして、最長で10年という方がいらっしゃいます。

○矢ヶ崎（10番）

確かあの、最初は5年だったと思うんですね。その後、例えば成績がとても優秀だとか色々のメニューの中で、積極的に自分の出身地、例えば、愛知県なら愛知県で良いですが、あっこへお客さんを連れてくるとか、あるいは、年間365日のいどに、冬は別として、何日くらいあっこに滞在したいとか、そういうデータも過去にとったわけでございますけれども、今後やはりあっこへ入った人たちが、自分の畑での作業は、地元の講師の皆さん方がおられるんで、その人たちとのあれは十分行っていると思うんですが、共同で行わなければならない、土手の草を刈るとかあるいは、道を直

すとか、そういうものに対して、積極的に取り組んでいく必要があると思うんですが、その点についてお伺いをします。

○産業振興課長

はい。先ほどの議員の質問の中のご案内のとおり、今年度につきましては、12区画ということで、中京方面、あるいは関東方面の方から、こちらの方とご契約をいただいております。以前やっておりましたように、地元の皆さんとの交流等は、最近少なくなっているわけですが、農園管理につきましては、地元から楽農耕師ということで、地元の農家の皆さんをそれぞれ区画ごとの担当という形で、年間を通じる中で農作業、また、様々な地域との触れ合いも含める中での、関連を持っていただいているわけですが、今年初めて、お一人新しく一区画入った方も、初めてということもございますので、この週末でございますけれども、12区画の皆様と町と、指定管理者と一堂に会す中で、ここの土恋処よこかわの運営につきましてですとか、今議員おっしゃるような当初の目的等再認識する意味での会合を持つ予定でございます。

○矢ヶ崎（10番）

指定管理であって難しい面もあるとは思いますが、ここに入るにわたっての選考基準、そんなものはどのようにしているのか、あるいはまた、レポートを提出させているのか、実際に面接しているのか、あるいはまた、レポートの中で年間こんなに来ますというようなおいしい文句があったとしても、これは距離的に難しいとか、あるいは、遠慮願いたいとかそういうこともあるかと思うんですが、その点は、選考基準は、競争率というか今何組くらいが13棟に対して応募があるか、もし分かっていたら、お願いをしたいと思います。

○産業振興課長

はい。この土恋処よこかわにつきましては、この指定管理以降ですね、先ほど言いましたように、この事業自体が行政処分化しておりますので、全て指定管理の方に選考についてはお任せをしております。ただし、選考基準につきましては、当初この土恋処よこかわを、設立した時点のものと何ら変わらないものを利用しておりますので、その基準に沿った中で、指定管理のほうでは、選考をいただいているものと思っておりますし、どのぐらいの倍率かというお話でございますけれども、実際応募をかければ、それはホームページ等も町のホームページ等にも載せる中で、公募を

かけてるわけでございますけども、決して0っていうことはなく倍率が多くてもそれでも2倍とか、そのくらいかと思えます。3倍、4倍までいくっていう件数ではないかと思えますけども、川島を訪れていただいた方がここはとてもちよっと体験してみ、自由体験してみたいなっていう方からの問い合わせ等は、私どもの事務局のほうにも、産業振興課のほうにも問い合わせがあるわけでございますので、全体的にですね、このクライנגルテンのこの施設については、興味を持たれる方はまだまだ多いのではないかと考えてございます。

#### ○矢ヶ崎（10番）

最初は滞在型農業施設土恋処よこかわに、5年とかあるいは最長10年ですか、住んで、いずれこの地へ住んでいただきたいとそういう思いが強いわけでございますし、そういう施設でございますので、今後ともぜひ土恋処よこかわを、愛した皆さん方がこの川島の地域に住み続けられるような方法を講じていただければと思います。

最後に、横川ダム周辺の観光と整備についてでありますけれども、今、水力発電の工事が進んでおりますし、非常に今交通量も激しいわけでございます。というのは、コンクリートミキサー車が相当の勢いで入ってますし、そういう状況があります。道そのものの心配もあるわけでありまして。そこで、あっこには源上公民館のそこへ車を停めて、赤い橋を渡って湧水公園に行くというルートがあったわけでございますけれども、今、親水公園そのものが資材置き場というか石とかあるいは木材、諸々の物でいっぱいになっておりますけれども、今後、親水公園一体の環境整備、それから、運用でありますけれども、過去においてはあっこに池があり、夏休みなんかで、子ども達のマスのつかみどり体験等も行われたわけでございますけれども、色々の時代も変わるし、そういう中で今後、そういうものを復活していくのか、あるいはまた、あっこの公園を利用して横川川への散策ルートを構築していくのか、あるいはまた、池はやめてあっこに要するに、これはイメージだけで良いんですけども、三級の滝から流れた水が蛇石をとおり下へ流れていく、そういうせせらぎみたいなものをあっこに構築していくことも一つのアイデアかなあと、そんな思いもするわけでございますけれども、その点について、意見をお願いしたいと思えます。

#### ○産業振興課長

はい、横川ダム周辺にあります親水公園の今後の整備状況ということでございます。この親水公園につきましては、今、議員ご案内のように現在、水力発電所の建設とい

うことで、取水箇所については、それぞれが施工ヤードといいますか管理事務所の管理のための施設が置かれている状況でございます。元々この親水公園につきましては、地元源上耕地にご委託をいたしまして、草刈りですとか樹木の剪定を行っていただいているところであります。今年度につきましては、先ほど言いましたように県の事業での建設工事を行っておりますので、今後、完成後につきましては、地元、また現在の工事、施工体であります伊那建設事務所、また、元々の管理部門でも一緒にやっていたいただいている町建設水道課と協議をいただく中で、よりよい活用方法について検討をしていきたいと思っております。また、周辺環境整備でございます。今、議員がいろんな提案いただいた部分につきましても、地元ですとか地権者の皆さんと相談をしながら、解決していければと思っておりますし、ご提案のありました観光的な視点からの整備、開発につきましても、関係する皆様とともに検討が必要かなというふうに考えております。

#### ○建設水道課長

水力発電の関係につきましては、建設水道課のほうを担当してるところでございます。工事を進める中で、親水公園を今、作業ヤードとして利用しております。土砂等の一時仮置き場として利用していますが、工事終了後は原型復旧を基本としているものの、源上耕地の方々の管理や親しまれる公園として利用されるため、金銭的にも現状復帰に収まる範囲内での復旧を考えております。4月の18日の日に、地元耕地総代とともに意見交換をする中でですね、過去の他の工事におかれた復旧方法等も参考にしまして、企業局のほうから提示することになっています。いずれにしましても、地元の人たちと管理ができるものを作っていくということで、今、協議をしておりますので、お願いします。

#### ○矢ヶ崎（10番）

今、水力発電の話が出ました。まあ、後へ回します。それと、あっこにバーベキューハウスといわれているものが、あっこにあるんですが、中々、使われてるあれが近頃少ないような気がします。あっこも非常にですね、景観も悪くなっちゃってるし、あるいはあっこに、相当の勢いで林というかが成長して見晴らしが悪いわけでございますけれども、そこらへんも今回の一連の工事の流れの中で、切るべきものは切ると、それから、すっきりさせるものはすっきりすると、そうして、景観をすばらしいものにするということをぜひお願いしたいんですが。あの林というか木そのものは、県のものなんですかね、あれは。

### ○産業振興課長

はい、バーベキューハウス周辺の景観等でございます。こちらのバーベキューハウスにつきましても、先ほどの親水公園と合わせる中で、地元の源上耕地に管理等委託しているわけでございます。以前はですね、やはり利用客が多かったせいもあったかと思えますけれども、周辺の雑木等については、地元源上区において除伐等をいただいで管理をしていただいたわけでございますけれども、あそこの施設管理全てを源上等に鍵等もお渡ししている中で、管理をしていただいておりますので、こちら町のほうでも中々利用実績等が、掴めてないところでございますけれども、近年、あそこの場所を訪れるかぎり、利用客がいないのかなというのを感じてるところでございます。まあそんな中で、地区の皆さんも高齢化する中で、中々あの辺の景観的な整備が進んでいないようなことが現状かと思えます。今後、今の状況を見る上においては、また、源上の皆さんとご相談をする中で、手を入れていただくなどの措置をとっていただければなあというふうに考えております。今、お話にありましたように、ダム関連でっていう話は中々難しいかと思えますので、町がその委託をしてる範囲の中で源上の皆さんに、できるだけ努力をしていただく中で、景観をまた元に戻していただくような作業をしていただけるといふかどうかということで、ご相談をしていきたいと考えております。

### ○矢ヶ崎

最後に、水力発電でありますけれども、水力発電そのものは、県企業局の事業でよろしいでしょうか。関係等についても含めてお願いをしたいと思えます。

### ○建設水道課長

水力発電の状況でございます。県のですね、しあわせ信州創造プランにおいて自然エネルギーの普及拡大が施策として位置付けられました。発電を行ってない県管理のダムの中で、採算性の高い3つのダムがありまして、片桐ダム、横川ダム、箕輪ダムの発電を導入することとなりました。その中で、横川ダムにつきましては28年の6月に地元の同意を頂き、事業の推進を図っておるところでございます。現在ですけれども、発電所の建設工事を30年の11月26日からR2年の3月10日まで長野県の企業局の南信発電管理事務所で発注をしております。総事業費は約5億1,000万ということで、売電の収入見込みですけれども、約、年でございますが、5,200万を予定しております。年間発電量としては、約420世帯分ということで対応しております。供用開

始ですけども、R2年の4月1日を予定してるような状況でございます。で、今までですけども、発注にあたりましてですね、外観は木の質にするとか自然環境の調和して展望デッキや見学スペース、スタンプラリーなどを設けるなど、また、発電所の名前につきましては、地元の小学生により命名されて、地域に親しまれる発電所を目指してるところでございます。先ほども言いましたけれども、県の企業局では、箕輪ダム、片桐ダムも発電所の建設を進めるとともに、新しい発電開発の調査を行い、信州の自然にはぐくまれた水の恵みを自然エネルギーに活かす取り組みということで県の企業局で進めてる状況でございます。

○議 長

矢ヶ崎議員、まとめてください。

○矢ヶ崎（10番）

県内に、県企業局が携わるところの発電事業、これは、18箇所ぐらいあると思うんですが、それでよろしいですか。

○建設水道課長

すいません。新しいダムを作る3ダムっていうことについては、調べてきましたけれども、全体の数については、把握していませんので、申し訳ございません。

○矢ヶ崎（10番）

最後に、ダムができたと、水力発電が稼動したと、そこで、こういう地域に県企業局というか、県から協力金というのか何らかの手当ては今後発生するわけでありませうか。地元、町。

○議 長

建設課長、まとめてください。

○建設水道課長

交付金の対象になるものがございます。それは、所在市町村交付金というものでございまして、運転開始の翌々年度からの交付ということで、聞いております。R2年の4月1日運転開始となりますので、R4年から交付の対象となります。一応、初年度は700万円くらいになりそうということで聞いておりますが、減価償却によりまして、年々交付金が減ってく交付金だということで、お聞きしております。

○矢ヶ崎（10番）

はい。その交付金についての使い道は、どのような形で使ってもこれは問題ないわけですか。

○議長

建設水道課長、端的にお願いします。

○建設水道課長

すいません。その交付金の使い道まで県の企業局には確認はしてませんが、700万円は、辰野町の交付になるということで対応しています。

○矢ヶ崎（10番）

いよいよ時間も迫ってまいりました。最後に、消防出身の町長であります。良い事例を1つ報告して、終わりにしたいと思います。最初に、何か怪我でも病気でもそうですけれども、119番通報をするわけですよね。それで、対応するんですが、こんだ上伊那広域消防になったということで、上伊那広域消防には、多くのスタッフがそこに待機しているわけですね。そこで、電話したときに、症状とかそういうものを全部そこでインプットすると、自動的に松本にしてもドクターヘリが、もうその時点で出発して現場へ向かうと。そういうすばらしい対応の下で、こないだあった事例ですが、松本から5、6分でもう辰野へ到着すると、そこでスピーディーな対応で無事伊那中央病院へ患者さんが運ばれて、時間を争うようなものだったけれども、非常にスピーディーにことが運んだとそういうことでございますので、ぜひ機会があったら消防署の皆さんにお伝えください。以上で終わります。

○議長

ただ今より、昼食をとるため暫時休憩といたします。再開時間は13時30分、13時30分ですので、時間までにお集まりください。

休憩開始            12時 40分

再開時間            13時 30分

○議長

それでは、再開いたしますけれども、暑くなりましたので上着を脱いでいただいても、理事者側の方も脱いでいただいても結構だと思いますので、よろしくお願いします。質問順位4番、議席7番、樋口博美議員。

【質問順位4番 議席7番 樋口 博美 議員】

○樋口（7番）

議席番号7番樋口博美でございます。質問の順番を2と3を入れ替えます。通告に従いまして、まず始めに、松くい虫の被害状況と対策について伺います。

松くい虫の被害は標高900メートルまで今現在、拡大されて、特に松本地域で被害が急増中でございます。平成31年3月現在77市町村のうち、未被害地は辰野町を含む26市町村でございます。マツノザイセンチュウ自体は、自分で移動ができません。このマツノザイセンチュウを運ぶカミキリムシの存在がございます。マツノマダラカミキリ、今現在では、約6種類のカミキリムシが運び屋として確認されているようでございます。その中で、カラフトヒゲナガカミキリこの存在が分かったことで、当初800メートルというラインが引かれていたんですけども、それが900メートルまで上げられてきた。それで、被害もそこまで進んできております。残念ながら辰野町においても、2015年あたりから被害木が確認されております。質問いたします。町内のどこで、どのくらいの範囲で被害木が確認されているのか、また、それらをどのように処理しているのかお聞きします。

○町長

はい。樋口議員ご質問のとおり、県内において昭和56年に当時の山口村で初めて松くい虫被害が発見された以降、県内各市町村においては、危機感を持ってそれぞれ対応しているところであります。まあただ、被害は拡大の一途をたどっている状況であります。

上伊那郡下においても、平成7年に中川村で被害が確認されて以降、被害が北上し、お隣の箕輪町では平成20年に被害が確認されました。当町においても議員ご質問のとおり、2015年平成27年に被害木が発見されてから以降、箕輪町との境周辺において、毎年、単木的な被害ですが発生しております。県下の被害地域では、このような単木的な被害が数年続いた後、一気に被害が広がっているようでありますので、辰野町においてはなんとしても被害を拡大させないため、早期発見・早期駆除を命じているところであります。ご質問の被害状況、対策等につきましては担当課長より答えさせていただきます。

○産業振興課長

はい、それでは、樋口議員の被害木の確認の状況、あるいは、どのように処理をしているかということについてのご質問に対しまして、お答えをいたしたいと思っております。被害の状況につきましては、今、町長が申しましたように、平成27年度に、樋口・



赤羽で発見をされております。近年においての状況でございます。29年度でございますけれども、樋口、北大出で確認木、被害の調査をした確認木から2本の被害が出ております。29年度の駆除量につきましては、98立米を実施しております。昨年30年度でございますけれども、樋口、赤羽、北大出において、黄色くなったと申しますかそういう木がございまして、そのうち確認をされた木のうち、7本から被害が出ております。駆除量につきましては、101立米でございます。今年度につきましては、マツが赤く変わってるものについて、通報のあったものについて、検体を確認中のものが、県に対して2本を今依頼中でございます。どのように処理をしているかというお話でございます。まず、町長言われましたように、早期発見、早期駆除を基本に、発見されましたアカマツの枯損木につきましては、今言いましたように、検体を確認した後、マツノザイセンチュウがその中に確認されないとしましても、全量の駆除を実施をしているところでございます。駆除方法につきましては、枯損木を現地にて玉切り約1メートルから1メートル20ほどの長さに切り、その場でシートを被せ燻蒸処理する方法と、もう一つの方法として破砕チップパー、木を細かくチップ状にする機械がございすけれども、それが導入できる場所においては、破砕をする処理をする2通りで実施しをしてるところでございます。

#### ○樋口（7番）

はい。30年間その方法で長野県は駆除してきたわけです。その結果が、被害状況でございます。燻蒸ですけれども、これは防除ではなくて本当に処分、処理。本当の防除っていうのは、もっと違った方法があるんじゃないかなあと思っています。今現在、その樋口、赤羽、北大出の話が出ましたけれども、北小野、これは辰野町ではありませんけれども、北小野で松くい虫の被害が入ってきているっていう情報はもうご存知かと思っておりますけれども、この北小野に入ると、南下するのと北上するの、どうしても南下するほうが早いんじゃないかなというような、私自身はそういった危険を感じているんですけれども、その北小野に入り始めた松くい虫被害に対して、塩尻市との連携はどう考えてるのか、お答えください。

#### ○産業振興課長

はい、北小野の被害状況の話でございます。先ほども言いましたように、上伊那の情報につきましては、上伊那郡市におきまして、松くい虫の防除対策協議会等でそれぞれの情報を交換してるわけでございますけれども、隣接いたします北小野、塩尻市、

また、東の岡谷市等につきましては、それぞれ被害が出た状態におきまして、そちらの林務担当の部署から連絡がくれば、分かるわけでございますけれども、こない場合については、新聞紙上等に出た情報を基にその情報等を得ている状態でございます。

#### ○樋口（7番）

今のお話聞くとですね、情報、向こうからいただければ、情報を確認してっていう対応するというお話ですけれども、ちょっと危機管理が甘いのではないかなと思います。実際もう北小野で、そういった状況が見られますので、早急な北の小野地区の対応についても進めていただきたいと思います。現在、箕輪町、伊那市では、900メートルというラインを設定をいたしまして、防除専用計画を作って、緩衝帯作業を行っております。ただ、辰野町は被害地でないため、この作業はできません。じゃあ何ができるかということですが、森林経営計画に基づいた更新伐、これが今最大の施策かな、これを利用することによって樹種転換を計ることが、最善なのかなというふうに思っておりますけれども、この部分につきましてどの程度、本年度計画をされているのか、そこらへんのお考えをお聞かせください。

#### ○産業振興課長

はい。ただ今、伊那市、お隣の箕輪町でも一部、先日郡の植樹祭会場になった森林について樹種転換という事業をやっているところもございます。議員のご質問のように、被害拡大防止等のハード面の事業でございますけれども、現在、面的整備としての現段階でおきましては、今ご指摘のように樹種転換のための更新伐施業等が考えられるわけでございます。しかし、議員ご指摘のような方法するにつきましては、国、県の補助金制度を利用する必要がございます、山林所有者にご理解ご協力をお願いいたしまして、先ほど言いました森林計画等は、上伊那森林組合等に作成をしてもらう必要があるわけでございます。また、ただ単に伐採のみではなく、伐採後の処置としての樹種の選定でございますとか、植栽、またその植栽後の下草刈り、また、除伐等数年後を見据えながらの施業計画を立てての作業ということになりますので、その辺につきましては森林所有者の皆さんにもご理解をいただければ、施業等が中々率先してできるわけでもないわけでございます。また、その点につきましても、有利な方法あるかどうかということで、県などとも相談し、検討して準備をしてまいりたいと思います。

#### ○樋口（7番）

はい。森林組合の名前も出ましたけれども、お隣の箕輪町では、今、緩衝帯施業をやっているところは、町が主体になってこの防除計画を作っているようでございます。ある程度その他人任せじゃなくて、もっと町が積極的にこの森林経営計画にも携わっていかなければ物事は進んでいかないかなとふうに思っております。2015年17年18年、非常に、特に樋口の地区で、近い場所で発生してるんですよ。地図の上に被害地を落としたポットの地図を林業総合センターさんからいただいておりますけれども、非常に限られた地域で今、発生しております。被害木を燻蒸するってのは、それはそれで良いんですけど、もっと攻めの防除を計画できないのかなと。例えばですね、被害木の周り10メートル、アカマツを切る。その周りには、潜在的にマツノザイセンチュウがまだ枯れてないけど入ってる木だってあるじゃないですか、その可能性をその10メートル切ることによって、対処できるのかなと。そういった施業計画も辰野モデルとして、この切り方はですね、長野県聞いてみましたけど、長野県ではどこでもやっておりません。林業総合センターさんのお話では、隣国韓国で20メートルっていいましたか、20メートル切る。その効果は出ているというふうなお話をお聞きしましたが、それが実際、どこでどういったのって数字的なものはありませんので、一応参考までにお話しておきますけども、そういったことも検討していただきたい。それで、そこに付け加えてですね、最後に木を植えるまで、切って処分をすることまでが終わりじゃないんですね。そこに、後木を植えるまで、きちんと管理をしていただきたいってそんなふうに思います。そこらへんのことをですね、また、検討していただくということで、次のですね、その危険性の話ですけども、その枯れてから発見するというのを今、枯れてから見つけて処分するということなんですけども、もっともっと危険性は身近にある。例えば、近年普及が進んでいる薪ストーブ。薪ストーブの薪、これは広葉樹を使うだけじゃなくて、今カラマツ、アカマツが使われています。このアカマツの原木が、箕輪の木は切ったら、全部辰野町へはこない。でも、一旦伊那の市場へ集約された木が、流通の段階で薪になって辰野町へ入ってくる可能性もあります。塩尻のアカマツが、北小野から小野へ入ってくる可能性もあります。それから、153が南北に走ってますので、アカマツを積んだトラックが頻繁に走ります。その流通までを、行政でコントロールしろっていうことは、むずかしいかもしれませんが、そこらへんは啓発活動をして、十分に皆さんに認識として持って

いただくということが必要ではないかと思いますが、そのへんについてお考えをお願いします。

○産業振興課長

はい、今のその啓発的なものでございますけれども、松くい虫この対策といいますか被害全般につきましては、啓発的な部分、2年ほど前になるわけでございますけれども、広報等で松くい虫の発生のメカニズムといいますか、その流れ等についてお示しをして、町民の皆さんにそれぞれお知らせをしてるところでございます。今、議員おっしゃられるように、近年は薪ストーブ等を愛用されるご家庭が増える中で、私も車等で通過しますと、赤いアカマツが積んであるご家庭もあるようでございます。確かに流通の過程でその部分が、松くい虫の被害に遭っている木がそちらのほうに売られて、ストーブの用材として使われている可能性もあろうかと思っておりますので、この夏にも、先ほど言いましたように、広報等でこの松くい虫の被害を食い止めようという目的を持つ中での広報をする、広報誌等に掲載、特集を組んで掲載する中においてもですね、今、ご指摘のあったようないわゆる直接住民の皆さんがこの松くい虫被害を食い止めることができるっていう、本当に一番身近な対応策であるかと思っておりますので、そういう部分を記載する中で、一番簡単にできますというか、被害ができるっていう予防を込めての内容としてその部分を記載をしていきたいと考えております。

○樋口（7番）

はい。しっかりとした啓発活動をお願いをしまして、次へいきたいと思っております。森林環境譲与税が、今年度より国よりおりてまいりますけれども、どのくらいの予算規模でくるのか、また、その使い道、この松くい虫対策にどの程度使われるのか、使われる可能性があるのか、そのへんについてお答えください。

○産業振興課長

はい、ご案内のとおり森林環境譲与税につきましては、この4月から施行をされているところでございます。どのくらいの予算規模でくるかというまずお話でございますけれども、まだ、県から通知のあった、まだこれ想定という言葉が付されている段階でございますけれども、金額につきましては、900万ということでございます。その用途について、松くい虫対策として使えるかということでございます。この森林環境譲与税の用途につきましては、中々確立といいますか細かい部分がまだ整っていない部分ではございますけれども、この新たに今年から、森林経営管理法という法律が施行さ

れる中に、新たな森林管理システムを活用することが義務付けられているわけでございます。内容につきましては、間伐ですとか人材育成、担い手の確保、木材の利用促進や普及啓発等の森林の整備及びその促進に関する費用に使うようにということが書かれているわけでございます。まあ松くい虫対策という部分も、この中に含まれるかどうかということで、県にも相談しているわけでございますけれども、この譲与税の用途につきましては、先ほどの部分を含めた中で、これまで実施をしてきた施策では、森林整備が進まないっていう状況があるということを踏まえる中で、新たに創設されたこの税でございますので、既存事業への振替え等は中々理解が得られないものではないかというふうに思っています。そういう既存に振り替えられないっていう中で、新たなものに松くい虫が加えられるかっていう部分でございますけれども、この部分は中々先ほど議員おっしゃられたように、被害地であるか被害地でないかという部分も関わってくるのかなというふうに考えております。現在、辰野町は未被害地域ということで、上伊那の松くい虫協議会のほうではなっておりますので、それをこの今後広がってる部分を警戒する、防止する大きな施業をする面においては、松くい虫っていう部分を加えるとすれば、被害地域というものの指定あるいは、認定が必要になってくるのではないかとこのように思っておりますけれども、いずれにしても今年度、単費で300万、松くい虫防除対策については、予算化をさせていただいてるところでございます。その部分を使いきった後の、更に足りない部分について、この譲与税が使えるかどうか、いう点につきましては、今、県の林務課のほうに相談をしているところでございますので、その結果を持ちまして使用できるか使用できないかっていうところで、できれば使用させていただければありがたいわけでございますので、この対策等に充てていければというふうに考えております。以上です。

#### ○樋口（7番）

すいません。時間がないので、もう少し簡単にお答えのほうお願いいたします。

被害木を処理っていうふうに今までやってきてますけれども、過去の周りの教訓からですね、ぜひ攻めの防除へ舵を変えてですね、辰野町のアカマツを守るという、これ枯れたら行政の責任ですから、そこらへんの自覚を産業振興だけじゃなくてここにいらっしゃる皆さん全員が共通の認識として持っていただきたいと思います。

次に、自然環境の保全について伺います。現在辰野町では国の景観法、また、県の景観条例の施行等を受けてですね景観形成基本理念のもとに景観計画を策定中と思

います。その進捗状況と制定の時期、また、その先の景観条例の制定は予定しているのかどうか、時間もないので簡単にちょっとすいませんがお答えください。

#### ○建設水道課長

景観計画の策定につきましては、素案が3月に作成されまして、現在、長野県と下協議を行っている状況です。まだ、長野県の協議の結果が、何回か打ち合わせしてるんですけども、確定してない状況でございます。その後、辰野町の都市計画審議会への報告、また、パブリックコメント等を行い、修正等を行って見直しをしていきます。予定ですが、年度内に景観条例の制定を予定してるような状況でございます。で、併せて、景観行政団体の移行も行う予定でいます。以上です。

#### ○樋口（7番）

2020年の7月にですね、小野のしだれ栗この下のにれ川沿いにメガソーラーの建設が予定されているっていうことは、ご存じのことと思います。現在、地主さんの同意はもらっているようですけども、契約はまだのようです。ただ、業者さんの説明ですと、経済産業省の認可はとれたとパネル4,400枚がああ地区に並ぶ計画でございます。今回の場所はですね、天然記念物しだれ栗から岡谷線に続く観光道路だけではなくてですね、辰野町が定める防災の特別警戒区域、土石流の地域のもですね下流に位置して、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地この地域に隣接する、そういった危険な場所だと思っております。民間主導でですね、こういった施設がどこにでも作られてしまうこういった現状が問題だと考えます。景観を守るだけの条例ではなくてですね、防災の観点から、また、国の天然記念物であるシダレグリもあります。文化的価値、それから自然遺産的なそういった立場からですね、幾重にも網のかかった条例が制定できないかどうか、これはこの小野のしだれ栗の問題だけではなくてですね、川島の蛇石もでございます。辰野町全体が景観形成守ってくんだという、そういう構想もありますので、その辺のところのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

#### ○住民税務課長

それでは、樋口議員の質問に説明を申し上げます。議員おっしゃるとおり、にれ沢に、現在メガソーラーの施設の計画が予定をされています。辰野町の中におきましては、辰野町再生可能エネルギー発電施設の建設に関するガイドラインを設けてございます。これはもう既にできているものですが、これはガイドラインなので、許可制ではありません。施設建設にあたり、業者より施設建設計画書を提出いただきながら、

景観、農地、埋蔵文化財等の関係する課で協議をしていただきながら、その内容に不備がある場合には、別な届出を出していただくという内容になっております。これは、現在ガイドラインとして設けているものでございますので、当然、楡沢に作ります小野の太陽光発電の施設に該当するものでございます。以上です。

#### ○樋口（7番）

全国でもですね、メガソーラーの規制に向けた取り組みが各地で、行政で行われております。静岡県の松崎町、山梨県の富士吉田市、近くは麻績村とかですね、上松町とか、その面積100平米を超えるものについては原則認めないとかいうですね、厳しいところまで踏み込んだ条例になっております。そこらのへんの厳しいところまで踏み込む条例制定をお考えかどうかお聞かせ願いたいと思います。

#### ○住民税務課長

樋口議員の質問にお答えします。まず、太陽光の発電関係でございますけれども、私ども住民税務課で持っている生活環境条件として、その内容を大きく網をかけて、建設に対する規制とする礎になるような条例の制定を今のところは考えておりませんが、この計画は、景観条例と景観計画も基にした都市計画の内容となっておりますので、そちらのものも込みで大きな計画を辰野町の中にかけていければなあということで、考えておりますのでこれからその計画が煮詰まっていくものと考えております。以上です。

#### ○樋口（7番）

もっと危機感を持ってですね、早急な対応をお願いしたい。どんどんどんどん、民間のほうスピードが早いので、幾重にも網のかかったこう厳しい条例制定を望みます。それで、こういったことをですね、もっともっと町がその地元の区と、声を聞くということも必要ではないかと思っておりますので、この件について、まあこれだけじゃないんですけども、いろんな開発行為があるようなところ、まあ危険箇所等も加味しながら、そういったきめ細やかな対応をお願いをしたいと思っております。

最後にですね、川島小学校存続チャレンジ3年間についてお尋ねいたします。現在、川島はですね、皆さんもご存知のとおり児童館がなくなりました。JAの支所、それから森林事務所もなくなって、人口減少、若い世代の流出と、マイナスの連鎖が続いております。その一方で、川島小学校で学ばせたいと移住してこられる方も多くおられます。今現在、川島に約1割の方が移住されて、住んでいただいております。川島区

はですね、そういった中で、小学校を核とした地域づくりに向けて県の移住モデル地区の指定もいただき、地域挙げて元気にしたい、活性化に取り組みをし、また将来の川島をどうしたいのかということをごすね、模索している状況でございます。そんな中、昨年3月にです町長が教育会議の重い答申の上に立ってです、川島小学校の存続を決めていただき、町挙げてがんばるだ、そういうようなお声をかけていただいでる中では、ただ、地元では町と教育委員会の思いが違うのではないかとというような不安な声もでございます。この1年間経過した中で、町はどのように取り組み、どの部分で成果が見られたのか具体的にお答えをいただければと思います。

○町 長

はい。昨年の3月、私の方から3年間を川島小学校存続のチャレンジ期間として、取り組みを進めたい旨の表明をさせていただきました。このことを契機といたしまして地元のご協力をいただく中で、昨年7月には、関係者がこの検討の方向性を共有しながら緊密に連携し、小学校の将来を見据えた取り組みを推進していくことなどを目的に、町、教育委員会、地元区、また、地域の関係団体、住民による連絡会議を立ち上げたところであります。この連絡会議はこれまでに4回開催いたしましたところ、地元区からの提案や要望をいただく中で、いくつかの取り組みを進めてまいりました。

まず、移住・定住施策の面では、昨年10月に川島区が、先ほど議員お話いただきましたが、長野県移住モデル地区の認定を受けたことを契機に、町で運用していた民間交流施設や旧教員住宅の一般開放をいたしました。なお、この民間交流施設、おいでなんしょと呼ばれているところですが、昨年末に県外からの子育て世帯が入居しております。また、地域コミュニティ持続に向けた地元気運の醸成を目的に、牧野飯田市長さんを招いての勉強会も開催いたしました。更に、本年度は空き家改修費等補助金の運用にあたり、川島区内の空き家バンク物件について補助枠の拡大を行ったほか、かやぶきの館に隣接している信州たつのふれあい農園、土恋処よこかわの1棟1区画を移住体験用施設として、地元、地域と共同運用していくことを考えており、この運用に伴う補正予算を本定例会にお諮りしているところでございますので、また、ご審議のほどよろしくお願いたします。教育面につきましても、教育委員会が中心となって学習環境の整備促進、学校の特色や魅力発信、地元との情報共有などの取り組みを進めていただいでるところでございます。具体的な目に見える形の成果はまだまだこれからであります、この連絡会議を通じた成果として1つの課題を通じて、地



域と行政が向き合い、共に将来を考える機会となっていることが挙げられます。地元、地域から参画いただいている皆さんからも、課題は多いものの町の共同協議の場を持たせたことを、評価いただく声もございました。私としてはこういったプロセスも重視しまして、引き続きチャレンジを進めてまいりたいと考えております。

#### ○樋口（7番）

今、ありがたいお話をいただきましたけれども、小学校がなくなると子育て世代が中々定住しづらくなってしまいます。何とか私どもも小学校を核とした地域づくりをしていかないと、川島っていうのはどンドンどンドン人口が減少して、住みづらい地域になってしまうのではないかなって危惧しております。ぜひとも、チャレンジ2年その先の2年、3年、5年、10年、なんとかこの川島地区を、盛り上げていきたいと思っておりますので、また、当局のご理解もいただきたいと思っております。その川島小学校の将来を考える連絡協議会、私も初めて参加させていただきましたけれども、子どもの居場所について、川島小学校には児童クラブなるものがございません。その子どもの居場所を、今お母さんたちが公民館だとか区役所だとかいろんなところを転々としながら対応してるわけでございますけれども、この会議の中でも提案がございました。小学校の中に、未就学児から児童からそれから地域のお年寄りまで含めたみんなが集える場所を、ぜひ開放していただきたいというお話がございました。それについて、お考えをお聞かせください。

#### ○教育長

はい、議員の質問にお答えをしたいと思います。まず、議員言われました川島地区が小学校を核とした地域づくりに取り組んでいる、これ非常に大事なことだと思います。川島小学校だけじゃなくてどこの小学校もそうですけど、地域と共に歩んでいる、そんな学校だろうと私思っております。それで、連絡会議のときに私話させていただきましたけれども、あれだけの施設が揃った学校でございますし、今年度は更にトイレの改修、それからICTの関係、エアコンっていうようなことで環境整備をされていくわけですが、実際には子どもたちが半分くらいしか施設を使っていないので、残りはずいぶん地域の皆さんともアイデア出し合いながら、地域の人たちと、それから子どもたちと一緒にこう関われる、交流できる、そのような施設が、施設じゃないですね、そのような取り組みができていけばいいなあと、ということ話させていただきました。ここら辺は、具体的にまた地域と相談をして進めさせていただきたいと思っております。

## ○樋口（7番）

子どもの居場所、これは大事なことなんです。一番はやっぱり学校の中にその居場所を設けてもらえば、安心・安全な空間ができるのではないかなど。これは防犯の面の問題もクリアしなきゃいけないハードルがあるかと思えますけれども、とりあえず早い段階でスタートしていただいて、それから、小学校を盛り上げたいっていう方々がたくさんおられます。そういった方たちも、名簿を登録して、そうすればそういった皆さんたちも入れるような空間をぜひ開放していただきたいと思います。そういった皆さんのご意見をいただく中でですね、移住・定住を進める中でですね、1つ問題が、課題が出てまいりました。案内をしてもですね、住む家がない、住める家がない、この辺についてですね、質問させていただきましても、喬木村というところですね、分譲型の村営住宅を建設してきた実績がございます。これは川島の問題だけでなくですね、例えば、辰野町町内どこでも可能だと思うんですけども、こういった分譲型の子育て世代を対象とした住宅の建設について、可能であるかどうか、そこらのへんのお考えをお聞かせください。

## ○まちづくり政策課長

子育て世帯向けの住宅の確保の策の1つとしての喬木村の事例をご質問いただきました。お答えをしてみたいと思います。議員からのご提案がありましたように、喬木村のような子育て世帯向けの戸建ての公営住宅を整備することも、移住施策を考える上ではですね、大事な取り組みの1つの手法として考えられ、町としても早速喬木村の方に照会をかけまして、その状況について承知をしているところでございます。行政が新たな住まいを提供することは、任意の地域に移住者を誘導できるほか、移住検討者に向けた大きな訴求力を発揮する魅力がある方策だと考えます。しかしながら、一方で、新たな公営住宅の建設には相当程度の費用を要するため、どのような財源措置を講ずるにしろ、将来に対する債務を背負うことにもなります。また、現在町では、老朽化した町営住宅の維持管理が課題となっており、管理計画を立て、施設削減の方針を立てているところでございます。子育て世帯向けの住宅といえども、いわゆるハード整備にあたりますので、新たに着手する場合には、建設にかかるイニシャルコストだけではなく維持管理のランニングコストも十分に勘案する必要があります。以上、よりましてですね、現時点で川島小学校のチャレンジという期間がある話ではご

ざいますが、拙速な決断は避けまして、慎重にその費用対効果を見定めてまいりたいと考えております。以上です。

○樋口（7番）

要は、できないということによろしいですか。

○まちづくり政策課長

民間レベルのですね、業者提案も受けながら、さまざまなタイプのこういった子育て世帯向けの住宅の形、公営住宅だけではなくてですね、民間が建てたもの、民間の建てたものに対して誘導するような施策、提案もいただいておりますので、研究テーマとして今現在、様々な情報を集めながら、場合によれば業者からのですね提案をお受けするような形で研究をしているという面は、事実進めておりますのでよろしくお願ひします。

○樋口（7番）

今までの経過の中でですね、町営住宅は建てられないけども民間資本で住宅をという検討するというようなお話がございました。これについては、先般の連絡協議会で中々難しいというお話もお聞きしました。ということはですね、移住、定住を進めて辰野町へどんどん人に来てもらうという施策と、来ても住む家がない、町としては町営住宅も建てない、そこら辺の整合性はちょっと私には分かりませんが、何とかしてですね、その研究課題の中に、この公営住宅、戸建ての公営住宅、分譲型の公営住宅、維持管理をずっとしていけてことじゃないんですよ。ある時期で、子育てが終わった時点で、出る段階で、希望があれば、その住宅を分譲して買っていただく、そういったことができますね、人口を増やす、子育て世代を増やす、施策にも繋がってくるんじゃないかと思ひますけども、そこら辺はいかがでしょうか。

○町 長

はい。現在、町内17区あるわけですが、例えば空き家バンクの成約率を見てもですね、川島区が非常に高い成約率を誇っております。できるだけ、小学校存続という部分で言えば、子育て世帯の皆さん、若い世代の皆さん、来てくれることは本当にありがたいことでもありますけども、若い世代だけではなくて本当にシニア世代の方も本当に一番の候補地として目を向けていただいております。したがって、現在需要と供給のバランスでいえば、需要はあっても供給がちょっと不足している、そのためにどうしたらいいかという部分で、決して何もしていないわけではなくてですね、

樋口議員の先ほど仰った、喬木村の事例、あと私も個人的にお邪魔しましたけども北相木村の一戸建て住宅の現状等も見さしていただいたり、おそらく色んなところでそういう住宅政策も取られておるはずであります。ただ、その背後にはやはり各行政が将来的に財政破綻をしてしまうような自治体も中にはありますので、できるだけやはりリスク回避をとる最善の手立てはないかなという部分で、これまた例えば、一戸建て住宅を提供する場合にも将来的にはその入ってくれた方の所有になるような仕組みであるとか、そういった部分でもこれからもっともっと研究が必要かなあとも思っております。樋口議員の思いは、十分私の方にも伝わっておりますし、何とかして良い方法、手段等がとれないかどうか、本当に真剣に模索しながら動いているところでございますので、どうか一緒にまた研究に参画していただきたいと思っております。

#### ○樋口（7番）

今回のですね、このやり取りでこういった考え方が消えてしまうのではなくて、色んな交付金使ってですね、できるのかどうか、様々な角度から検討をしていただきたい。実は、先日塩尻市からですね、来年入学されるお子さんがいるご家族が、川島へ住宅を見に、探しておられます。中々、百姓をしたいということで、希望な家が来年の春までには何とか川島へというような希望をお聞きしております。この地で子育てをしたい、農業をしたいというこれ塩尻市の方ですけども、そういった意欲の方もいらっしゃいますのでですね、なんとかみんなでバックアップしていければなあと思っております。

最後になりますけれども、将来のですね、辰野町の小学校をどういう形に持っていくのか。昨年の3月に町長が試案という形でちょっと突拍子もないような、失礼、こんな言い方をして申し訳ないんですけども、1つにしてしまっというふうなお話をされた経過がございます。そこまではいくことは無理にしてもですね、将来、この辰野町の小学校、中学校これがどういう姿を良いのか、そういうどういう姿を描いていられるのか、また、小学校の再編も考えてそういう時期になるかと思うんですけども、辰野町独特の魅力のある小学校づくりをしていかなければ、どんどん人口減少が一番早い辰野町っていうそういう危機感もあります。箕輪の保護者の方、PTAの方、南箕輪、塩尻、岡谷、そういう皆さんがですね、ああ、辰野町の小学校すごいな、そういった学校づくりをですね、していかないと辰野町の子育て世代の人口も増えて

いかないし、子どものいない町は未来がないと、そういう危機感を持っておりますので。最後にですね、将来の魅力のある辰野町の小学校の姿、それをどう描いているのか、それから、その今現在の川島小学校の話でもございますけども、川島小学校の存続に向けてですね、教育長さん、昨年の暮れ私が12月でしたか町政懇談会のときに質問されたときに、教育会議の出された結果を重く受け止めているというご回答をいただきました。もう一度お聞きしたいのは、この川島小学校の存続について統廃合止む無しというお考えを今でもお持ちかどうか、それから、今の私が最初にお話をした将来の辰野町の小学校のあるべき姿について、どのようなお考えがあるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長

教育長、5分を切りましたので、まとめて。

○教育長

はい。まず川島小学校ですけど、川島小学校自体は非常に私も良い学校だと思っております。ただ、なんせ子どもの数が非常に少ないということ、ここだけがネックのわけでございます。3年間チャレンジということですので、教育委員会としてもできるところはやっていきたいと思っておりますけれど、やはり地域における学校じゃなくて子ども、その学校の中で学んでいる子どもの教育の質ということを考えると、どうしてもある程度の集団が必要だという認識は今でも変わっておりませんので、昨年度出ささせていただいた教育委員会の見解というのは、今も引き続き変わっておりません。それから、魅力ある小学校づくりということですけど、これは今までも話させていただきましたけれど、保育園、幼稚園から小学校、中学校、二つの高校、短大まであるという近隣の市町村にはないこの恵まれた教育環境がある辰野町でございますので、これらお互いにうまく連携を取れるような形になれば、きっとまた良い小学校、中学校ができるのではないかなあと思っております。で、基本的なスタイルとしますと、大きくくくっちゃうっていうのも1つの手ですけど、向山議員の質問にもありましたけれど、複数の保育園から1つの小学校、複数の小学校から1つの中学校ってことで、発達段階において徐々に人間関係を広めてくってこういう関係を、ぎりぎりまで持っていきたいっていうのは、そういう考えは今でも変わっておりません。以上ですが。

○樋口（7番）

はい。今、教育長の考えるその教育の質ですか、それとですね、特に今回、川島小学校の親御さんの望む教育の質、この二つがですね、同じ方向であれば良いんですけども、ちょっと違うのかなというようなことも感じます。将来の子どもたちが学ぶ学び舎がですね、どういった姿であってほしいのかという、やはりそういったビジョンを持ってですね、5年、10年先、もう100名切った、1年間に産まれる子どもが100名を切った辰野町、こういう危機感をですね、やっぱみんなが共有して持って、魅力のある学校づくりをしていただきたいとそのように思っております。くどくど言うようですが、やっぱりその教育の質ってこう言われますけども、親御さんが希望する教育、子どもに対しての責任はですね最後まで取るのは親ですので、親がどういう環境で学ばせたいか、どういう教育を望むかっていうそこに目を向けていただかないと、本当に良い学校づくりができないんじゃないかなあとと思いますので、そこら辺をお願いをしまして、私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長

進行いたします。質問順位5番、議席9番、津谷彰議員。

【質問順位5番 議席9番 津谷 彰 議員】

○津谷(9番)

通告に従いまして、今日は大きく三項目を取り上げて質問をさせていただきます。

最初の質問でございます。1番といたしまして、骨髄バンクドナー登録推進について。日本は、国民に2人に1人がそれを患いまして、その中で3人に1人が亡くなるというがん大国といわれております。今回はその中でも白血病、また、リンパ腫、骨髄腫などのいわゆる血液のがんについて取り上げてまいります。血液のがんといいますと、以前はなかなか治りにくい、また、その複雑さとかイメージによってですね、もう助からないのではないかという思いもあるかもしれません。しかし、近年、医療技術の進歩によりまして助かる割合がかなり多くなってきているようであります。抗がん剤を使う化学療法や放射線療法、造血幹細胞の移植療法が主な治療法であります。病気の種類また患者さんの症状ですとか、年齢、また、体格も含めて、社会的要因などによってその治療法が選択をされているわけでございます。この血液の癌を患った方の中には、先ほど申し上げた中で、その選択肢の中でですね移植しかないという方もたくさんおられると聞いております。移植でありますから、その健康な造血幹細胞が必要になってくるということで、この健康な造血管細胞を提供してくださる方、

この方をドナーといいます。この方たちがいて初めて成り立つ治療法であります。現在、国内では、約1,300人、長野県では21人がこの骨髄移植を待っている状況であります。しかしながら、その適合する造血幹細胞はなかなか見つかりにくいということで、その取りまとめやその患者さんとのコーディネートをしていく機関が日本骨髄バンク、また臍帯血バンクというところがあります。この骨髄バンクでは、ドナーの登録数の確保がとても今、大きな課題になっておるわけでございます。この登録に関しては、18歳から54歳の方が登録をすることができます。この平成31年4月現在のドナーの登録者数は、全国で51万3,000人今いると言われております。ほかの国と比べますと、ドナーの登録自体が一桁少ないですね、日本は。更に申しますと、長野県は人口1,000人当たりの登録者数は5.35人しかいないということで、日本の中でも長野県が最下位の今現状であります。これがその、登録推進についての周知、また、啓発の活動の不足といたせば、何かしら対策が必要ではないかと考えております。記憶に皆さん新しいかと思いますが、今年の2月に水泳選手が白血病という告知をいたしました。その2月には、その1箇月だけで1万2,000人のドナー登録がありました。ところが、その翌月は7,000人、その次は5,000人と明らかに減ってっているわけでございます。

それでは、まず最初の質問をさせていただきますが、現在の辰野町及び上伊那管内の血液のがんの患者数、それから造血幹細胞の移植数、ドナー登録数をお聞かせください。

○保健福祉課長

それでは、津谷議員の血管患者数等について説明をさせていただきます。血液がんにつきまして調べてみますと、その三大癌と呼ばれているのが、白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫だということであります。先日、私どもが出席しました研修会では、骨髄バンクを必要としている患者さんは、急性骨髄性白血病、急性リンパ性白血病、骨髄異形成症候群、悪性リンパ腫、再生不良性貧血などという説明を受けてきたところでございますけれども、これらの疾病に関する市町村別患者数のデータにつきまして、いろいろと関係機関あたってみましたけれども、資料がないということで手に入れることはできませんでした。しかしながら、三大血液がんにつきましては、国立がん研究センターが都道府県別の罹患数を発表しております。日本のがんの統計でいきますと、この罹患データにつきましては、4、5年遅れて公表されるということですので

で、現在、公表されている 2016 年の状況で申し上げますと、長野県は、白血病が男性 144 人、女性 80 人、合計 224 人、悪性リンパ腫は、男性 315 人、女性 303 人、合計 618 人、多発性骨髄腫は、男性 80 人、女性 79 人、合計 159 人となっております。次に、造血幹細胞移植者数でございますけれども、やはりこの患者数につきましても、公益財団法人日本骨髄バンクに問い合わせを行いました。市町村別の統計データはないということでございます。この骨髄バンクに関する情報につきましては、日本骨髄バンクのホームページに詳しく載っております。今年 4 月末現在の非血縁者間ですので、親子とか兄弟姉妹以外の方の移植実数が載っておりますけれども、この累計は、全国でこれまでに 2 万 3,107 例、長野県では、368 例となっております。また、月ごとの数値で見えますと、全国では、今年 3 月が 93 例、4 月が 105 例、それから、年間ベースでは、ここ 3 年間につきましては、1 年間に 1,200~1,250 例の移植が行われていたという統計が載っております。最後に、ドナーの登録数でありますけれども、日本骨髄バンクが公表しているドナーの登録者数は、4 月末現在で、議員のご説明のとおり、約 51 万 3,000 人。長野県は 4,694 人でございます。市町村別の骨髄バンクドナー登録数は、長野県赤十字血液センターにて取りまとめをしているようですので、同センターに問い合わせをしてまとめていただきました。過去 3 年分でございますけれども、平成 28 年度、辰野町が 37 人、辰野町を含めた上伊那管内の合計が 350 人、29 年度は、辰野町が 38 人、上伊那管内で 368 人、平成 30 年度、辰野町が 41 人、上伊那管内で 399 人というふうにまとめていただきました。このドナーの登録窓口でございますけれども、近いところでは伊那保健所で行っております。毎月第 4 火曜日に、予約制で行っているようですけれども、同事務所に問い合わせましたところ、平成 30 年度の事務所での受付件数は、全体で 4 件であったということでございます。以上です。

#### ○津谷（9 番）

先ほど課長より細かな数字をいただきまして、ありがとうございます。辰野町は、昨年 10 月の統計の中で、20 歳~54 歳の人口が 7,143 人いらっしゃいます。その中で、昨年だけで 41 名という登録があったということなんですけれども、割合としてはとても少ない割合ではないかなと感じております。先ほど申し上げましたけれども、全国で 51 万 3,000 人登録があるということですが、その 18 歳から 54 歳という年代は、様々な状況の変更があったりとか、住所の変更がありましたりとか、結婚で



またあって、いろんなこの変更事情があります。ですので、登録のデータになっておりますこの51万3,000人という情報がですね、大変変わっている場合もあるということで、現実にはそこまでいかないのではないかというふうにもいわれております。この、町、また県も含めまして、この数の実態を受けまして町はどのような認識をされているのでしょうか、町長お聞かせください。

○町 長

骨髄等の造血幹細胞移植がですね、白血病や再生不良性貧血などの血液の病気を治すのに有効な方法の1つであり、骨髄等を提供していただける希望者の善意があつて初めて成り立つものであるということは認識しております。先ほど津谷議員のお話の中にもございましたが、一人でも多くの患者さんを救うには、やはり一人でも多くのドナー登録が必要であると考えております。しかしながら、日本骨髄バンクの資料によりますと、先ほどの話のとおりでございます。人口1,000人あたりにおける登録者数は、全国平均が9.02人に対して、長野県は5.35人ということで、全国最下位の状況であると同っております。骨髄バンク事業は、法律に基づいて日本骨髄バンクが主体となって日本赤十字社や都道府県、地方公共団体等、関係機関の協力により行われる事業でありまして、辰野町の役割としては、ドナー登録、骨髄移植の普及啓発に取り組み、骨髄移植に対する住民の理解を深め、一人でも多くの方にドナー登録を行っていただくことが重要であると考えております。以上です。

○津谷 (9 番)

はい、分かりました。辰野町もそうなんですけども、今の現状は少子高齢化がとても進んでいる状況であります。ドナーの需要が増えても、若者が減っていく、そして提供者が減っていく、現状このほっておけばそういうことになっていってしまうということでございます。そこで、次の質問でございますけども、平成24年に移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の施行が行われました。それによって、様々な対策をされているかと思えます。この政策を、登録を増やしていくという積極的な対策が必要ではないかと思うんですけども、現在のこの積極的な対策に対する認識はいかがでしょうか。

○保健福祉課長

ある県ですねアンケートの結果が出ておりまして、この結果、辰野町における実態と恐らく同じだろうということでもあります。骨髄バンクを知った方法としましては、

新聞、雑誌、書籍が最も多く、次いで、テレビ、ラジオ、ポスター、パンフレットなどが挙げられておりました。まずは、住民への広報活動が重要であると考えております。先ほどの法律によりまして、それぞれの役割分担が決まっております。都道府県、地方公共団体については、普及啓発ということでございまして、辰野町においても住民に骨髄移植等に関する正しい知識を普及啓発するために、関係機関と連携して、ポスターの掲示、パンフレット・リーフレット等の配布をしております。また、毎年10月が骨髄バンクの推進月間にあたっております、今後は広報誌への掲載ですとか、ほたるチャンネル等を使った放送も取り入れていきたいと考えています。

辰野中学校では、昨年11月の人権教育集会で骨髄バンク長野ひまわりの会の代表の方を講師に招いて、命の大切さという話を聞いております。今後も、小・中学校などでの啓発も必要であると考えているところであります。

それから、私ども担当する職員のスキルアップも必要になってまいりまして、ドナー登録説明員の養成研修会ですとか、推進の講演会などにも出席をしております。それから、ドナーになる際には、勤務先等の理解、協力も必要になってくるところでございますけれども、私たち町の職員につきましては、これらの骨髄移植のための登録の申し出ですとか、骨髄液を採取するような場合の検査、入院につきましては、条例、規則を定めまして、特別休暇という扱いをとっております。以上です。

○津谷（9番）

はい、ありがとうございます。中々、登録、推進が広まらない理由といたしましていわゆるこの骨髄移植というものが、どういうものなのかまた、どの程度のリスクがあるのか分からないことが、この不安につながっていくと。そこに、大変大きな要因があるんじゃないかと思えます。都道府県によってだいぶ差があるということは、この長野県自体そういった普及啓発が遅れているのではないかと感じておりますが、このいろんな機会を通じて積極的に実際に経験者からのお話を聞く機会を、まず増やす、また、議会でもそういう場があっても良いのではないかと思えます。先ほど話がありましたが、学校の現場においてもまた、10月のその推進月間とおしまして、そういったところでお話を実施していただくことによって、そんなに怖いものではないと感じていただければ、啓発、推進につながっていくのではないかと思えます。

では、核心に入っていきますが、ドナーの登録推進のためにその支援でございますが、かなり踏み込んだ支援を実施している自治体もあります。それは、移植をする場合、

患者さんと適合してから、採取後の健康診断に至るまで8回前後、それも平日の日中にですね医療機関に出向く、また、入院することにもなります。この間の休みを本人の有給休暇を使うのではなく、先ほど課長から答弁ありましたが、特別休暇として認めるドナー休暇制度。この制度がありますと、ドナーの心理的な、また、肉体的な負担の軽減になっております。長野県では、ドナーの負担を軽減することで、骨髄の適切な提供が推進されるように、この平成31年度から長野県では市町村がドナーの助成制度を設けた場合に限り、その経費の一部を市町村に補助をする制度が開始をされました。それが、骨髄バンクドナー助成事業補助金制度でございます。

本人や企業に対しまして、助成金を交付する制度で、自治体により内容が異なります。全国、現在では300を超える市町村でその制度がありまして、日額本人が2万円、企業に1万円という内容が特に多いと伺っております。この長野県でおきましても、諏訪市、岡谷市、茅野市、箕輪町がこの制度を発足させました。近く、安曇野、千曲市、小諸市も導入すると聞いております。そこで質問ですけれども、この辰野町がこの制度の実施に向けた検討はなされているのでしょうか。

○町 長

登録や提供の際に仕事を休んでも休業補償がないために、骨髄等の提供者の経済的負担の軽減や、ドナーが勤務する事業所の負担を軽減することも必要になってくると思います。先ほどのお話のとおりでございますが、4月のこの4月の1日に、長野県が骨髄バンクドナー助成事業補助金制度を始めました。ただこの制度は、ドナーや事業所が助成を受けるためには、市町村でも助成制度を設けている必要があるというものでございます。骨髄バンク事業が、国、日本骨髄バンク、また、日本赤十字社、医療機関等それぞれの役割分担の元に取り組まれている中で、骨髄等の提供者に対する支援は、地方公共団体が取り組む必要があるかもしれません。先ほどもお話の中でございましたが、本当に近隣の市町村でも色々取り組んでおる現状を鑑みまして、また、今年の2月に、有名選手ですので敢えて実名を申し上げますが、競泳の池江璃花子選手が白血病と診断されたことを公表したことをきっかけに、骨髄移植などへの関心も高まっております。そうした中でも、辰野町でも先進的な取組事例や県内市町村の動向を参考にしまして、骨髄バンクドナー助成事業を検討してまいりたいと考えております。

○津谷（9番）

大変に心強い答弁をいただきまして、ありがとうございます。315の自治体の中では、この国の制度を待たずにですね、独自に始めているという事例もあります。ですので、いろんなこのところでね、やはり国の制度だから国がやればいいんじゃないかっていう声が多く聞かれるわけでございますけれども、現場では別に国がやろうが県がやろうが構わないわけございまして、本当町長がおっしゃるとおり、ネットワーク、チームワーク、フットワークでぜひ1日でも早くこの制度の推進を取り組みをお願いをしてことを要望いたします。いずれにいたしましても、治療を受けられた方、提供をされた方それぞれの声というのは、色々な専門誌等にも載っておりますけれども、本当命を助けていただいた方っていうのは、本当に感謝の気持ちがいっぱいあります。また、提供側も本当に自分の行動で人の命が助けられた、こういう感謝の、自分が助かった以上の感謝の言葉が綴られていることも多いです。ぜひそんなことから、子どもたちや若い人たちにも伝えていって頂きますように提案をして、第1の質問を終わりにいたします。

続きまして、第2といたしまして、保育園の散歩コースと小中学校の登下校の安心確保について、これ、これまでも通学路の安全確保につきましては、幾度となく質問されております。本日も、松澤議員、矢ヶ崎議員からも質問がありましたが、敢えて再啓発の意味を込めまして、私からも改めて質問をさせていただきます。

5月の8日、滋賀県の大津市で散歩中に信号待ちをしていた保育園児の列に車が突っ込みまして、園児2人が、2名が巻き添えになり、亡くなりました。更に、1名が意識不明の重体、園児10名と保育士3名がけがをするという大変に痛ましい事故がおきてしまいました。長野県内では、これは去年のデータではありますが、死者数、それから負傷者の数はいずれも減ってはきているんですけども、昨年、一昨年で、死者が1名、それから負傷者47名の園児の事故がおきております。時間帯といたしまして、主に16時から17時台に1名が亡くなりました。それから、朝の8時から9時に13名、それから14時から17時台、つまり保育園から帰る時間でございんですけども、20名の園児が負傷しております。この5月の事故を受けまして、散歩ルート of 安全を確保するという保育園側に改めて注意喚起をしていく動きが、全国の自治体で起こってはおります。しかしながら、その保育園側だけに注意喚起をするだけで良いのでしょうか。ここで質問をいたします。これ午前中の質問の答弁の中でもありますが、重複をしてしまうと思っておりますけれども、敢えて質問させていただきます。この事故を受

けまして、保育園また、町で散歩ルートの危険箇所を、安全確認はされたのでしょうか。

○こども課長

ただ今質問のございました保育園の散歩コースの安全点検について、お答えをしたいと思います。本格的な点検自体は、今後ということになってまいりますけれども、午前中の答弁でもございましたとおりに、まず、保育園各園では、この事故を受けまして、お散歩コースのマップを作って、それを基に職員が点検をするという取り組みをしております。また、7月以降の実施になりますけれども、県が主体になりますけれども、警察、保育園関係者、道路管理者による実地点検を予定をしております。また、事故直後に、ポールとかを建てることによって安全確保がより確保できる部分がないかという部分については、建設水道課のほうに連絡をして対応をしていただいたと、そういった状況であります。

○津谷（9番）

はい、ありがとうございました。以降の質問、2つ目と3つ目は今、先ほど答弁の中にありましたので、割愛をさせていただきます。この散歩というのは、子どもたちが自然に触れ合うこと、また、どんなところが危険なのかっていう知ることにもつながってきます。子どもたちの発育や教育に非常に重要なことだと思います。この子どもたちのこうした活動っていうのは、この保育士さんが今いるからこそできることだと思うんですね。その中で、人手不足が続くという問題もあったりして、多くの園児にこの目配りをしながら子どもの成長を手助けする重要な仕事だと思います。厚生労働省は、児童福祉施設の最低基準を設けております。職員の配置人数を設けてありまして、それによりますと、0歳児3人に対して保育士1人、また、1歳児2歳児6人に対しまして保育士1人、3歳児20人に対しまして保育士1人、4歳児以上園児30人に対して職員1人の配置が通常行われているということでございます。これは、認可外保育施設には配置基準がない場合もあります。で、そこで質問なんですけれども、現在の町の各保育園の保育士の職員の配置状況、また、園児何名に対して職員の配置人数を分かりましたら、お聞かせください。

○子ども課長

町内の保育園の保育士の配置状況等の関係であります。こちらについては、今、議員お話のあったとおりに、辰野町につきましても国の保育士の配置基準に基づいて配

置をしております。年中、年長は30人に対して保育士が1名、年少については、20人に対して保育士1名、3歳未満児については6人に対し保育士1名、0歳児については3人に1名といった状況でございます。ただ、最近ですと特に配慮ですとか、支援が必要なお子さんも増えてきております。その場合については、園児2人または、1人に保育士を配置する等の調整も行っているところでもあります。園児数自体は、年度途中で増減がございます。そういった中でちょっと課題を挙げさせていただきますと、中々保育士を新たに確保することが、中々すぐできないというのが課題となっている状況であります。以上です。

#### ○津谷（9番）

はい、ありがとうございます。現在のところ保育士の配置状況は、国の基準によって賄われているというふうに理解をいたしました。で、今回の事故で保育士が、散歩をためらう気持ちになっても不思議ではないです。それでも、保育士の活動が萎縮してその散歩をしなくなったらどうなってしまうかっていうことなんですけども、その散歩を通じて得られる運動の効果も、先ほどありましたけど自然との触れ合いといい本当に貴重なんです。それだけではなくて、やっぱりさっきも言いましたけども、危険があつてどう回避すれば、回避していくのかっていう教える大事な場であります。何故かといいますと、これ小学校1年になりますと、1人でそこを通る状況があるんです。この小1の壁といわれてるそうなんですけども、だから、しっかり今の保育園のときから散歩コースを知って、一人で歩いたときに、どこが危険なのかどこが安全なのかっていうのを、しっかりとやっていかないと小学校にあがったときに、大変なリスクがあるということだと思います。大事なのは、保育士が園児を安心して外に連れていける環境を作っていくことだと思います。安全確保を園だけに任せるのではなくて、町全体、またあるいは地域住民、危険な場所でその注意を呼び掛けることは効果的だと思います。また、その記憶も新しい中ですが、また更にですね、先日川崎市で小学生が殺傷される傷ましい事件も起きてしましまして、この事件は、スクールバスに乗るために並んでいた場所でありまして、児童の多くは低学年であったと。敏捷に逃げるのは非常に難しい状況でありました。で、そこで質問なんですけど、この辰野町の中では、スクールバスを待つために並ぶことってのはまずないと思うんですけども、例えば集団登校、例えばまとまって仲の良い友だちだけで一緒に行こうとい

うときに、一旦その子どもたちが集まる場所というのはあるのか、もしあればそのような場所というの町が把握をしているんでしょうか。

○こども課長

ただ今議員ご指摘のとおり、通常の川崎市のようなスクールバスでたくさん集まるということはありませんが、集団登校の際には、実際に地域の公民館等集まることがあります。この場所につきましては、各学校でしっかり把握をしている状況であります。

○津谷（9番）

はい、ありがとうございます。地域の方々と一緒に連携を取りながら、その公民館で集まってる時も、こう見守りを体制をできるようにしていけば良いかなと要望いたします。この通学路の安全は、先ほどから度々問題になっておりますが、一昨年、千葉の松戸市の登校中のベトナムの国籍の小学女児が殺害されました。また、昨年5月にも、新潟で下校途中の女の子が犠牲になりました。そこで文科省は改めて学校に通学路の点検を求めています。また、今回の事件受けても同様であります。そこで、また、重複した質問なるかと思いますが、通学路や子どもたちの集まる場所の安全点検はいつ、誰が実施をされたのでしょうか。

○こども課長

通学路の安全点検等についてご報告をさせていただきたいと思っております。通学路の危険箇所、また、要注意箇所につきましては、議員ご指摘のとおり、文科省からの指示もございまして、昨年度、町内小、中学校で、各校で点検を行っております。その結果、45箇所について先生方の目から見て心配な箇所ということで報告を受けたところでございます。その後、その結果を踏まえまして昨年11月に、警察署、地元関係者、町の防犯関係、道路管理関係の担当者、学校、学童クラブの職員などとともに、現地の緊急合同点検を実施しまして、対策等を協議しました。その結果につきましては、報告書という形でまとめまして、学校はもとより地域のご理解とご協力が不可欠なものでありますので、区長会で報告しまして情報共有を図っているところでございます。以上です。

○津谷（9番）

はい、ありがとうございました。ところが、辰野町のホームページを確認いたしますと、町内小学校について、平成24年7月24日、それから8月の20日、関係機

関合同の点検箇所を行ったと確かに書かれております。その対策について検討した結果が、各小学校別に対策の箇所の一覧と危険箇所のマップが確かにありました。私もそれ全部確認をさしていただきました。しかしながら、その要対策の箇所の一覧を見ますと、町の事業主体に関しましては、かなり設置済みが成されているのが事実であります。県のほうに事業を任せる主体に関しましては、中々進捗状況が分かりづらいという部分もあります。しかも、この更新が平成 25 年の 3 月 31 日以来されていないと。これが、されていないのか、何かの間違いなのか分かりませんが、的確な数字は的確なときに、やっぱ更新をしていった方が良いかなと思います。ぜひ、国や県からのその通達以外にもですね、町独自の定期的な点検を年に一度と言わずに、2 回 3 回と実施をしていただきたい。これは実際に、子どもたちが登下校する時間帯に子どもたちと同じ目線になって一緒に安全点検をしていかないと、大人目線で安全点検をすると、そこがまた大きな穴があるのではないかと思いますので、また、改めましてホームページの更新を要望いたします。

その通学路というのは、住宅地にあることが多いんですけども、散歩のコースっていうのは、そうとも限らないんですね。で、見守りを行う地域住民を確保するのは難しいのではないかとこの声も実際にあります。で、行政による安全対策も重要であります。こちらも答えをいただいているんですけども、敢えて質問させていただきます。警察官による登下校時間帯などの警戒やパトロールの実施は行われているのでしょうか。

○こども課長

所管の伊那警察署になりますけれども、警察官による巡回等については、先ほど答弁をしました緊急合同点検の中でも重点箇所っていうのを確認していただいておりますので、そういった部分を強化をしていただいているといった認識でおります。以上です。

○津谷（9 番）

重複をしてしましまして、申し訳ありません。ということで次の答弁も先ほど質問も答弁されていますので、割愛をいたします。

まとめなんですけども、通学時の児童の生徒の安全確保っていうのは、交通安全だけではなくて、先ほどからも話ありますけども、防犯対策っていうのもかなり必要だと思います。PTA や地域住民、警察との連携などですね、更なる強化をしながら SNS、スマホ



をですね活用した町民からのリアルタイムの情報で、危険箇所の通報システムや不審者の情報通報システムなどの導入を検討するなど、あらゆる手段を考えてこれからの子どもたちの未来を守るために、町全体でこの実現をしていくことを希望します。

で、3番目の質問に移ります。3番目といたしまして、1人暮らしの高齢者の状況、それから対応について質問させていただきます。

これも同じく総務省の統計からデータなんですけども、日本の総人口っていうのは、2008年にピークを迎えまして、2011年から徐々に減ってきております。その中で、2018年9月では1億2,642万人といわれておりますが、その前の年と比較すると、もう既に27万人が減少となっております。一方ですが、65歳の高齢者の人口は、遡って1950年以降、一貫してこう増加をしていくわけでございます。で、2012年には、3,000万人を超えております。この2018年9月の推計では、3,557万人とされているわけですね、65歳。で、この総人口の占める高齢者の人口の割合は、28%となるわけで、過去最高になるといわれております。で、今年の4月現在長野県では、高齢者人口の割合が31%ということでありまして、県内では少子高齢化が一段と加速をしている現状が浮き彫りになっております。では、辰野町の状況はどうかといいますと、去年の10月のこれは統計なんですけども、総人口が1万9,124名、その中で65歳以上の人口は7,003人ということで、割合が36.7%ということで、かなりこの辰野町は高い現状であります。高齢者の人口っていうのは、2065年に国民のおよそ2.6人に1人が65歳以上になると、3.9人に1人が75歳以上になるという見通しがある中で、何かといいますと、15歳～64歳の現役、いわゆる現役と呼ばれる人口の中で1.3人が1人の高齢者を支える社会になっていくといわれております。そこで、本題に入ります。

かつては2世帯、また3世帯の同居、多かった日本なんですけども、近年は核家族化、また少子高齢化が進んできました。1人暮らしの高齢者が大変に増加をしております。65歳以上の一人暮らしの人数は、1980年には88万1,000人でしたが、2015年には592万人と大幅に増えております。この65歳以上の一人暮らしの増加というのは、増加止まりません。2040年には896万人にまで増えると予想されている中で、この辰野町におきましても、この数字はとても無視できない状況であります。

実際に私がこの数か月、1,000人を超える町民の皆様と会話をしてきました。その中で、一人暮らしの高齢者の方が本当に困っている、本当に多いというところで、何と

かならないか、町でなんとかしてくれないかっていう声がとても多く聞きました。そこで、まずこの町の現状の把握、それから、一人暮らしになった背景、一人暮らしで生じやすい問題、次に支えてく方法などまとめて進めていきたいと思います。

最初の質問でございます。現在の辰野町の65歳以上の一人暮らし人口を、男女別にお聞かせください。

○住民税務課長

津谷議員の質問にお答えいたします。町内の一人暮らしの高齢者の状況でございます。一人暮らし世帯総数は、1,444世帯でございます。男女別で申しますと、男性の世帯が467世帯、女性の世帯は、977世帯となっております。以上です。

○津谷（9番）

ほぼ女性が7割を超える数ということでございます。そのデータの中で、辰野町は現在、17区あるわけでございますけども、区別にですね、65歳以上の一人暮らしが多い区を、上位を3区、それから少ない区を3区お聞かせください。

○住民税務課長

お答えいたします。町内17区の一人暮らし世帯の上位3区と下位3区でございますが、65歳以上の多い上位3区は、1番多いのが宮木区、2番目が小野区、3番目に多いのが平出区の順番でございます。多い順で、宮木区、小野区、平出区でございます。逆に一番少ない区は、唐木沢区、2番目が小横川区、3番目に少ないのは、今村区となっております。以上です。

○津谷（9番）

どうしてこんな質問をしたかと申しますと、一人暮らしの65歳の高齢者が山間部に多いってということではないということ、知っていただきたいために。この順番というのは、区ごとの総人口とほぼ比例をしてるわけでございます。ですので、町全体で、一人暮らしの高齢者が増えていると。むしろ、下辰野、これ4番手でございましたけども、ここが一番10%を超えているということでございます。ですので、場所によって一人暮らしの人が多いということではありません。なぜ、では高齢者が一人暮らしをする状況になったのでしょうか。

大きく2つ分かれるといたします。今の暮らしに満足しているっていう方と、頼れる家族が、知人がいないというふうに、2つに大別をされているといたします。

この前者の暮らしに満足している方はですね、「経済的な暮らし向きに心配がない」「今の自分の生活に満足している」「今のまま一人暮らしでも良い」という7割の高齢者が答えられております。多くの高齢者は、現在のまま現実的にですね経済的な暮らしに満足をしております、このまま一人暮らしを続けても良いと感じていることが、このデータから分かるわけですが、その一方で、この調査をしてみますと、1人で良いと感じている高齢者の方が多いとありましたが、その中でですね1人で良いと感じながらも、そのまんま一人暮らしをしているわけではないと。病気の時や、1人ではできない日常生活に必要な作業の手伝いなど、頼れる人の有無という質問につきましては、別居している家族、親族が66%いらっしゃいましたが、誰もいないって方も13%現実に存在をしているわけですが、何らかの理由で、家族と別居している高齢者の中は、困ったときに頼れる人がいないというのが現実でございます。そこで質問でございますが、町内の65歳以上の一人暮らしの方から、この町に対しまして何か困っていることなどの協力を求める連絡はありますか、また、差し支えない範囲で構いませんので、その内容もお聞かせください。

○保健福祉課長

一人暮らし世帯、一人暮らしの方に限って申しますと、町では地域包括支援センターがその窓口を持っておりますけれども、どちらかというと電話等の問い合わせは、ご本人よりも離れて暮らしている家族や近所の方、それから民生委員、警察等からの連絡がよく入ってまいります。家族からは、一人暮らしの高齢者の介護の相談ですとか、ご本人が認知機能の低下をしてないかとかそんな心配される相談、それから近所の方や民生委員からは、いわゆるごみ屋敷などの住環境に関する情報とか、ご本人と連絡が取れなくなってしまったというような安否確認等の問い合わせがあります。地域包括支援センターでは、昨年からは町内65歳以上全ての人を対象に、辰野町で安心して老いるために必要なもの調査というものを行っております。実際に、ご本人から電話等の相談がとか連絡があることではなく、調査による結果でございますけれども、一人暮らしで困っていることの内容として挙げられているのが、雪かき、買い物、掃除、話し相手、体調不良時の支援などでありまして、先ほどの議員ご指摘のとおり、家族がいてくれたらそんなに困らないのってというような理由がついてるところでございます。以上です。

○津谷（9番）

ありがとうございます。では、この高齢者が一人暮らしをすることで、生活にどんな問題が生じるかということなんですけども、幾つかあります。ちょっと時間の関係で細かい内容は今日は割愛します。まず1つが、低栄養に陥る。栄養ですね。1人で食事をするっていう寂しさとか孤食に陥りがちということで、低栄養になってしまう。それから、詐欺などの犯罪被害に遭う。これはよく話に聞くとおりでございます。それから、生き甲斐の消失、老人性のうつ病になってしまうっていうことですね、そして更に、一番大きな問題としまして考えていかなければいけないのが、認知症の発症や進行してしまう、また、孤独死の可能性もでてきます。

知人や友人の交流が減少して、外出や他人との会話が煩わしく感じてしまう。で、また引きこもってしまうということになります。頻繁に孤独を感じるようになって、孤独を感じる人ほど認知症のリスクも高まります。地域の約束事が守られなくなったり、近所の住人とトラブルになること、また、物忘れなどで初期症状として挙げられますが、深刻さになかなか本人が気が付いていないっていう現状であります。厚生労働省では、2025年に認知症の高齢者は400万人、37.2%の高齢者が1人暮らしになると予想されている現状で、一人暮らしの認知症高齢者は約150万人におよぶ見込みであります。また、孤独死にいたしましても、厚生労働省も「孤独死は人間の尊重を損なうと同時に、家族や親族、近隣住民などに心理的な衝撃や経済的な負担を与える」といたしまして、この孤独死を防ぐ対応の必要性も訴えております。そこで質問でございますが、町内の一人暮らしの高齢者の方の介護認定状況はいかがでしょうか。

○保健福祉課長

一人暮らし世帯の介護の認定状況ですけれども、これは要介護1～5と要支援1、2を合わせた数字でございますが、男性が100人、女性が290人、合計390人でございます。ただしこの中には、特別養護老人ホーム等に入所されている方もおりますので、施設に入所されている方を除きますと、男性58人、女性152人、合計210人でございます。以上です。

○津谷（9番）

はい、ありがとうございました。ちょっと時間も残り少ないのでまとめのほうに入りますが、現在取り組んでいる一人暮らしの高齢者の支援は、どのようなものがありますでしょうか。

○保健福祉課長

地域包括支援センターでは保健師を配置しておりまして、それぞれ担当地区を持っておりますので、困りごと等の連絡が入りますと速やかに訪問等を行っております。認知機能の低下、認知症の件が出ましたけれども、町では、認知症初期集中支援チームというものを持っておりまして、早期の専門機関へのつなぎを行っております。それから緊急を要すると判断した場合には、休日、勤務時間外を問わずですね、担当者が速やかに訪問して、健康状態の確認等を行うと共に、病院の受診等が必要になった場合には、場合によっては診察等に同行しまして先生のお話を聞いてその後の生活の計画を立てるといったような支援もしております。困りごとがありますと、ケア会議ですとか支援会議、関係者集まって今後のことを話し合う機会がございますので、そのときには、先ほど一人暮らしで困っていることがありましたけれども、困っていることに対して支援ができるっていう方もアンケート結果で出ておりますので、それらのコーディネート等も行っているところであります。以上です。

○議 長

津谷議員、まとめてください。

○津谷 (9 番)

はい。今回は、一人暮らしの高齢者の方に絞って質問をいたしましたけれども、高齢者の方々は、要介護状態に進む前に、今本当に介護予防を積極的に町でも取り組んでおります。ただこの、いざこの高齢者の方が、認知症になってしまった時に、あの人は認知症予防していなかったからだとかそういうことを一切言わせない、やっぱ雰囲気を作っていくことも大事ではないかなと思います。また更に、申しますと、要介護になる前の、防止の前にもう一つ、フレイルいわゆる虚弱の問題であります。今このフレイル問題が、とても大きい一つになっていると思うんですね。虚弱ですので筋肉の衰えですとか、食べるものが食べれなくなってきたとか、そういうことも含めて、そこの予防からまず取り組んでいていただきたいことの推進、また、活動寿命を延ばす環境づくりの推進の強化に力を注いでいただくことを希望いたします。ぜひ、民間、地域サポートの体制も今はできておりますけれども、更に情報を共有しながら、連携いたしまして、一人暮らしの高齢者の方の安心、安全な暮らしの更なる町としての手厚いサポートをしていただくことを要望いたしまして、私の質問といたします。ありがとうございました。

○議 長

只今より、暫時休憩とします。再開時間は15時15分とします。15時15分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。15時15分でございます。

休憩開始 15時 08分

再開時間 15時 15分

○議長

それでは再開いたします。質問順位6番、議席4番、舟橋秀仁議員。

【質問順位6番 議席4番 舟橋 秀仁 議員】

○舟橋（4番）

通告に従いまして、本日は辰野町の将来の道路計画と、人口減少対策の2点について、質問いたします。

この2つのテーマは辰野町の将来を考える上で、密接に関連した非常に重要な課題であります。また、辰野町に限らず、全国の地方公共団体の多くが頭を抱えている問題でもございます。ま、非常に重い課題ではありますが、私、議員になって初めての一般質問でございますけれどもよろしくをお願いいたします。

さて、辰野町では、平成28年より第五次総合計画後期基本計画を実施しております。現在は、4年目に当たるわけですね。で、この計画は5箇年計画でございますので、来年度令和2年度には、最終年度とを迎えると。よって、来年度中には新たな第六次の総合計画が策定されるものと考えています。その一方で、国土利用計画、これは第二次辰野町計画とも呼ばれてはいますが、それ以外にも、辰野町環境基本計画、県が策定した辰野町都市計画、はたまた辰野町が策定した辰野町都市計画マスタープラン等、将来を見据えたといっている計画が数多くありわけです。で、都市や土地の整備という点からは、どれも町の保全であったり安全性を確保して、美しい景観や環境を形成しつつも、社会経済情勢を鑑みて土地を有効利用していきましょうという内容で、かなり内容的には重複している部分が多く見られるものであります。

そこで、最初の質問でございます。現在、道路網計画の策定に着手されようとしているわけですが、現存する、先ほど私が紹介した計画ですね、これは全てではないかもしれませんが、それらの計画と今回策定を想定されている道路網計画、その関わり、まあ位置付けですね、その位置づけと今後の策定までのスケジュールについてご説明をお願い致します。

○町長

はい、ただ今舟橋議員のご質問のとおりですね、町には、数々の計画と名のついたものがございます。それぞれ、上位計画、下位計画とか色々ございますので、こう話してただけでも中々理解できないところもあるかもしれませんが、ゆっくりとじっくりとお話させていただきますので、整理していただきながらお聞き取りいただければと思います。

まず、辰野町総合計画というものがございます。これは、先ほど話がございましたが、現在、第五次総合計画ということで、計画年度は平成28年度から令和の2年度の5箇年になっております。第何次、第何次ということで、昔から幾つか計画策定もされてきておりますが、まずこの辰野町の総合計画との関連がある道路網計画ということが、今重要になってきております。辰野町の将来の姿を明確にしまして、それを達成するための道路網計画と併せて、財政計画や県のマスタープラン等他分野の計画を相互に調整しながら、調整を図りながら全体として機能するように考えております。道路網計画を作成するには、都市計画道路の見直しと連動していることから、都市計画道路の見直し後となります。都市計画道路の見直し時期につきましては、辰野駅前の地区計画が策定されないといけない状況で、目標年次を示すのが困難な状況でございます。しかしながら、道路の、道路網計画の必要性等を考えまして、平成32年度、後期基本計画最終年には、道路整備の方向性が示せるような対応をしていきたいと考えております。道路の計画・整備にあたっては、道路に対する町民の皆さんのニーズを踏まえるとともに、計画地域に住む町民の皆さんにご協力いただくことが、不可欠となってまいります。また、整備により広域的に影響が及ぶ道路では、計画地周辺はもちろん、町民の皆さんにもご協力頂き、皆さんのニーズを踏まえながら、より良い計画となるようにしていくべきであると考えております。町民の皆さんの参画方法については様々な方法がありますが、町民の皆さんにご協力頂けるように、情報を都度公開しまして、ご意見をいただきながら検討を進めていきたいと考えております。以上です。

#### ○舟橋（4番）

ただ今の町長から御答弁いただきましたが、残念ながらよく分かりません。第五次総合計画が最上位の計画として位置づけられていると。で、今回私は道路に関する話題を出しておりますので、道路網計画に言及したわけですがけれども、実際にその道路網計画を策定する際には、都市計画道路の整備、都市計画道路の計画ですか、これ

の見直しが必要になってくるということだったわけですが、その都市計画道路は、その駅前のまちづくりの計画が目処立たないとできないという理解をしたんですが、まず、それは、間違っていないでしょうか。

○建設水道課長

そのとおりでございます。もう少し言いますと、総合計画が一番上にありまして、その後道路網計画と都市計画と立地適正化計画、それから、住民参加っていうものを含めまして、辰野町の道路網計画のロードマップっていうものをお示ししたところでございます。で、都市計画マスタープランは、総合計画と国土利用計画を反映したものがマスタープランということになってまして、各種計画につきましては連動しているということで、ご理解をしていただけたらと思います。また、その一番上が総合計画という理解をしていただけたらと思います。

○舟橋（4番）

今回この議会の一般質問をさせていただくにあたって、過去何回も行われたその定例議会ですね、先輩議員の皆さんの一般質問をYouTubeで実は、拝見したんですが、今の建設水道課長さんの仰ったような内容が、毎回繰り返されていて、それを一度ですね、やはり町民の方どなたにも分かるように、きちっと画に落とし込むっていうんですかね、そういうところがやっぱり必要かと思います。で、非常にこう1つの計画自体が、広範囲に多岐にわたっているんで、どうしても重複する、してしまう内容というのは多いというのは、私も理解できます。で、この多くの計画書自体が恐らくその辰野町単独で作ろうとしたものではなくて、多くがやっぱり国であったり、県であったり、その上からですね必要だと、策定しなさいという号令の下作られているので、中々そこで整合性を無理くり図っているようなところも実はあるんじゃないかなっていうふうに想像しています。で、今後、この道路網計画というのは、どのぐらい先を見越してですね、今、策定しようとしているのか、その辺りいかがでしょうか。

○建設水道課長

先ほども言われたように、関連がございます。ただ、まず一番先にご示しできるのが、令和2年度、平成32年度に向けまして、道路構想ということで、辰野町の道路に対する姿勢を見せるということで、今検討をしております。それから、最後の道路網計画っていうものに行き着くまでには、先ほども言ったように都市計画道路の見直しとか、駅前とかっていうものがございますので、まだまだ駅前についてもまだはっ



きりした方向が見えてないような状況の中、いつってことはご示しするのはちょっと難しい状況でございます。ただ、先ほども言いましたように、令和2年度末までには、辰野町の道路をどういうふうにしていくんだよっていう大きな構想については、決定していきたいということで、対応しています。

#### ○舟橋（4番）

昨年度末に、この道路網計画、ロードマップ案っていうものを配っていただいて、これを今ここで拝見してるわけですが、実際に今答弁いただいた内容が、そのままこの画の中では展開されていくんですが、一番やっぱり心配する点として、空白の期間ができてしまうというところを、私は危惧しています。当然、色々の計画であったり、施策との兼ね合いで、中々道路網計画の策定がもしかしたら進まない部分もあるかと思いますが、今の状態でいきますと、都市マスがですね今後どういうふうに使われるのかよく分かりませんが、道路に関して具体的な指針、若しくは計画がですね示されるものが、残っていかないと。欠落してしまうということは、やっぱり避けなければいけないというふうに思っています。で、やはり町民の方にですね、今後、新しい辰野町を目指す都市であったり、道路をやはりその確固たる信念を持って、町としては示していかなければいけないと思うんですね。そうでないと、新しい道を作る、まあもし仮にですね、将来50年後、100年後の辰野町を見たときに、新しい道をこういうコンセプトで持てば造らなければいけないんだとか、今ある道路をどうしても住民の方の利便性であったり、災害への代替路としてやらなければいけない。その際にはどうしてもやっぱり地権者からの理解を得なければいけないわけですね。その地権者への理解に一番必要なのは、やっぱり辰野町が将来どういう町を作ろうとしているのかと、そこがやっぱり今の時点で抜けているがためにですね、私は詳細は存じ上げませんが、地権者から中々理解が得られていないという声も聞いたりしています。ですので、今後は道路網計画、これは非常に重要なもので、私は地権者からのその理解をね、得るだけではなくですね、強力に進めていかなければいけないと思っています。で、その策定をするにあたって、ぜひ短期でのですね、できれば単年度での実施計画というものも併せて明確にさせていただきたいと。もちろん、長い先ですね、将来計画を描かなければ辰野町、ま、後段でお話しますが、その人口減少ですね、これを食い止める1つの施策としてその環境、でその1つが道路であるわけですが、そういうことを考えたときに、将来を描いて、でそれに着実に進んでいくんだという、その

短期間での計画ってのも併せてぜひ盛り込んでいただきたいというふうに思っています。

で、続いて、今回、今年度ですね、策定事業が予算計上されておりますけれども、その使用用途、つまりどのような業務を想定しているのかと、それとその実施時期について、伺えますでしょうか。

○建設水道課長

道路網計画策定につきましては、道路網計画、都市計画、立地適正化、住民参加等の他分野のことの調整を図りながら、全体を調整するように考えていかなければなりません。よって、都市計画と道路計画の資格があるコンサルタントと一緒にですね、対応してくのが一番有効かと思っております。また、そのコンサルの力を借りるためにですね、事業提案方式、まあコンサルさん達がこういうことをやったら町が良くなってくんだよとか、どういうふうが進みが良いんだよってことを、提案していただきながら、入札にかけていきたいっていうことで、今、考えて進めてる状況でございます。

○舟橋（4番）

スケジュールに関しては、まだっていうことですかね。はい。

○建設水道課長

すいません。その状態でいますので、まだ、入札にかける前の状態でございます。ただ、7月、8月には間違いなく対応していかないと、対応できていかないかなと思っておりますので、今現在そのプロポーザルをするための、下案作りをしているような状況でございます。

○舟橋（4番）

1つ安心しました。私も今回恐らく予算計上されてるものは、入札、コンサルティングファームを選定するための入札に、予定されてるんだろうなというふうに思ってたんですが、それがどういう形式で決定されていくのかというところに実は一抹の不安を抱えておりましたが、企画、提案型の入札というのは、今回非常に適した方式でないかなというふうに思っています。金額的には、確かに多額のを今年度投資するわけではありませんが、非常に今後この事業を進めてく上では、ベースになってくるものですので、慎重に仕様であったり要件、定義を作ってください、進めていただきたいと思っております。で、今年度、そういう形で、今準備段階だということでしたが、

昨年度いただいたロードマップの中には、この道路網計画の策定は当然来年度も続いていくというふうに読めるんですが、来年度もまた別途ここでは交通量の推計とか色々ありますけれども、また別途予算を計上してやっていくというご予定でしょうか。

○建設水道課長

今回の提案型で、業者がどういう提案してくるかっていう部分も様子は見なきゃいけないんですが、ここにロードマップで記載した内容については、それぞれやっぱりお金のかかるものがございます。なので、効率よくやってくために案としてお示しをするような状況でございます。

○舟橋（４番）

恐らく来年度も色々構想を固める上での作業というのは継続してくると思いますので、そこは適正な内容でその内容に見合ったですね、予算で遂行いただきたいというふうに希望します。

で、続いて、前回のですね、3月の議会で、昨年度本件に、今お話してる件に関して懇談会を、平出・上辰野・宮木の3地区で行い、14地区に関しては、今年度行う予定ですというお話があったかと思いますが、現在、その14地区に対する懇談会の予定は立っておりますでしょうか。

○建設水道課長

議員さんの仰るとおり、前年度3地区で行動を起こしました。ただ、説明するにいっぱいいっぱいになってしまって、まとめるっていう余裕がなかったのが現実でございます。それではせっかくやった会議の意味がございませんので、今年度その提案型の業者と一緒にですね、どういうやり方を持ってくのが良いのかってことを一緒に併せて、実施時期を対応していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○舟橋（４番）

提案型の業者が決まってからということですかね。そうしますと、今時点、今の時点でどこまでその入札に関する準備がすすめられているかにもよりますけれども、恐らくそのコンサルティング会社を選定してそこまでの会話に行くには、恐らく今年度の後半にならないとですね、行き着けないんじゃないかなと。で、そこで、それから14地区への懇談会の設定となると、どうなんでしょう、かなり時間を要してしまうんじゃないでしょうか。前回の議会で、山田副町長も仰っておいりましたけれども、その平出地区で懇談会をやったときに、その単に意見を聞くだけではなくて、先ほども課

長も仰ったお話にある、その町としてのある程度のこう筋書きというかたたき台を用意しなければいけないと。で、そういうことを考えるとですね、ま、それが用意できてぶつけました。ぶつけましたというか、懇談会に臨みました。で、14地区1回やりました。で、そうなるとその最初にやった3地区ってのは、もう1年以上前にやっていて、その地区には場合によってはそのたたき台を示すこともできない状態になっちゃうかもしれないですね。そうなるやはり、各地区で最低1回やって、で、ある地区をまとめて数地区をまとめて更に1回やってとか、そういうことをやっぱり何回か重ねないと、やっぱり質の高い意見っていいですか、プランのベース、まあ素材をですね揃えることはできないんじゃないかなというふうに思っています。今、ちょっともう時間の関係が。もし、コメントいただければその辺はどうお考えでしょうか。

#### ○副町長

今ご指摘のとおりですね、昨年3箇所で行ったんですが、本当にただうちの説明だけで終わっちゃったもんですからね、これはやってもちょっと意味がないかなと。その反省を踏まえて、ちょっとやっぱり出た意見もしっかりと聞いて、それによって道路網構想っていうね、構想をまとめてかなければいけないものですから、そこら辺には行政だけじゃなくて、そういうことに長けたコンサル入ってもらおうという中で、今、ちょっと研究しておりますので、担当者もですね今一生懸命どうやってやるかっていうね、まずその提案していただくための仕様書のほうを今作成しておりますので、もうしばらくかかる、かかるそうですのでお待ちいただいて、早急にやって、また各区にはですね1回だけじゃなくて、もちろん何回か行かなきゃいけないと思いますし、私今一番思ってるのはですね、各地域に道路委員会みたいな組織があるんですね、そういうところにもですね、行ってお話しを聞いて来なきゃいけないかなっていうことは感じておりますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。以上であります。

#### ○舟橋（4番）

道路問題は、非常に時間のかかる事業、推進する事業でございますので、ちょっと余裕があるんじゃないかなと思われがちですけれども、やっぱり10年先20年先というのは、やっぱり日々の積み重ねでございますので、なるべく早い時期に実現いただくことを切に希望いたします。

で、最後の質問ですが、道路網計画の主要施策の1つに、恐らく辰野バイパスが入ってくるのではないかなあというふうに考えています。で、ご存知のように一昨年、北大出、羽場、新町、宮木の4地区で、辰野バイパス期成同盟準備会が発足しました。で、発足後、県の伊那建設事務所や宮下一郎先生の事務所を訪れて、協議、意見交換を行ったり、町では副町長や建設水道課長ともお話をできております。で、地球規模による温暖化で、大きく変わっている気象環境で起こる災害時の代替路、先ほど向山議員のときに、武居町長仰ったお話で、辰野町は天竜川を挟んで、幅3キロですか、で、一方箕輪町は、役場周辺を見て7キロ、ああ2キロですか、2キロと7キロですね、で、3.5倍箕輪町が広くて、辰野町は狭いので色々とその中に色んな路線もあり、新しく工事するのは結構難しいんですというお話ありましたが、裏を返せば、その狭いですね、いや、峡谷のようなところに我々は、人口約2万人が住んでるわけですね。で、現在、道路に関しては、東西ございますけれども、一番メインとなる国道153号線においては、もしそこに何か災害発生して通行止めなんていうことが起こった場合にですね、かなり大きなパニックを伴った問題になるわけです。ですから、辰野町は、その幅が狭いがためにやっぱり必要なんだと。そういう意識をやはり我々は持つべきなんではないかなあというふうに思っています。そういうバイパスというのは、物流的な特性を持っていたり、後、リニアの開通、もう間近でございますので、そこから人流れ込んでくるということ、そういう道路事情の悪い辰野町にとっては、非常に不可欠な幹線道路なんではないかなあというふうに考えます。で、40数年前に、地域住民の理解が得られずに断念をしたというお話、先ほども紹介されました。で、これはその道路のバイパスの話題になると必ずそれが出てくるわけですが、もう、半世紀ですよ、そろそろ。ですんで、我々はその過去を踏まえつつも、やっぱり前に進んで行かなければもういけないわけですので、そこを無視するというわけではなくですね、その反省を踏まえて住民の、今はその住民の熱意も高まってきてるわけですが、前にいよいよ行こうというふうに、そういう時期に来てんじゃないかなあと思います。で、町としてはその国道153号線、そこでの宮所地区の拡幅計画を最優先課題、これは町民の思いでもあったと思うんですが、辰野バイパスに関しては積極的なかわりは持てないという立場をとられていたわけです。でもそれにおいても、昨今目処が立ってきましたので、前回3月の定例会で、そろそろ期成同盟を立ち上げる時期が来たんじゃないかというふうに、山田副町長からもお話をいただきました。そこでお尋ね

します。町主導による辰野バイパス期成同盟会の立ち上げの時期、それはいつ頃を考  
えられているのでしょうか。また、その立ち上げをするにあたって、課題はどんなも  
のがあるとお考えでしょうか。

#### ○建設水道課長

今、お図りの辰野バイパスのことにつきましてですけども、辰野バイパス期成同盟  
準備会が昨年、昨年ていうか準備会が発足されまして、その際にも言ったのは、今の  
言動と合わないっていうこともそのとおりでございます。ただですね、今、辰野バイ  
パスっていうものの考え方がちょっといまいちお互いがうまくいってないのかなっ  
ていうのは、ちょっと自分の思いでございます。町の考えてるのというか、塩尻市か  
ら豊田市までの考えてるバイパスっていうものはですね、4車線標準の幅は約25メー  
トル以上の道路が塩尻市から豊田市までつながっていくっていうことを、目指して  
るのがバイパス事業っていうことの認識でいます。が、ちょっとお話を聞く中では、今  
の交通対策の関係の中で、県道と地辰野線のほうを付け替えていけば良いじゃないか  
っていう案もございますが、そこにつきますと、国道のバイパスとはまたちょっと概  
念が違って、普通の県道のバイパスっていうような形にもなりますので、まず発着点  
についてですね、その準備会と一度お話し合いをしたいなと思っております。近々、  
準備会が行われるっていうことでご案内がきましたので、そこへ行ってお話し合いを  
しましてですね、お互いの思いが合っていくようなものを作って、準備会から同盟会  
になって上がっていくような形をとっていただけたらと思っております。

#### ○舟橋（4番）

そうですね、現時点では、今課長御答弁いただいた内容のとおりで、準備会側が想  
定してる内容と町側がバイパスとはというふうに再三お話されておりますその内容  
に、合致点が見出せない状況はあります。ただ、思いとしては、その国道153号線1  
本ではなくて先ほど説明した色々な要因からバイパスの必要性はあるんだというふ  
うに全員が思っていると思いますので、その実現に向けて推進していく、そのため  
にまずは今度ですね、準備会ときちっとお話をする場を設けていただければと思いま  
す。このバイパスは、伊駒アルプスロード、伊南バイパス、それが終わったら南に、  
南が終わったらそれが北に戻って、辰野バイパスにくるなんてそんな甘い話ではな  
くてですね、昨今、飯田とかですねあっちではやはりリニアもそうですけど、勢いづ  
いてますよね。で、先日も、聖火リレーですか、聖火リレーも飯田が入ってますね。伊

那市、あと、馬籠、妻籠のほうもありますけど。やはりそれは、それぞれ、聖火リレーに関しては、様々な条件をクリアしたりとかいうことがありますので、一概にとやかく言えませんけれども、ただその、かなり対外的に勢いが出てる地域というか、市町村であることは間違いのないと思います。ですから、我々が別に飯田とか敵対視するってわけじゃないですけども、町民のためにはそこはやっぱり踏ん張ってやらなければいけないんだというふうに思っておりますので、今後、しっかり協議をして道路問題進めていきたいと思っております。

で、続いて、人口減少対策のテーマですね。で、県のまとめによりますと、今年1月1日現在の県の人口ってのは、206万1,053人だったそうです。で、1年間で1万2,000人約減少したと。これは、17年連続で起こっていて、出生率が死亡数を下回るいわゆる自然減に歯止めがかからない状態になっているようです。で、わが町辰野町にですね目を転じてみますと、10年前の平成21年では、20,863人であった人口が、平成29年には、20,000人を割り込んで、今年初めの時点で19,114人となっております。第五次総合計画にありますデータ、これ少し古くてですね、平成22年の国勢調査に基づいてるようなので推測ですけども、30年後の人口は、1,326人。大幅な減少ですね。で、これが40年後になると、何と1万1,000人ですね。で、50年後になると、恐らく1万人を切ってしまうんじゃないかと、つまり、今の人口の半分になってしまう、非常にぞっとした状況が、実はすぐ目の前に迫ってきてます。第五次総合計画、この中で後期基本計画ですね、この中で重要プロジェクトっていうのが定められていて、そのトップにこの人口減少対策プロジェクトというのが挙げられています。で、人口減少に歯止めをかけるには、単に移住者を増やせば良いというだけではなくて、定住を促進したり、多くの雇用を創出するための産業振興を図ったりと、また、企業誘致、これも重要な施策だと思います。で、このような広範囲、多岐にわたる施策があるわけなんですけど、これら主要な取り組みの進捗状況について簡単にご紹介いただけますでしょうか。

○町 長

はい、それでは、第五次総合計画で謳っております各施策の進捗状況についてご説明申し上げます。

町では、現在「住み続けたい 帰りたい 住んでみたいまち たつの」これをまちづくりの合言葉として、5つの将来目標と行財政改革大綱に基づく2つの取り組み目標

の実現を目指しておるところでございます。施策の有効性としての達成度を把握するとともに、行財政改革推進の観点から、効率性また、経済性の評価基準を併せて、各担当部署で進捗評価を行いまして、11月の予算編成時期に行財政改革推進委員会という名の会議がございまして、こちらにおいて報告しましてご意見をいただいております。評価基準をA B C Dの4つのランクに分けた評価を行っていますが、直近で、平成29年度の施策全体の評価としては、計画の目標を達成した。または、ほぼ達成し今後は継続していくとするA評価、これが24%。そして、また、計画の目標達成に向け順調に推移した。または、一部改善の後、事業を継続していくとするB評価、これが69%、この2つを合わせて93%を占めておりまして、多くの施策において一定の進捗をみていると考えております。議員ご承知のとおり人口減少問題は、様々な要因が複雑に絡み合っているものであるため、その対応も多岐にわたります。特効薬となる施策というものが無いため、厳しい現状ではあります。様々な地道な取り組みが肝要であると考えております。ただ、その中でもですね、この点については宝島社が発行しております「田舎暮らしの本」という雑誌におきまして、辰野町の官民合わせた総合的な取り組みが認められまして、2018年には住みたい田舎ベストランキングの、一応人口10万人未満の小さなまちランキングという部門の更にまたその中のシニア部門というところで、全国第1位になったほか、また、翌年2019年においても全国第2位という評価をいただいております。今後も限りある予算の中ではあります。選択と集中、創意と工夫で課題に臨んでまいりたいと考えております。以上です。

#### ○舟橋（4番）

中々人口減少対策への取り組みっていうのは、町民にはこう見えづらい部分があるかと思えます。ただ、その中でも、移住政策、その一環だろうというふうに町民の方も想像される色々な、地域おこし協力隊の方々の活動、それとそれに関係して今回ほたる祭りでもですね、そういう若い方々がお店を出されたり、あと、女性4人がお店を旧フジタヤさんでやるとか、そういうというのは、やはり町の後押しというかそれがあっての実現なんだろうなあとというふうに、町民は理解していると思えます。先ほどの空き家バンク、空き家の数が登録数増やして、人をそこに新たに呼び込んでくというのも、ある程度こう順調に推移してるということも聞いておりますので、その部分はかなり今のところは順調にきているのかなと。とはいえ、それで人口の歯止



めがかけられるのかということ、ではないというふうに思いますので、また、色々な施策が必要なんだと思います。で、その主要な施策の目標値に対しての達成度であったり、それを推進するにあたっての課題っていうのはございますでしょうか。

○まちづくり政策課長

今、町長が達成度について申しあげました後期基本計画の重点プロジェクトの1つに、人口減少対策プロジェクトがあります。これは、辰野町の後期基本計画の上からも重点課題であるため、このプロジェクトを辰野町まち・ひと・しごと創生総合戦略として、後期基本計画の下位、下の計画に位置づけて整合を計り取り組んでおります。実施期間は、平成27年度から令和元年度、本年度までの5箇年となっております。これからは、総合戦略と呼ぶことといたしますけれども、4つの基本目標を定めて、町民、企業、教育機関その他各種団体と町が連携して取り組んでいるところでございます。策定後の成果は、それぞれの基本目標を施策ごとにKPIといたしまして重要業績指標を設定いたしまして、辰野町創生総合戦略推進会議において毎年検証しているという経過をまずご案内申し上げます。この4つの基本目標ごとにごく、時間もきてますので、簡単に具体的な施策の主な部分につきましてご案内申し上げます、共有してまいりたいと思いますけれども、「町に仕事をつくり、安心して働けるようにしよう！」という基本目標がありますが、29の指標のうち10を達成しております、例えば、6次産業化に取り組む団体数がこれまでに3から9団体に増えました。また、企業誘致の数ですけれども3企業から7企業、これは商工業誘致及び振興補助金ですとか企業相談員の配置などの施策によって実現できたものの1つであります。それから、基本目標の2の「町への新しいひとの流れをつくろう！」これは23の指標のうち11項目を達成しておりますけれども、町議ご案内の空き家バンク、併せて定住促進奨励金、こういったものによりましてですね、計画策定時の5年間で移住者数が7人、累計7人であったものが計画期間中の累計で188人に増えております。同じようにこの移住・定住制度を利用した移住世帯数で申し上げますと、計画前の5年間で3世帯だったものが、計画期間中に累計で73世帯へ増加したということがございます。それから、基本目標3のですね「若いみんなの結婚・出産・子育ての夢の実現！」こちらについても23の指標のうち9項目を達成しておりますが、具体的には、子育て世代の住宅新築に対する定住促進奨励金の交付件数でいきますと、これは新規事業でしたので、これまでに43件という数字、それから学童クラブの開設日が250日から286日

に延びていると、こういうような具体的な目標の達成が成されております。最後に4番目の「いつまでも安心して暮らせる地域を作ろう!」ということで、39の設定指標のうち14項目を達成しておりますが、これは空き家の危険な空き家の対策の推進としまして、空き家のデータベースの整備がですね0だったものが17区全部に整備されたということ、それから、公共施設等の総合管理計画、これはですね定めた公共施設の数やはり計画時に着手しまして、これまで296の施設になったと。まあ合計しますと、114項目中44の項目が達成と評価されたわけでございます。多少前年度から増えておりますけども、はっきり申し上げまして、まだまだ道半ばであるというふうに考えております。以上です。

○舟橋（4番）

簡潔にその課題って、どういうところが浮かびますかね。

○まちづくり政策課長

ご案内のとおり人口対策プロジェクトにはですね、町長申し上げましたように特効薬が中々ないという現実的な大きな課題があるかと思えます。このまち・ひと・しごと総合戦略に定められたこのK P Iというものはですね、国の進める数値目標でございます。これは総合計画の中でも人口対策にだけはですね、明確な数値目標を設定をして取り組んでいくべきものということで、進んでまいりましたが、この数値目標を目指して取り組む中においてもやはりこの数値をどのように戦略的に実現していくかという方法論、ここまで具体的に掘り込んでこの施策展開してくというところのですね、方法論が中々それぞれに難しい課題かなあというふうに感じております。以上です。

○舟橋（4番）

このK P I、それに目標ですね、これがかなり具体的に設定されている数少ない計画の1つじゃないかなというふうに思います。で、やはり本来計画はやっぱりこういう形を取らなければいけないというふうに考えます。で、実際にそのK P Iが正しく設定されているのか、目標値もそうですけれども、その辺りを来年度新しくこの総合戦略が恐らく見直される時期にきてると思えますので、その辺も今一度慎重に討議いただきたいということと、あと、人口減少の対策なので、人口減少要は何年後に人口をどのぐらいに抑えるか、若しくは増やすのか、その辺の具体的な人口の目標っていうのも立てても良いんじゃないかなあと思えます。やっぱり自治体によっては、そう

いうことをやっているところもあります。当然、予測する中でですね、その将来の人口を当てることはできませんけれども、結局人口が増えたの減ったのっていうのか、計れなくなってしまうわけですね、今のままでは。ですから、それも1つ、検討いただくと面白いかなというふうに思っております。

で、最後の質問です。長野県のプレスリリースですね、今年の3月31日に長野県の年間の人口の増減をお知らせしますというのが出ました。これは皆様ご覧になってるかと思えますけれども、1年間での人口の増減を示しているものです。で、長野県77市町村の中でですね、3つの町と5つの村で人口増加があったということです。まあ非常に少ないので紹介しますと、軽井沢町、御代田町、原村、箕輪町、南箕輪村、宮田村、それと白馬村と野沢温泉村です。非常に村が多いですね。で、かつ上伊那から3つ、町村が出ているということなんですが、実際にその各町村、ま、増加してる町村ですね、若しくは横ばいになってる町村、それらの町村がどのような施策を打った結果、こういうふうな現状になっているのか、若しくは何もやっていないけれども非常に恵まれた何かを持っていたりですね、そういうこともあるかと思えます。全国的に知られている軽井沢っていうのは、私の友人でも結構別荘持っていてですね、その今度7月に軽井沢行くんだなんていう方もいるぐらい全国的に知られてるわけですが、それ以外のところは、白馬とか野沢温泉もそうですけど、例えばその御代田町、私は今回調べて初めて存在知ったでんすけど恥ずかしい話。で、箕輪町、南箕輪っていうのは必ずしも全国でですね、誰しもが知ってる町村ではないわけですね。でも、なぜそうなのかというのは、やはりきちっと調査・分析するというのは、今後の人口減少対策を進める上では、必ず参考になるものだと思います。全く同じことをすれば同じようになるということでもないですし、条件が違う市町村に住んでるわけですから、参考にとということになりますけれども、その辺町として今まで、調査、分析を行ったことはあるんでしょうか。簡潔にお願いします。

○まちづくり政策課長

はい。県内の今人口対策が目に見えて、今ご指摘のような幾つかの町村、マスコミの報道あるいは、マスコミを通じて語られる首長の言葉など、幾つかですね、分析はしてまいりました。近隣でいきますと箕輪町は、経済や産業の状況改善に併せてですね、外国の方の転入が増えてきているというようなコメントは町長は申されておりましたし、南箕輪村では、子育て施策に力を入れており、そのことが口コミで若者世帯

や子育て世帯に広がることで好循環となっていると、こういうようなコメントがありました。それと辰野町の現状を鑑みますとですね、やはり環境や立地が異なるため、一概に単純比較をすることが難しい点もございますけれども、今ありました子育て支援、それから産業誘致などの政策面では学ぶところも多いのではないかと考えているところでございます。以上です。すいません、もう一点。辰野町はですね、人口の将来目標を人口ビジョンという形で描いて、数値的に持っておりますので、またご案内できればと、はい。それとはちがいますかね、はい。思っております。以上でございます。

○議 長

舟橋議員、まとめてください。

○舟橋（4番）

はい。先ほど来紹介いただいている、辰野町まち・ひと・しごと創生総合戦略その中の項目にですね、推進体制っていうのがあります。で、推進体制にはどういうことが書かれているかというのと、「企業誘致、都市部からの移住促進、観光、景観形成、郷土のイメージづくり等広域的な取り組みに適する施策は、上伊那地域を初めとする周辺市町村や国・県と連携を図り展開します」と書かれています。辰野町の人口減少に歯止めをかけるために、辰野町固有の特性を持ったですね、施策をとっていかねばいけないというところもありますが、これは、日本全国どこの地方自治体でも抱えている問題です。今、東京、神奈川この辺りは、ここ、向こう10年、20年は人口の減少はないといわれておりますけれども、30年、40年後には、その首都圏と呼ばれている地域でも減少が起こってきます。つまり日本全国で起こってくるわけですね。ですので、この共通の課題というものを、辰野町だけで考えるのではなくて、幅広くやっぱり協議していくべきだと思います。箕輪町ですね、ホームページ見ると、どこから転入してきて箕輪町の町民はどこに出たかっていうのが書いてあるんですよ。で、辰野町から転入したのが、二十何人で転出したのが十何人です。で、それ見ると、辰野町から10人多く移ってるんですけど、もうそんなことはどうだっていいんですよ。その隣の町に人が行ったとかそうではなくて、やっぱり上伊那、少なくとも上伊那としてやっぱり非常に似た地形と特性を持ってる地域でございますので、その中で共同で色々施策を組んだりしていかないと、ここが良いあそこが悪いということを言ってるもう時期ではないということですね。ぜひその辺も、色々今後施策を計画

を考える上でも、ご検討いただいて、進めていただければと思います。以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長

進行いたします。質問順位7番、議席3番、瀬戸純議員。

【質問順位7番 議席3番 瀬戸 純 議員】

○瀬戸(3番)

それでは通告に従いまして、質問をしていきたいと思います。

まず初めに、1番の一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等についての質問をさせていただきます。先ほど向山議員のほうからも、会計年度任用職員制度の質問がありましたが、今回私は早急にぜひ考えてほしいという部分、その部分を質問したいと思います。

辰野町の小中学校で発達障害を含む障害のある子どもたちに対して、学校生活などへの支援を行っているこどもほっとサポートの支援員、私たち保護者ですとかは、ほっとサポーターと呼んでいます。さんの働き方について質問をします。このこどもほっとサポートっていうことを、町民の皆さん中々まだ知らない方たくさんいると思います。これ、各市町村で国のほうからも通達があって、発達障害等の子ども達の支援を学校生活の中でするための支援員を配置しましょうというものです。このサポーターさん達なんですけども、本当に教室の移動時のサポートですとか、中にはお子さんによってはね、教室を飛び出してしまうその子を追って本当に校庭まで走って行くっていうようなね、支援員の皆さんもいらっしゃるということです。そして、この国のほうでは平成19年から特別支援教育支援員という形で、同じような任務を持った方たちの配置を各自治体に設置するようというようにいわれてきてると思うんですが、この辰野町のほっとサポートの支援員さんと国のいう特別支援員さんの違いがあるのかっていうところがね、支援員さん自体が分からないっていうようなことをお聞きしています。私も本当に分からないのでこの前聞いたんですが、ぜひこの場でその違いがあるのか、そしてその役割ですね、ぜひ、簡潔で良いので教えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育長

はい、議員の質問にお答えをしたいと思います。辰野町の小中学校には、いわゆる議員言われるように、ほっとサポート、それから教育支援員というこの2種類がございます。で、現在町内に配置されているほっとサポートは19名、教育支援員は6名、

合計 25 名ということでございます。議員が言われました文科省が定めた特別支援教育支援員というのは、辰野町に当てはめると、いわゆるほっとサポートのほうにあたってまいります。で、近隣の市町村にも最近同様な支援員が配置されている学校がありますけれど、それぞれこの呼び方ですね、これは様々でございます。それから、任用形態ってのもまた市町村によって実にさまざまですので、単純に辰野とどうこうってこう比較は非常に難しいなあ、そんなように思っております。じゃ、それぞれのほっとサポートそれから支援員の役割ですけど、ほっとサポートは、議員言われるように発達障害だとかあるいは身体的なハンディによって支援が必要な児童・生徒にかかわってきます。具体的には、授業に集中できなかったり席を離れようとする子どもに落ち着くように促したり、落ち着いた学習環境の維持を図るために授業に入ってるだとか、あるいは、身体的なハンディにより一人では行動が難しいというような子どもに寄り添って集団生活だとか学校生活をみんなと一緒に送るようなように、介助をする仕事もお願いをしております。ですから、ほっとサポートは教員の免許は必要ございません。それに対して、教育支援員ですけど、こちらの方は教員の免許が必要でございます。学級担任や教科担任の指導の下で授業の補佐を行ったり、理解に差が生じやすい教科では個々の児童、生徒の実情に応じた個別学習の支援を行っております。辰野中学の場合には、更にこの支援の中に教育活動支援員っていうもう一つの支援員がおります。こちらの方は、実は今教員免許ってのは一度貰えば永久じゃないんですね、10年で切れてしまいますので、更新をしてかないと子どもの前には立てないということになります。で、先ほどの教育支援員のほうは、とにかく教員の免許一度あれば良いんですけど、こちらの教育活動支援員の方は、免許が更新されていて常に担任と同じような仕事ができるというこういう先生でございます。ですから、担任同様あるいは担任がいなくても子どもの前に立って授業を行うことができるということになります。ただ、見てますとね、ほっとサポート、それから教育支援員のこの間の線引きってのは非常に難しいわけですね。これはほっとサポートの仕事、これは教育支援員の仕事、これは担任の仕事って中々こう割り切ることができないという非常に難しさもございます。でまた、今年はずいぶん、辰野東小学校において、2年前から学級減の関係で理科専科が引き上げられましたので、非常に今理科教育に苦勞しておりますので、理科専科的な仕事を願う支援員ていうのをこの7月から配置しようと計画をしております。以上ですが。

### ○瀬戸（3番）

はい、ありがとうございます。この国でいう特別支援教育支援員がこのほっとサポーター、ほっとサポートにあたるということで理解しましたので、ここからはちょっと支援員さんという形で質問させていただきたいと思います。前もってね、この人数も私お聞きしたんですが、これ中学校は、辰中は、2人っていうふうに私お聞きしてるんですけども、小学校、各小学校合わせて17人プラス辰中2人、辰野中学2人という形だと思うんです。そんな中で、あるサポートをされている支援員さんのほうからお話聞いたんですけども、これ本当に学校によってね仕事内容が違うんですっていう。中には本当に学習支援、どこまでが学習支援なのか線が引けないけどっていうね、やっぱりその方もとても悩んでらっしゃったんですけど、学習支援はやってはだめですって言って、校長先生に言われたりもする、けども、国からいう特別支援教育支援員っていうのは、ある程度っていう言い方は変ですけど、学習支援もねその仕事の中に入っている。ただ、その学習支援がどこからどこまでの学習支援なのか、1対1なのかそれとも大勢の中で黒板を見て、今ここをやってるよっていうことがOKなのかっていう、そういう線引きがね、やっぱり分からないということで、本当に悩んでいるっていうお話も聞いています。そして、中には、教員の先生が大変忙しい、担任の先生忙しいってことで、コピーなんかもねとってますみたいな、先生の代わりにお手伝いしてますっていうねような話もお聞きしました。で、やっぱり業務内容がはっきりね、今教育長が仰ったように線を引くことってすごい難しい、そういう職種だとは思いますが、国のほうからは大きくこんなようになっていうものが6点に挙がってきて、役割っていうものがねあるんです。で、そんな中で日本中色んなところで、この制度導入されている中で、役割、業務内容とか業務上の留意しなきゃいけないようなこととかをね、ちゃんと書面にして保護者の方にも渡したり、で、働いてもらってる支援員の皆さんにも渡して、で、納得をしてもらいながら、ある程度ね納得をもらいながら、こう任務に就いてもらっているっていう形があるっていう、が、必要だと私はすごく思ってます。で、そのことについてなんですけども、その部分が今町ではない。口頭ではね、こんな仕事をやってもらいますみたいな始め話があるんですけども、そういうものが一切ないですってことをお聞きしたんですよね。なので、ま、国ではこういうことが任務ですっていうものがあるので、それ以上、ね、細かいことはその市町村、学校で決まるかもしれませんが、そういうものをやっぱりちゃんと出

して、子どもも先生も、担任の先生もねこのサポートされてる支援員も、安心して本当にねそこで学校生活が送れるようにしてほしいと私は考えますが、その点について考えをお聞かせください。

#### ○教育長

はい。今議員の言われるようなことは、実は確かに昨年度ございました。担任の先生もその部分はっきり教育委員会もつかんでなくて、その指導もしてなかった部分もあって反省をしてるわけですけど、担任の先生もほっとサポートの方、先生にどこまでやってもらったら良いのか分からない、ほっとサポートの方もどこまで担任の支援をしたら良いか分からない、お互い悶々としていると。で、お互いにこうやる中で、そこまでやらなくてほしいけれどと担任思っていたりだとか、ほっとサポートのほうは、逆に担任の先生にもう少しちょっとやっていただきたいってこういうのあたりなんかして、ちょっと切ない思いをしたということを実際に私も年度末につかんでおりました。ですので、今年度、スタートの段階においては、まず、担任ときちっと一人ひとり、例えば同じ学校に入っている複数のほっとサポートでも人ごとが違ってくるんですね。誰にかかわってるのか、どのクラスに入ってるのかで支援の内容が係ってきますので、校長先生あるいは教頭先生も含めた中で、担任とほっとサポートの方ときちっと打ち合わせをする、どこまでやってもらいたい、ここからはやらなくていただきたいとかね、そこをきちっと確認をしてお互い気持ち良くできるようにしましょうという指示は出してございます。ただ、それをきちんと書面でつつうところまではまだいってないですね。一人ひとりこう違いますので、支援の仕方が。だから、非常に難しいので、ですがそこは、また検討してかなければいけない課題だろうなあと、教育委員会の課題だろうなあと考えております。

#### ○議 長

ちょっとゆっくりお願いします。

#### ○瀬戸 (3 番)

はい、早口になってしまいます。はい。今サポートのね、やはり線引きが難しいところでは本当に良く分かります。それは、保護者の方でサポートをされている支援員の方も思っていますが、ぜひともねその部分、ある一定のラインっていうのは、大きくは引けると思います。その部分は、ある程度こう契約ってまあほかの会社とかにね勤めればこう契約書みたいなのあると思うんですが、この今この方達がどんなこ



う書面で契約してるのかは、私ちょっと存じ上げないんですけども、少しでもねすっきりした気持ちで働いていただいで、で、やっぱり子どもに対してのね支援なので、その辺もねやっぱり人としての感情もあると思います。ぜひ、鑑みながらそういう点も配慮していただければと思います。で、あと今私のほうからもお話ししてもらったんですけども、小学校から中学校に上がってやっぱりこのサポートの支援員の数がぐっと減る。まあ1年生から6年生をみている方と、中学3年生まで1年から3年までみてるっていう、人数的にも違うとは思いますが、2人っていうのはね、何か少ないなっていうふうに思う中で、あるお母さんからねこんなふうに言われたことがあるんです。実は、中学生になって修学旅行とかね、登山、八ヶ岳自然体験学習とか辰野中学校ありますよね。そういうところに、やっぱりちょっと発達障害があつて行きたいんだけど、支援員さんがついて行かないので行けないっていうようなね、話がありました。で、どのぐらいの人数が行けないのかというのは、私ちょっと分からないんですが、やはりそういう部分でもね、支援ができるような体制作り、それをねぜひ町にも考えてほしいなって、私は要望として出したいと思いますが、そういうような要望ですとか、本当にそういう子がね、実際にいるのかっていうようなことをお聞かせいただければと思います。

#### ○教育長

議員の質問にお答えをしたいと思います。小学校に比べて中学校のが少ないという今お話が最初にごさいましたけど、実はこれ支援員を配置をしていくのは、毎年12月から1月、各小学校、中学校から来年度の要望をお聞きします。このような児童、生徒がいるので、配置してもらいたい。それ全て挙げていただいで、一応教育委員会それを精査をして割り振ります。その後、町の校長会で最終的には調整をしてっていうことになりますので、もっとほしかったけれど中学ほしかったけれど減らしたとかそういうことは基本的にないんだらうなあとと思います。それで、今言われました校外学習においてその障害があつて支援員が付けられないから行かれないっていうことは、ちょっと聞いてはない。私つかんでないんですね。毎回校外活動の時には、その学年何名で何名行きましたって報告を受けてるわけですけど、障害があつて支援員が行けないからっていう話しはちょっとここ聞いてない。ちょっとそこはまた調べてみたいと思いますけれど。はい。

#### ○瀬戸（3番）

そうですね、その修学旅行の件なんですが、実は障害をもった、障害をもったって言い方は変ですね。発達障害があると言われて診断された子のお母さんのほうからちょっとお聞きしたんですけれども、行かしてあげたいっていうようなね言い方をされました、やはり、うん。なので、その部分、本当にどのくらい、私もその子と会ったわけではないし私も医者でもないの、教員でもないの、なんとも言えないんですけども、やはりどの子もねそういう本当思い出作りにもなると思うんです。この修学旅行とか、登山はちょっとねどこまであれなのか分からないですが。やっぱりそういう泊まりの学習にもね、支援員さんとかがいなくて参加できないとかそういうことがないように、ぜひこれから先もね、体制を整えていただきたいと要望をさせていただきます。

で、次に、(2)ですね。このほっとサポートさんの勤務時間と報酬について質問したいと思うんですけれども、今このほっとサポーターさんの勤務時間、報酬はどんなふうになっているのか、お聞かせください。

○こども課長

では、私のほうからお答えいたします。まずほっとサポートの勤務時間の関係ですが、こちらについては、年間の時数、時間数を設定をしまして、その枠内で学校と相談し勤務いただく仕組みとなっております。採用時に、ご本人が勤務可能な時間数をお伺いをし、年700時間から1日あたりにしますと4時間の勤務になりますけれども、その700時間から年1,200時間、1日あたりでは7時間弱になりますが、その範囲で設定をしております。それから、報酬の関係です。ほっとサポートについては、教員免許を必要としないという中で、職種分類の2というものにあたりまして、時給の865円ということで運用をしているところであります。以上です。

○瀬戸（3番）

はい、ありがとうございます。このほっとサポートさんのね、年間の時間内ですけれど確かに家庭の事情でね、あまり収入が多くてもいけないのでっていうことで、やっぱり女性の方が多いということを知っています。で、700時間、年間700時間の方、960時間の方、1,200時間の方といらっしゃるようですが、実際、学校の現場ではその子どもが、サポートが必要とされる子どもが学校へ登校して来てから下校するまでの間に、じゃ、支援員さんがずっと付いてるのかっていけば、そうではないっていうことをお聞きしたんですね。ある学校では、支援員さんが9時から来るので、8時半

から9時までの間は保護者の方が居てくださいと、その子の傍でいる、一緒に居るといことがあったということで、で、支援員さんからは、もう時間が決まっているのでその方は960時間の方ですね。5時間経ったら、授業中でもはい、さようならっていう形で私は帰るんです。っていうようなことを言われました。なんで、授業時間がその労働時間、1日5時間と合うわけではないっていうようなね、そういうこともお聞きしています。なので、学校の登校日に支援員がいない日があるんじゃないかなあって思ったり、支援員さんがいない時間があるっていうね、実際支援員さんにも聞いているので、そういう場合は、支援が必要な子はどんなふうに学校生活を送っているのかちょっとお聞かせいただければと思います。

#### ○教育長

はい、今のような場合当然起こってまいります。支援員の先生がいない時間、子ども達がいるってことございますけど、基本的にはその場合には校内の体制で乗り切ってくっていうことをお願いをしているわけでございます。ですから、具体的に言いますと、小学校でいいますと余裕の先生ってのは専科の先生か校長先生、教頭先生ってことになりますので、この先生を中心に対応していくってことになります。中学の場合も、この校長先生や教頭先生や、それから副担任の先生とかね、これらが関わっていくようになっていくわけでございます。教育委員会の中に、保育園の臨時保育士のようなね臨時ほっとサポーターなんていう職員を確保しておりませんのでね、中々これできないわけです。で、どうしても学校で対応ができないって場合もございます。実際には過去にございました。このようなとき、4年ほど前にもあったわけですけど、このときには教育委員会の事務局の職員が、その学校へそのとき行ってということ、1箇月間やったというそんなこともございました。いずれにしましても、子どものためにということで様々なこうやってるわけですけど、中々完全っていうのはいかなない部分があります。最終的にはっていいですかね、さっきも言いましたけどどうしてもってなった場合には、教育委員会事務局の職員が参ります。はい。

#### ○瀬戸 (3番)

はい。今現在はじゃあ保護者の方が代わりをしているということはないですかね。また、そののとも調べていただければと思いますが、やっぱりこれ子どもがやっぱり登校してる時間はね、支援本当に誰かその支援が必要な子にはそういう今も手立てを組んでいただいていると思うんですが、ほかの市町村なんかはもうちょっと長い時間

ね、契約の中でも1,300時間とか、伊那市なんかは1,470時間っていう方が一番長いですなんていってね、ちょっと説明していただいたんですけども、そういう部分でもねやはり子どもがいる時間、このほっとサポートさんがね必要な、勤務に必要な部分については、ぜひそういう部分もね考えてこれから募集をしていただきたいなあと思うんですが、その件について、時間の延長っていいですか今1,200時間がね一番辰野町では多い時間なんですけども、1,300時間以上の支援っていうのは町として考えているのかどうか、お聞かせいただければと思います。

#### ○教育長

はい、先ほど課長のほうは、700時間から1,200と話されましたけれど、実際には最大1,300時間のほっとサポートの先生もおります。

#### ○瀬戸（3番）

はい、すいません、今年度平成31年度のときですね、まだね。の募集の要項を見たときに、1,300はなかったもんですから、すいません、もう決まっていた方がいらっしやったのかもしれないね。できれば本当にね、そういう意味でも途切れることなく、支援員の方がいていただけるように、そしてこの支援員の方これ臨時職員ていうかね、職員が非常勤の職員なので、有給休暇が与えられているということなんですよね。そんな中で有給を取りたいんだけど、やっぱり私がいなくなると休んじゃうと、子どものサポートやっぱ大変になっちゃうから中々休み取れないんですっていうようなね、声もいただいています。なんで、先ほど1,300時間とかちょっと時間を長くした方を増やすことでそういう部分もね、有給休暇がサポートされる支援員さん達も取れるんじゃないかっていうふうに私はちょっと考えています、ぜひね、そういう部分でも時間を長く、非常勤職員として働いている方へのサポート、労働時間のサポートですね、で、有給が取れるようなやっぱ働き方っていうことも視野に入れながら、これから考えていただければと思います。

で、次に、報酬について質問をしたいと思うんですけども、先ほども時給865円ということでね、募集要項っていうか募集のほうにもインターネットにもホームページにも載っておりました。865円です。確か学童クラブの支援員が、2年前でしたかね職種分類変更があって、915円から985円になりました。本当、ほっとサポーターさんの仕事、私もほっとサポートの仕事を知るまでこんな大変な仕事をしているんだっていうことを知らなくて本当に恥ずかしい、もう本当に頭を下げたわけですが、本当

に先ほども話したように教室から飛び出していく児童、もう小学校でしたら3階から玄関まで追って行く、追って行くって言い方は変ですが、追いかけていたり、あとマラソンの授業があったりすれば、一緒にね横になって走んなきゃいけないけども、走れないから校長先生、私は自転車で走らせてくださいってというようなね、そういうような要望を出したりとか、で、今年は、プールの時間ですね、授業のプールの時間には今までは監視員は教員の先生だったのが、私達のこの支援員もそこに教員と同じように人数に入ることになったんですよってというようなね話も伺いました。本当に先月まで、ね、ここんとこ川島以外は小学校運動会がありました。この運動会の練習も毎日付いてずっと外にいたってというようなね、話も聞いたりもしております。そんな中でやっぱりこのサポートさんのね、仕事が先ほども仰った2種ってというのが何なのかってというのはやっぱり聞いてても町民の皆さんも議員の皆さんも調べないと分からないとこだと思うんですが、1種からねある、本当に変な言い方ですが、低いランクなんですよね。机に座って事務仕事をするとか、そういうような部類だと私は思ってるんです。そこで、学童クラブのね支援員と同じぐらいの、最低でもね、ぐらいの働き方ということで、その分類を上げるというか、そういうことができるのかどうかちょっと分からないんですが、そういうこともぜひ考えていただきたいと思うんですけれども、その点について、町としての考えをお聞かせいただければと思います。

#### ○こども課長

報酬についてであります。学童クラブの支援員とは勤務条件がかなり異なりますので、一概に比較はできないだろうなと思っております。学童クラブの場合については、基本的には支援員さんだけで運用しておりますけれども、ほっとサポートの先生方については、教員免許を持つ学級担任の先生がいて、それを補助する業務というようなところで、多少責任の度合いという観点では、異なるのかなと思っております。この職種分類の話でございますが、この2種というのにあたるのが、例えば、図書館司書の方ですとか、資格のない調理員の方、介助員、心の相談員といった方が当たる形になっております。で、確かに単価はちょっと低めだということもあるんですが、限られた予算の中で、実は配置については近隣市町村にないくらいに手厚い人員を配置しております。議員もお調べいただいてご確認いただいているかと思っております。そういった中で、支援が必要な子も年々増加傾向にある中で、しっかり対応ができてきたっていうところもあるのかなと思っておりますが、業務自体も複雑化しておりますので、

見直しも必要かと考えております。来年、2020年に会計年度任用職員の制度が導入されますので、報酬等の待遇も大きく変わるものだと思いますので、それを機会に見直しを図りたいと思います。

#### ○瀬戸（3番）

はい、先ほどもね、向山議員の質問でもありましたが、会計年度の任用職員制度が始まるということで、そこでね、ぜひと思うんですが、先ほどの向山議員のほうの答弁に基本給といいますか、その部分はね変えないでまずは、期末手当を考えていこうと思っている、で、その後が時給ですか、その部分を変えていくように考えていきたいという答弁がありました。本当にね、ここぜひ、そういうほう、まずは私としては時間給をねこのところ毎年、最低賃金っていうんですか、最賃が国の方針で毎月少しずつですが20円か26円ずつ上がってきてるんですけども、この非常勤の職員さん達全く上がってないんですよ。うん。なので、本当にねこの今、辰野町には条例がありまして、この一般非常勤職員のね任用とあと勤務条件についてに関する条例っていうものがあります。その中でも本当にそれが制定されたのが27年、で、4年間ね、まる3年経って、75円最賃が上がってるのに、この部分職員さん達の賃金は上がってないっていう。本当に近隣の市町村と比べても、本当に南箕輪も930円近くで伊那市にあたっては、もう1,000円以上という形でね、同じ仕事をしていても本当に全然違う、そして、この報酬限度額も1時間1,100円あるんですよ。ただ、今課長が仰ったように、人員配置が厚くしてるんで、予算内でやるには一人の単価を少なくするしかないのかなって、それが本当なのかなって私思いますが、いや、そういうもんじゃないだろうって私は今思ってますので、ぜひそういう考えではなく、一人本当に働いている支援員さんとかね、そういう職員さん達の働いた対価をねちゃんと考えたそういう給料体系ですとか、会計年度任用職員制度をしっかりと考えていただきたいと思うんですが、その点について町の考えをお聞かせいただければと思います。

#### ○町 長

はい、瀬戸議員さんのほうからは本当に現場の生の声をお聞かせいただきました。ただ今のやり取りの中でも、本当にほっとサポートの方々の本当に常に神経を使って大変気苦労が多い仕事でもあるのにも関わらず、長年、ほっとサポートを引き受けていただいている方々には、本当に感謝の気持ちでいっぱいでございます。発達障害の子も増えてきまして、その対応にも年々、多様化、高度化していると認識しておりま

す。先ほどの担当課長の答弁にもありましたとおり、来年度の会計年度任用職員制度導入を契機にですね、この報酬等の待遇を見直したいと考えます。以上です。

○瀬戸（3番）

はい。ぜひ働いている方のね、仕事内容も本当に現場に行って、見に行っていたきながら、考えていっていただきたいと思います。

では、次に大きな介護予防・生活支援サービス事業について、質問をしていきます。辰野町では、平成28年に介護保険制度の介護給付から要支援1、2認定者への訪問介護・通所介護が外されて、ヘルパーさんや介護福祉士など資格がなくてもサービスが行える新総合事業、新しい介護予防・日常生活支援総合事業に、要支援1、2認定者とチェックリスト該当者が介護予防としてのサービスを利用するようになりました。そして3年が経ちました。これ辰野町は本当に上伊那でも近隣市町村でもいち早くこの事業取り上げてやってまいりました。そんな中で、昨年、町のほうから訪問型サービスB、訪問サービス結と言われる部分ですね、自宅の高齢者の方の家のごみ捨てや灯油の、外にある灯油タンクからストーブの灯油タンクに入れて玄関まで持ってってあげるとか、あとこういう買い物をしてくださいって言われたら、買い物をしてるとか、玄関から中には入れない、玄関までのサポートをする結が中止になるっていうことをね、やらないんだよ令和元年からはやりません、ていうようなことを伺いました。これ、利用者が平成30年度は、月7人ほどいたという報告を受けていますが、これ全く要望がないわけではなくて、このやっぱり要望としてある中での中止、これ中止になったら今までこの利用してきた方達、どうやっていくのか。それともほかのサービスを考えているのか、その点についてお聞かせください。

○保健福祉課長

それでは、訪問サービス結の中止と今後のことについてお答えをいたします。議員ご指摘のように、訪問型サービスBでございますけれども、これ全国一律で行っていた介護予防給付が、市町村の独自にできる事業に変わったことによりまして辰野町でも導入したものでございます。これには、A型、B型、C型、更にD型とあるわけですが、このB型につきましては、住民ボランティアあるいは住民主体の自主活動として行う生活援助ということであります。辰野町では訪問サービス結という名称で行ってまいりましたけれども、このサービスにつきましては、平成27年度に導入いたしまして制度の改正によりまして、総合事業に移行して実施してまいりましたが、

ご指摘のとおり平成30年度をもって中止したところでございます。中止した主な理由でございますけれども、総合事業に移行したことによりまして、利用対象者が基本チェックリストに該当する事業対象者と要支援1・2の認定者に限られてしまって、要介護で受けていた方がサービスを受けることが出来なくなったこと。それから、主体となる住民は、町の研修を受けていただいた生活支援サポーターということを認定しておりますが、この生活支援サポーターがいない地域では、中々このサービスの提供が難しいということがありました。場合によってはですね、利用されたい方の近所に元気な人がいるのに、生活支援サポーターが近くにいないことによって別の遠い地域からわざわざ自動車で駆けつけるといったような弊害と申しますか、矛盾も生じていたところであります。それから、ただ今申し上げましたように、国のガイドラインでは、住民主体ということで事業の導入を図るところでございましたけれども、最初からこの生活支援サポーター主体ということでは、難しいと判断いたしまして、事業所の委託事業として、事業所を開業させたことによって利用までの流れがとても煩雑になってしまいました。それから、生活支援サポーターが、例えば当日のゴミ出しの日に急に具合が悪いとか、都合が悪くなった場合には、委託を受けている事業所が代行しなければならない、といったようなことが挙げられます。ご指摘のように利用者も平成29年には15人いたところから平成30年度は、こちらの統計では8人。減りまして、活動していただいた生活支援サポーターも16人から9人に減ったこと、それから、受託していただいた事業所も3つありましたけれども、途中で1つ減ってしまって2事業所になってしまったことなどが挙げられます。以上のような状況を踏まえて、今後の結の継続は困難と判断したところでありますけれども、実際に利用されていた皆様には個々に説明にお伺いしまして、ご理解をいただいたところであります。ごみ出しあるいは灯油入れ等のこのようなサービスにつきましては、元々、地域の支えあいとして成り立っていたものもありますので、そのような地域への支え合いの協力、それがどうしても難しい場合には、NPO等で行っております別の有料サービス等へ移行していただく等の対応を取ってまいりました。更に、今後の対応でありますけれども、昨年からはじめております65歳以上の方のニーズ調査によりまして、課題を把握しまして、できるだけ地域ケア会議等とおして情報共有をした上で地域で解決していただく、難しい場合には別のサービスをご案内してまいりたいとそのように考えております。以上です。



○瀬戸（3番）

はい。本当にこのサービスなくなっちゃったら、ご近所さんに頼ってくださいって  
いうことなのかなと思ってちょっと聞いていたんですけども、私も存じ上げています  
本当にご近所さんで助けてっていう方、実際私も助けたこともありますし、このサー  
ビスがあるがゆえに、こうそれができなくなったっていう方も聞いてますが、実際そ  
ういうことを頼めない人もいますよね。で、このサービスがあることで、この助  
かったっていう方もいらっしゃると思うんですが、私はこのサービスが始まった頃か  
らこのサポーターに頼るのはとても反対で、できればこれAサービスのほうに組み込  
んでほしいってずっと思っていました。で、そこんとこ今日ね、議論とかお願いしても、  
要望としてもするわけではないんですが、全く町がね関与しないこの部分やらないの  
ではなくて、やはり要望もあって、人間関係もやはりねいくらご近所さんでもお願い  
できない、こんなこと私言えないって方増えてくると思います。そんな中で、この結  
がなくなっても、この多様なサービスですよ、これ。本当にその部分で、訪問サー  
ビスのAのほうにね組み入れてやってもらえるようなことを考えていただきたいと  
思います。その点について、ちょっとお聞きしたいんですけども、そういう考えな  
んかはあるかどうか、お聞かせいただいてもいいですか。

○保健福祉課長

実際にですね、1名の方をAサービスに移行した例がございます。

○瀬戸（3番）

はい、ぜひこれからもねそういう方はAサービスのほうに移行してもらって、Aサ  
ービスのほうはね、やはり完璧な、完璧っていつては変なんですけど、やはりある程度  
資格を持ってる方がね、受けていただいたりしているんで、お願いする家族としては  
とても安心してサービスを受けていただけたらと思うので、この結について、もしも  
なくなった場合は、Aで受け入れてもらえるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○保健福祉課長

はい、支援会議等で検討いたしまして、必要な場合にはそのようにさせていただきます。

○瀬戸（3番）

はい、ぜひお願いいたします。で、次に、訪問型サービスD、これ聞き慣れないも  
のだなあっていうふうに職員の皆さんも思うと思いますが、これ同じように、多様な

サービスの中の移動サービスになっています。で、これが訪問型サービスの移動・外出支援のことをいいます。せっかく地域でね、介護予防教室やふれあいサロンですか、老人クラブのそういう集まりがあっても会場まで歩いていくことができないってような方たちとか、本当に町中ではないところへの買い物をしに行きたいとか、そういうほんのちょっとしたところへの移動のサービスが、この訪問型サービスDでできるってことが国も認めているサービスだということが、私ちょっと分かりましたので、ぜひこのね、訪問型サービスDを導入してほしいなと思い、今回質問をします。やはりこの今デマンドタクシーがあるんですけど、これ町中なんですよねどうしてもね。で、私前年度、去年ですね、このふれあいサロンのほうに関わってふれあいサロンになる前は、送迎サービスをしていたんですけども、ちょっとやっぱり全国的に事故があったりして、送迎サービスやめましたっていうことで、やめてた中で、また復活してほしいってことでね、去年はちょっと、赤羽区なんですけども、送迎サービスふれあいサロンの中で始めました。そんな中で、やはり事故が何もなくてまあ契約もその委員会と利用者さんとしたんですけども、やはり今年、今年度になってやはり区の役員さん達のほうからね、何かあったらどうすんだ、これ区じゃもう面倒みきれないよ、もう本当にそのとおりだと思います。どこが責任取るんだって、いくら送迎サービスの保険に入ってたとしてもね、やはり何か事故があったときに、その部分ていうのはね、やはり一番ネックになってくると思うんです。その中で、このDサービスをこの多様なサービスの中に組み入れることで、本当に町が委託してやってもらえるっていうことで、安心してねこの送り迎えをする側になってくれる人も、安心してそういう送迎ができると思うんですよ。で、ただやっぱりいろんな関係で、どこに委託すればいいのかっていう関係も出てくるとは思うんですけども、この伊那市ではこのDサービス、昨年からはじめたということでちょっとお聞きして来ました。ただ、地域によってのサービスになっちゃって全市的にできたわけじゃないんです、これから進めていきたいですってようなことをね、お話いただきました。この本当にちょっとした移動サービスで、私赤羽なんで赤羽のことを例に挙げますと、私の赤羽から川を、天竜川越えて北大出の整骨とか整体とかに行きたい、歯医者さんに行きたいけど、それは町中でのデマンドでは使えないとかそういうやっぱそういう部分もこれでクリアーができる。で、全く歩けない要介護の方たちではないです。本当にね、これを利用するのは、要支援1.2とチェックリストの該当者ということなので、

ある程度自分で歩ける方達、だけど、この坂は上れないわ、荷物持って上がれないわとか、本当にそういう部分の地域のね、集会所に行くことすらできない、そこの本当にちょっと家の周りを歩くぐらいはできるんだけど、この坂下りて公民館に行ってふれあいサロン行きたいんだけど行けないわっていう人たちを一人でも多くね、来てもらえるようにする手段としては、このサービスD型っていうのはとても有効だなって私考えました。そこでは、この訪問型サービスD型導入の考えについて町としてお聞かせいただければと思います。

#### ○保健福祉課長

それでは、移動支援であります訪問型サービスDについて説明を申し上げます。議員ご指摘のとおり、このサービスにつきましても、介護保険制度の地域支援事業としましてその実施要綱によって行いますと、国の補助を受けることができる事業であります。このサービスの内容ですけれども、通院、買い物等をする場合における送迎前後の付き添い支援、外出支援等ともう1つは総合事業における通所サービス、辰野町でいいますとデイサービスあゆみとミニデイサービスよつば、それと一般介護予防事業ふれあいサロンですね、この事業における送迎を別の主体が実施することによって行えるものであります。現在、あゆみあるいはよつばにつきましては、委託事業者が送迎を行っておりますけれども、ふれあいサロンにつきましては送迎がないということで、ふれあいサロンの担当者会の中でも要望のあるところがございます。辰野町でも、今年に入りましてこの訪問型デイサービスDについて、その方法等について検討を始めたところがございます。以上です。

#### ○瀬戸（3番）

はい、本当にこの要望とても大きな要望だと思います。細かくね、やはりきめ細かく、ドアツードアが実施できるそういうサービスだと思うので、本当に真剣に考えていただいて、早急にね、これが事業化できるようにしていただければと思います。で、やはりその実施する側もね、ある程度やはり運転などしっかり講習を受けた方や免許がある方、そういう方をね、ぜひね選んでいただいて、そういう委託なりしていただければと思い、要望をしたいと思います。

最後の質問になります。子ども・障がい者等の医療費窓口完全無料化等について質問します。私、議員になり福祉医療費の窓口無料化について、7回質問をしてきました。今回で8回目になります。また、福祉医療費窓口無料化はこの20年以上前から、

要望として本当に子育て中のお父さん、お母さん、私もそうでした。地域の皆さんと一緒に取り組んできた無料化運動が、昨年、長野県でもそれが実を結んだという形で、辰野町 18 歳までの子どもの完全窓口無料が実施されたということで、とてもねこれ本当に住民の皆さんの要望が形になったと喜ばしいことだと思ってます。しかし、これ何回もね私、質問をしてぜひという要望もしているんですけども、この現物支給に窓口無料になったからといって、完全無料になったわけではないんですよ。これ、受診で 1 レセプト 500 円、で、これ薬局でも 500 円かかるんですね。まあ普通に受診して薬を調剤されれば、1,000 円払うことになるということなんですけども、この、500 円ぐらいは払えるでしょうっていうのがね、やはり多くの皆さん達の思いかもしれませんが、この 500 円が払えなくてお医者をお我慢して重症化してしまうという子どもがいるということもね、やっぱり知っていただきたいと思ってます。で、長野県では、生活保護補足率という数字があるんですけども、これ生活保護を利用する資格があるのに実際には利用していない人の割合、これ 6.6% といって全国でも下から 2 番目ととても低い、生活保護を利用していいのに、されてない人達がいっぱいいるという数値になってるんですよ。本当にこの生活レベル以下の収入の方達が大勢いて、中には給料日前に子どもが病気やけがにならないか、祈る様な思いでいますというお母さんとか、障がいを持っている方の多くは低所得者世帯です。本当に医療機関へは定期的に受診しているので、医療費や薬代を払わなくてはいけないけども、薬を飲み残して薬代を浮かせていることもあるということをお聞きしています。本当にこの部分ですね、福祉医療、子ども以外 18 歳、19 歳以上ですかね。18 歳以下は、今窓口無料になって、で、まあ 1 レセプト 500 円になってるんですけども、19 歳以上のね障がい者などに対しては、窓口での無料はありません。1 回払ってまた返ってくるというね、今までの方式のままです。ので、これぜひね、福祉医療としての本当に命に関わる部分だと私は毎回この場でも話をさせていただいてますが、比べてはいけません。先ほども、舟橋議員がね言われましたが、中川村、飯島町、宮田村でもこの 500 円の部分を助成して、自治体がね助成している。これもう本当に上伊那全域でやってくださいって私はね思うくらいです。でも、やはりこの部分、辰野町もねぜひ、ほかんところがやったからやるんじゃないかって、この命に関わる部分、本当に困ってる人達の部分としてでもこの 500 円なくして、で、19 歳以上の障がい者の方への無料化の実現をしていただきたい、その点について町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○住民税務課長

それでは、時間がありませんので、簡単に概要だけ説明をさせていただきます。1レセプト500円でございますが、平成29年度をベースに試算をしますと、辰野町で用意をしなければならないお金が1,150万円となります。宮田村さんや中川村さんはこれを負担をしてるということになろうかと思えます。ただ、将来にわたり、この福祉医療を充実させていくためには、現在の受給負担金を維持することが適当であると私どもは考えております。19歳以上の障がい者の関係でございますが、これは国保の前の状態と全く同じですので、医療費の補助に対するペナルティっていうのが国についてございます。ですから、これを1レセプト500円の窓口無料化を進めますと、それに対する費用プラス国からのペナルティ分、その部分が町費として払わなければならないWパンチということで、これを考えますと、瀬戸議員の要望する現時点での実現は難しいかなと考えております。以上です。

○議 長

瀬戸議員、時間がきました。

○瀬戸（3番）

はい、時間になりましたので、ここで終わりたいと思えますが、本当にこれ実現するまで強い要望として質問していきたいと思えます。ぜひともこれから先も考えていただければと思えます。質問を終わりにします。

○議 長

お諮りいたします。本日の会議は、これにて延会としたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（議 場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。大変長時間、ご苦労様でございました。

9. 延会の時期

6月5日 午後 4時 56分 延会

令和元年第6回辰野町議会定例会会議録（9日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂  
2. 開会年月日 令和元年6月6日 午前10時00分  
3. 議員総数 12名  
4. 出席議員数 12名

1番	吉澤光雄	2番	向山光
3番	瀬戸純	4番	舟橋秀仁
5番	松澤千代子	6番	山寺はる美
7番	樋口博美	8番	池田睦雄
9番	津谷彰	10番	矢ヶ崎紀男
11番	小澤睦美	12番	岩田清

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	武居保男	副町長	山田勝己
教育長	宮澤和徳	総務課長	小野耕一
まちづくり政策課長	一ノ瀬敏樹	住民税務課長	武井庄治
保健福祉課長	小澤靖一	産業振興課長	赤羽裕治
建設水道課長	宮原利明	会計管理者	中村京子
こども課長	加藤恒男	生涯学習課長	西原功
辰野病院事務長	今福孝枝		

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 中畑充夫  
議会事務局庶務係長 田中香織

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席第5番 松澤千代子  
議席第6番 山寺はる美

8. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議長

皆さん、おはようございます。傍聴の皆さんには、早朝から大変ありがとうございます。異常気象なのか朝大変寒いのに昼にかけて温度が上昇するというので、各地でも色々暑さに対して対策を立ててるようでございます。本日のNHK予報、辰野町の予報を見てまいりましたけれども、39度まで上がるということでございますので、途中で暑くなりましたら上着を脱いで会議を進めていただいて結構ですので、よろしくお願い申し上げます。

定足数に達しておりますので、第6回定例会第9日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。5日に引き続き、一般質問を許可して参ります。質問順位8番、議席8番、池田睦雄議員。

【質問順位8番 議席8番 池田 睦雄 議員】

○池田（8番）

よろしくお願いいたします。今日は、貴重な質問の時間を賜り大変ありがとうございます。令和元年初の一般質問で大変緊張しております。質問の前に4月の町議会議員選挙に「辰野に元気力」をスローガンに立候補いたしました。自然豊かな辰野町に県外から移住し約40年、辰野町にも少子高齢化、人口減少の波は押し寄せ、町民と一体の活動で町民の心と体を今以上に元気づけ、町の潜在的な能力と活力を顕在化させ、増進したいと考えてまいりました。また、無投票当選で町民の信任を受けていないことを重く受けとめ、町民との対話を重視し、行政のチェック機能として4年間の議員任務を全力で全うしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い質問いたします。質問項目ですが、多くございますので簡潔な答弁をお願いします。昨日の舟橋議員の質問が私と重複し回答を頂きましたので、通告の2016年度より始まりました辰野町第五次総合計画後期基本計画の進捗と2021年度新計画の予定について、①残り2年の取り組み姿勢②重点プロジェクトの進捗と見通しは割愛させていただきたいと思っております。最終年度にチェックさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。現行の五次総合計画は、どこの自治体も同じような計画パターンで辰野町も魂が入ってないような気がいたします。そこで質問です。後期基本計画終了後の2021年度六次総合計画、前期5年と伺っておりますが、その策定に当たり、その取り組み方針はどのようにお考えでしょうか。

○町 長

ただ今は池田議員より熱い思いをお聞かせいただきました。これからもよろしくお願いいいたします。

議員からのご質問でございます。当初予定の①②は割愛ということでございますが、若干ちょっと私のほうからですね、冒頭お話ししたいことがございます。そもそも辰野町第五次総合計画の後期基本計画は、昨日の舟橋議員さんへの答弁のとおりですね、五箇年計画として2016年度より五箇年ということで策定いたしましたものであります。当時私もですね副町長として策定に携わっておりまして、5つの将来目標とそれを達成するための2つの取り組み目標を掲げるとともに、人口減少対策など4つの重点プロジェクトに取り組むことといたしました。あと残すところ2年となっております本計画でございますが、先ほど議員のお話の中にありましたように、本当に社会、時代の趨勢が本当に想定を超えて本当に変わってきております。社会情勢や経済動向、あるいは技術の進歩はもとより人の価値観も併せて変化しております。そういった変化の一例といいますか具体例を、ちょっと幾つか挙げさせていただきますと、社会情勢でいくとやはり新たな時代、平成から令和に変わったこと、また予想を上回る少子高齢化でありますね。あと、東京一極集中といわれているとおり、首都圏への一極集中、また、地方への地方の衰退、まあ国も必死になって地方創生の取り組みを鼓舞しておるわけですが、そういった動きも非常に敏感に捉えていかなければならないものだと思っております。あと、働き方改革等に見られるやはり人々のライフスタイルの変化、これも見逃せない変化でございます。また、経済動向に目を移しましてもですね、世界情勢の影響を大きく受ける現状、こういったものはマイナス面に入ろうかなと思えます。まあ一方、プラス面的な流れとしては、全国的なインバウンドの需要の増加、こういったものが地方への波及の期待があると思っております。あともう一点、技術進化という点でもですね、スマートフォンの個人普及、これも非常に進みましたし、また、人工知能AIの技術的進歩、また、医療、環境エネルギーの分野を始め、スマート農業といわれるように先端技術導入の動き、こういったものも非常に急速に進んでおるそういった時代背景がございます。現状の計画を確実に推進していくこと、また、その計画がしっかりと達成されているかどうかそういった進捗管理も非常に重要なことだと認識しておりますけども、やはり常にやはり足元に目を向けるということをお忘れずにその一方で、将来を見据える姿勢を持って町政の運営に臨んでまいりたいと考えております。この後、担当課長より各種色々な点についてもご説明させていただきます。



できますが、ただ今私のほうからお話させていただいた理念を元にですね、取り組んでいるところでございますので、また、議員各位のご理解とご見識による助言をいただく中で、共に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○まちづくり政策課長

はい。それでは議員ご指摘のですね後期基本計画終了後の取り組み方針、かいつまんでご案内を申し上げたいと思います。現行計画に中々魂が入ってないというようなご指摘でございました。そこでもってですね、第五次のこの現在の後期計画の検証する年、今年と来年については、その年に位置づけて町民アンケートを実施し、住民の皆様的重要度及び満足度を分析しながら、各施策の改善項目を検証していくという年にしてまいります。また、重点プロジェクトの1つに人口減少対策プロジェクトとしての辰野町のまち・ひと・しごと創生総合戦略、これがあるわけですけれども、国の総合戦略に合わせた計画でございまして、総合計画とは1年のズレが生じているところでございます。町としましては、まだ私ども事務局としての考えでございしますが、この7月以降に2020年度からの第2期の、つまり来年度からの2期に向けた方針を決めた上で、第1期の検証、それから総合計画との調整を進めて参りたいと考えております。来年3月までに、第2期の総合戦略を暫定的に定めさせていただいて、来年度の一年間で総合計画との調整を図りながら、2021年度からの第六次となる総合計画の実施期間とあわせていくことを、現在検討しているところでございます。以上です。

○池田（8番）

はい、ありがとうございます。次代の第五次総合計画推進にあたって、現状の認識、それから検証、足元に目を向ける、お話をいただきました。第六次総合計画の取り組みについても理解いたしましたので、ぜひその方向で進めていただきたいと思います。私は、この六次総合計画にあたり、やはりありたい姿というのをまず明確にしなければいけないのではないかと考えてます。辰野町の特色を生かした独自色の強い計画に知恵を出して仕上げていくと。私も知恵を出していきますので、よろしく願いいたします。最終目標値KPIというのがありますが、これはしっかりと定めて、現状とのかい離というのを、認識・分析し、費用対効果を定める。特に効果においては、有形効果、数値化できるものですね、と無形効果、例えば町の雰囲気良くなったねなどの数値が数値化できないものがあります。これを認識して計画を立てるときに、無形なのか有形なのかをはっきり認識した数値目標、KPIですね、を設定していただ

きたいと思います。得てして、無形効果が多くなる傾向にありますので、注意をしていただきたいと思います。また、5年ということ、5年後の数値目標は出ますけれども、年度ごとの目標値というのを設定し、5年後に向けてのあり方を、推進状況をチェックしながら進めていただきたいというふうに思います。

それでは、次にまいります。④ですけれども、予算策定に関係するのですが、町の方々から「行政にお金がない」と行政の方から言われるというお話を聞きます。非常にネガティブなお話です。そこで、年度の予算編成で町の維持予算と新規投資予算の考え方、これをお教えてください。

#### ○まちづくり政策課長

それでは、町の予算の考え方でございますが、町の一般会計を例にご説明を申し上げたいと思います。議員おっしゃるように、維持的な予算それから投資的な予算・経費、これに大きく分かれるわけでございますけれども、維持予算経常的にかかる経費、これについてはですね、主に人件費ですとか公債費、扶助費などの義務的経費に、物件費、維持補修費などのその他の経費が入っております。これ毎年、経常的に必要な経費となります。それに対しまして、投資的経費は、道路・橋りょう、公園、学校等の建設等社会資本の整備に対する経費でございまして、主に普通建設事業費と災害復旧事業費となっております。令和元年度の当初予算につきましては、この経常的にかかる経費の割合が予算の総額に対して約9割、未来への投資ということにも繋がります投資的経費は、約1割となっております。投資的経費は、全体の1割ということですが、前年度と比較すると24%の増、1億6,700万円の増額になっておりまして、この中には、保育園の空調設備ですとか学童クラブの建築、トイレの様式化、荒神山公園の長寿命化などに関する工事が含まれております。更には、投資的経費に含まれないものの中にも経常的経費の中にもですね、物件費がありますけれども、これも前年度より2割ほど、金額にして2億3,000万ほどの大幅な増額となっております。この中には、道路網計画の策定、それから、辰野駅前地区街なみ環境整備事業、小中学校のICT教育環境整備、更には北沢工業団地への企業誘致のための遺跡の発掘調査費、こういったものが盛り込まれておりまして、これも未来への投資となる費用というふうに考えております。こうした投資額の増の影響もありまして、予算規模はご案内のとおり過去2番目の大きな規模となっているところでございます。以上、ご案内を申し上げます。

○池田（8番）

はい。ご説明ありがとうございます。9割が現状維持で、1割が投資的なものだという話なのですが、私としては行政の説明が不十分だというふうに考えています。なぜかといいますと、その1割、または9割の中にもあるかもしれないんですけど、例えば、空調の新設とかそういったものって流れは国とか県の大きな流れの中で動いてるもので、町独自のもの、考え出した生み出したものっていうのは、実は少ないのではないかなという認識です。今のお話で、現状予算、補修保全等現状維持させたもので手一杯だ、なので、投資する将来につなげるものが少ない、回せない、これは理解できます。しかし、お金がないについては、特別大型施設の予算組みは別にしまして、予算編成方針として例えば、各課の新規投資案件、これも独自で考えたもの、みんなの課としてのアイデアを出し合ったもの、こういったものと、予算を出させる、出さしてみる、こういったのはいかがでしょうか。そして、職員を含めて全員が未来を考えた前向きな行政姿勢を説明することで、町民を元気付け、ある面理解が得られるのではないかと思います。先ほど1割くらいということがありましたけれども、将来につなげるもの。例えば、将来に向けて町長方針、町の方針として何%、数%は常に新規投資として予算組みをする等の積極的な考え方、こういったものをやはり町民にオープンにしていくということが必要ではないかというふうに私は考えておりますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。次にいきます。

⑤辰野町も国、県から多くの補助金と交付金をいただいておりますが、その使い分けについてはどのようにお考えでしょうか。

○まちづくり政策課長

はい、それでは、私のほうからは補助金それから交付金、こちらの定義的なお話になりますけれども、そちらのほうまず始めにご説明を申し上げたいと思います。

まず補助金でございますが、特定の事務、または事業を補助するために交付する金銭、まあ端的に申し上げますと。そういった形でこれは補助金の適正化法という法律の対象になりますので、万が一この補助に不適合のようなケースの場合は、罰則が課せられるというような目的が絞り込まれた金銭でございます。一方、交付金の場合は、特定の目的を持って交付する金銭を、広く指しているということでございます。中には助成する目的で交付する補助金的な性格もあるんですけども、ある程度裁量を持つ

た形での、自由度が高く創意工夫を生かせる総合的なものが、交付金というような定義が成されているところでございます。以上です。

○池田（8番）

ありがとうございます。補助金、交付金の大切さ、考え方は理解できましたが、それらはこの情報の収集、アンテナですね。どのように庁内で張られ、共有されていますか。

○副町長

国、また県からの補助金につきましては、その一覧をね示したものがございまして、そういったものを予算査定の前に職員、係長達に提示して、この中の補助金等をもって利用できるものについては、積極的に考えろというような形で行っております。以上であります。

○池田（8番）

一覧表があると、そういったものでみんなで見ると。町の政策は、補助金・交付金を調べてから活用する方法を考えているように思います。今の一覧表もそうです。まず、行政のアイデア、こういったものがあって、これにどの補助金・交付金が合致できるのか、こんな考え方ってのは今までありましたでしょうか。

○副町長

先ほど一覧表がございましてと言いましたが、その一覧表を見てですね、自分たちがやりたい事業ってものをその補助金の何に該当させるのかを考えるのが職員の資質だと思っておりますので、過去もですね、そんなような形でもってやらしていただいておりますし、例えば、地方創生推進交付金という、今人口減少が盛んになって国から自由に使えるようなお金のほうも出てます。中々これもですね、ハードルが高いんですけど、辰野町がこれから行いたい事業をいかにその交付金に結びつけるかを考えまして、今、様々な事業に使わしていただいているというのが現状であります。以上であります。

○池田（8番）

はい。町活性化のため、町民と行政が自らで考えた何か新しいもの、アイデア、これを実現するために、補助金、交付金または、toto等の助成金てのがあるかと思っておりますけれども、これらを積極的に今やられてることなので、ぜひ強力に進めていただきたいというふうをお願いいたします。

次にまいります。85%を占める町の森林地の活用は、私は大変重要だと思います。昨日の答弁でも質問でもありましたが、辰野町は東西に2キロと非常に狭いネックとなっている地域ではあります。ただ、これをネックとするのではなくて、やっぱ生かしていくということも必要ではないかなというふうに思っております。そこで、森林地の活用方法はどのようにお考えでしょうか。

#### ○産業振興課長

はい、85%を占める森林地の活用という、町としてはどういう考えかというご質問かと思えますけれども、森林の活用につきましては、森林の持つ役割といたしまして、大きなものがございまして、一番は木材の生産等が出てくるわけかと思えますけれども、現在は水源のかん養でございまして、土砂流出の防備ですとか、二酸化炭素の吸収など様々な公益的な機能としての森林の役割を、今求められている昨今でございまして、辰野町では森林どう活かしてるかっていうことでございまして、85%のうち多くが民有林でございまして、川島の奥地には、約3,600ヘクタールほどの国有林等もあるわけですが、それ以外は民有林ということで、それぞれの森林組合であり、個人有林でそれぞれが管理をしていただいているところでございまして、ですが、その本来でしたらその山から出たその素材、山の木を売っての木材生産の収益という中での生業としての森林の持つ活用方法かと思えますけれども、現在そういう森林材を売ってですね、生業とする状況ではないということはお承知のとおりかと思えます。それでは、町としてはその森林を使う中でどうかということではございますが、今回この質問の中にございます五次の総合計画後期基本計画の中において、林業の振興という部分がございますけれども、その中においては、マツタケ増産の研究・育成ということで、森林の活用を謳っているところでございまして、その部分について、重点的な取り組みとしても挙げているところでございまして、内容的にいいまして、山の中の、昨日も質問にございました松林でございまして、松林から採れる町の代表的特産物でありますマツタケを増産をしようという部分が、1つの大きな活用方法として動き出しているところでございまして、町内の森林所有者の皆さん、また、森林組合を対象にですね伊那市にお住まいのマツタケの増産・研究家であります藤原先生を講師に、平成27年度からそういう、主に当然マツタケですので松林所有者の森林組合、あるいは、森林所有の個人を対象に、研修会をしております。教室での研修もありますし、現地での研修をする中で、多くの皆さんに参加をしていただきまして、マツタケの増産に向

けてのそれぞれ指導をしているところでございます。また、私どもの持ちます町有林におきましても、一部町有林、近いところの町有林を利用する中で、藤原先生から講義いただいた部分を実地活動といたしまして、穴倉山という宮所の上にある町有林があるわけでございますけれども、平成 28 年度から山田副町長をリーダーとしまして町有林松茸増産プロジェクトをやっているところでございます。特に、若手職員、町有林等に入る機会もないものですから、若手職員を中心に作業員として集めまして、その中で、当課の林務係長が県の松茸造成管理士の資格を持っておるものですから、その係長の指導の下に、マツタケ増産のための施業をしているところでございます。今後でもありますね、このマツタケ増産に向けては、各研修会を開く中で、この森林の一部、松林のみではございますけれども、生かす活用方法として今後も進め、今後のマツタケの増産にも期待をしているところでございます。以上です。

○池田（8 番）

はい。マツタケ特産なので、これは進めていただきたいと思えますし、私はちょっと観点が違ってまして、あるものはそれで生かしていただければ良いんですけども、例えば、農業体験を土恋処でやっていただいたりしてます。で、山林の体験というもの、企画、推進してはどうかなというふうに思ってます。木材の活用、林産物の活用、空間の活用、林業体験等様々な切り口がありますけれども、都会の小中学生、要は水がどういうふうにして出てくるのか、山との関係とかそういったものをしっかり体験していただく、こういったところもぜひちょっと検討していただいて、山林体験合宿的なものもちょっとかんがえてみてほしいなというふうに思っております。次にいきます。箱もの、ハード行政から事やサービス、ソフト行政への政策強化の考え方はいかがでしょうか。

○まちづくり政策課長

はい。議員のご質問にお答えします。冒頭のお話でもですね、町民の皆さんが元気で夢を持って生活できるような施策をとる部分に対するご質問だと思いますが、私どもは既に箱もの行政から住民サービスへの政策転換を進めているというふうにまずお答えをしてまいりたいと思えます。箱ものはですね、といわれるものについてはですね、辰野町が保有する公共施設等この 4 割以上は、築 30 年以上を経過しまして、今後大量に更新時期を迎えた場合に、財政負担が大きくなるため、現状のまま維持していくことが中々困難であるという見地に立ちまして、平成 28 年度からの 10 年間で

計画期間とします辰野町公共施設等総合管理計画を策定しまして、長期的視点による更新、統廃合、長寿命化などを現在推進しているところでございます。一方ですね、ソフト事業といいますか、住民サービスへの転換につきましては、少子高齢化の急速な進展の対策のためにですね、今までもご案内を申し上げました、「まち・ひと・しごと総合戦略」を策定しまして、重点プロジェクトとして取り組んでいる中にはですね、新しい人の流れを作る移住・定住の促進ですとか、観光振興、結婚・出産・子育て環境の充実など、ソフト事業を中心な施策が盛り込まれております。町としましては、荒神山公園の開業1年を迎えましたですねたつの未来館アラパに象徴されるように、ああいったハード事業も実際は実施しておりますので、ハード事業とともにバランスを取りながら取り組んでまいりたいと考えております。で、そのためには、先ほどの補助金・交付金の関係もございましたが、副町長もおっしゃいましたとおり、地方創生の推進交付金、あるいは、ソフト事業とともに行うハード事業、拠点交付金、そういったものを辰野町にも選択しながらですね、なるべく有利な交付金を活用して住民サービスへの政策転換を図っているところでございます。以上です。

○池田（8番）

はい。時代の流れは、IT、5Gと高速通信とネットワークを生かした人・モノ・サービスのソフトに変化しております。新たな箱ものは必要最小限として、あるものを最大限生かすといったところに、ぜひ知恵をだしていただいて、また、高齢者の方につきましては、ネットワーク社会に取り残されないようなきめ細やかな政策の実施を望みます。

次に、今年度企業誘致用地確保のため、北沢地籍の遺跡発掘調査が行われます。2014辰野町遺跡分布図を拝見しますと、天竜川と横川川周辺は遺跡が非常に多くなっています。今後の土地開発の考え方はいかがでしょうか。

○まちづくり政策課長

それではですね、土地利用計画を推進しております担当課としましてですね、考え方についてご説明を申し上げます。

町議がご案内のとおり、辰野町内には縄文時代を中心として、数多くの遺跡が指定されまして、分布図にありますとおりその数は250に及んでおります。指定されました文化財保護の観点から、法律、あるいは条例に則って開発行為を行うことが必要となります。辰野町の遺跡の分布をその地図でですね見ますと、その多くが今町議おっ

しゃられたように都市計画の用途地域と重なっているという部分もあろうかと思  
います。従いまして、市街地開発の制約となっているというこういった事実があると思  
います。しかしながら、やっぱり文化財保護の観点から、網を前提とした開発行為を  
進めていく以外手立てがないので、私どもその対策を教育サイドとバランスを取りな  
がら、協議しながら進めているという現状でございます。以上です。

○池田（8番）

はい。これほどの多くある自治体の遺跡は珍しいのではないかなというふうに思っ  
ています。そこで、大掛かりな遺跡調査を必要としない IT 企業の誘致とか現業、町、  
町内企業を活かしたビジネスマッチング政策等産業振興を進めることができるので  
はないかというふうに思っていますので、ぜひ検討していただきたいと思  
います。次に、17 地区の地域づくり要望に対する回答で留意されている中で、見える化、スピ  
ード、結果フォローはどのようにされてますか。

○まちづくり政策課長

それでは、見える化について私のほうからご案内を申し上げたいと思  
います。

辰野町の今、申された 17 区ですね、後期基本計画においては地域計画を定めて  
おります。こちらは、地域課題の見える化の一つの例であろうかと思  
います。この地  
域計画の基にした地域課題を解決するための糸口として、活用していただきたい、よ  
りあい事業補助金を始め、従来からあります各種補助金、支援金、あるいは地域おこ  
し協力隊や集落支援制度の活用などで、地域の自主性と主体性を尊重しながら支援を  
しているという状況でございます。以上です。

○池田（8番）

はい。それでは、まあ実際のそういう要望が出されたときに、各種要望に対して職  
員の皆様は、三現主義＝現場、現物、現実っていったところを実践されてますでしょ  
うか。三現主義とは、ただ現場におもむくだけでなく現物を見て、いつごろからそう  
いう事象が発生したかの事実を調べ確認し、問題の発生要因を考えることです。いか  
がでしょう。

○建設水道課長

建設水道課の関係の事業についてちょっと説明をさせていただきます。関係区から  
ですね、要望なり電話なりきたときにですね、まず、現場を確認をいたしております。  
その中でですね、対応方法については検討をしております。で、検討方法が決まった



中ですねまた、関係区長さんと現場確認等を行い、その対応方法でよろしいのかどうか。っていうことは、お金かかる、地元負担金等かかる場合もありますので、そういうことも確認しながら協議して対応しております。で、全体的な要望とかそういうものは、毎年9月頃要望をとってございます。で、そのときも対応方法を検討しました後、関係区の区長さん達と協議を、現場見ながら来年度できるかどうかっていうことも相談しながら対応しております。これは、大まかなものですが、すぐに緊急修繕しなきゃいけないっていうものにつきましては、自分たちの判断で対応してる場所もございます。以上です。

○池田（8番）

はい。地区の要望というのは、町民に一番近いものです。このように、今仰っていただきましたけれども、三現主義っていうのを徹底して緊急度、重要度、予算等の検証は行っていただきますが、いつまでとか納期といったところをきちっと地区長へ伝えていただくことを希望いたします。

続きまして、時間もなくなってきましたので、まず、町内に点在する文化財や観光スポットを面とした滞在型の観光開発と展開について伺います。点となって個別に紹介いただいている観光のガイドというのはございますけれども、これをまとめて宿泊プランというようなものを検討いただいたことはございますでしょうか。そして、四季を通じて辰野町の魅力を満喫いただくため、文化財や観光スポットをセットにした温泉利用の辰野町独自の温泉滞在型観光プランといったところの企画というのは、ございますでしょうか。例えば、写真同好会の方、または、文化財に興味のある保存会の方、全国組織の方をターゲットに、ダイレクトにPRを活動すると。まあ、こんなところですね。観光地まで送迎バスを用意するなど、ぜひこの点は、検討していただきたいなというふうに思います。そして交通インフラ、辰野駅、伊北インター、国道153号線をご利用いただき、ご来町頂くお客様に、町ぐるみのおもてなし意識で対応していただけたらいいなと思います。まあ、おもてなしといいましても、泊まっていた時の対応だけでなく、例えば、電車で、自家用車で、バスで、ご来町いただくお客様に、四季をとおして町民が常に意識するおもてなしの心を言っております。例えば、ゴミが落ちていない町、花いっぱい町、食べ物も温泉も人も町も、おもてなしの心満載の町づくりを、町民ともども考え、町の活性化につなげていただきたいというふうに思っております。

続きまして、2の荒神山スポーツ公園の活性化について伺います。複合型スポーツ施設の魅力再開発として、公園施設長寿命化対策が考えられていますがその費用対効果はどのように考えていらっしゃいますか。また、長寿命化とは何年程度でしょうか。長寿命化は、利用者が一人いれば行いますか。お願いします。

○建設水道課長

ただ今、荒神山公園で長寿命化計画に基づいて対応してるものがございます。これにつきましては、荒神山公園でございますが、昭和45年から各建物ができてございます。これについて管理していく中で、限られた予算の中で施設の機能保全のため、施設の大規模改修と維持管理とを定期的に組み入れていかなきゃいけません。また、この施設をですね、新設して新しく作るのか、また、改善をして、改善というか修繕をして長く持たせるのかっていうことで、対応してるのが、長寿命化計画でございます。この長寿命化計画でございますが、必ず国への計画の提出をしましてそれに許可が得たものに対応してるものでございます。荒神山の長寿命化計画につきましては、平成27年の時に調査を行いまして、数々の長寿命化の対策をしたほうが良いというものが出てきましたが、まずは、5年計画で荒神山の球場、丸山球場、それからほたるドーム、それからテニスコート、陸上競技場っていうことを計画で、ああ体育館か、体育館も含めて、5年計画で計画をしている状況でございます。ただ、この補助の関係ですけれども、要望額の全額がついてきてるわけではございません。ですので、先延ばし、先延ばしで基本的には、荒神山球場が1年でお願いしたいという予算要望をいたしましたけれども、結果的に今、3年かかっているような状況でございます。

○池田（8番）

長寿命化の、先ほども言いましたが、何年程度の寿命を目論んでいらっしゃいますか。

○建設水道課長

長寿命化っていうのも施設によって違います。で、調査、建物ごと全部行いまして、緊急度が高いものは、すぐ建て直しとなり、考え直しましょうっていうことがあります。そうでないものは、修繕が何年までできるっていう計画書が長寿命化計画でできてますので、個々の何年っていうのはちょっと今手元にありませんが、お示しできるものは下にありますので、よろしくお願いします。

○池田（8番）

はい。お話いただいたように、新規改築する前にあるものを使うと、長寿命化する、私はその考え方は良いのではないかなというふうに思っています。所轄団体、現在の利用団体の意見を聞き、費用対効果の大きいものからぜひ進めていただきたいというふうに思います。

次に、町民参加型の陸上競技場の芝生化について伺います。現在、陸上競技場はトラックエリアで町民陸上大会、インフィールドエリアで少年サッカー、早起き壮年女子ソフト、走り幅跳び、砲丸投げが利用できます。投てきフェンスは、老朽化が激しくて使用できません。トラック、インフィールドとも土質は粘土質のクレーで、インフィールドは小石が露出して、各種競技利用者のすり傷等発生し不具合が生じています。そこで、陸上競技場のインフィールドに土壤改良は必要ですが、天然芝の苗、ポット苗って言うんですけれども、これを町民に植え込み作業をお願いして、町民の芝生グラウンドを作ってみてはと考えておりますが、ご検討されたことはございますか。

#### ○生涯学習課長

はい。荒神山スポーツ公園は、新たな施設を作るのではなくてですね、現在ある施設を有効に利用しやすいように改修してくのが望ましいと考えております。その中で、今ご提案いただきました町民参加による陸上競技場の芝生化についてでございますけれども、これは荒神山スポーツ公園の付加価値を高めるには良いことと認識するのでございます。以前、議員から教育委員会のほうへも相談かけていただいた経緯を聞いております。その中でですね、やはり芝生化した後のですね、管理の問題についてです。水ですとか肥料、また、芝刈り、冬場の対策をどうするのか、また、費用対効果はどうなるのか、使用料はどうするのかとか、こんなことがございます。それと、先ほど仰られました、陸上競技場を使用している陸上の関係ですとか、また、ソフトボール、野球等ですね関係者を交えての検討がこれからは必要ではないかなあと考えております。ぜひともまた、議員さんのご協力をいただきながらですね、検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

#### ○池田（8番）

私も3年前にそういうお話を差し上げた時に、全く同じ回答をいただきました。それで私は、芝生、実は芝草というんですけれども、その管理技術者という免許を取りました。で、ゴルフ場で、まあ某ゴルフ場ですけれども実習もしました。それで、得た結果、芝生はいくらでもそのニーズに合った形に作り変えることができる。例えば、

今の芝生といたしますと、たつの海の芝生広場ございます。ほたる童謡公園の芝生もあります。しだれ栗のパターゴルフ、近隣のゴルフ場、松本サンプロ・アルウィンのサッカー場、色々あります。お聞きします。たつの海の芝生広場とほたる童謡公園の芝生、管理費いくらかかっていますか。

○生涯学習課長

はい。荒神山の関係はですね、私どもの生涯学習課のほうでやっております。管理費というか、年間通じてですね、芝刈りを直営班でやったりしております。ですから、具体的に今金額は申し上げできませんが、今現在の荒神山の管理の中でですね、芝生の管理だけで荒神山、維持・管理をしているわけではございませんので、先ほど言いました維持・管理の費用の中で対応させていただいてる経過でございます。

○池田（8番）

もう時間もきましたけれども、私、水を撒いたり、そのところで芝生を頻繁に刈ったりといったところは、あんまり見かけないんです。要は、手をかけなくてもかけない分だけの芝生ってのはできるんです。ただし、どういう芝生にするかという目標をしっかりと立てないとだめです。アルウィンみたいなああいう芝生やりますか。これはできないですね。収入がないんです。なので、私が今回提案したいのは、ここに3年間かけて、私資料作りました、自分で。県内を芝生がどんな所でこういうポッド苗の芝生ができたかを調べました。で、結論はできると。ただし、雑草は生えます。ただし、そういう辰野町のシンボルとなるようなグラウンド、それも町民が一緒になって作る。穴を掘って埋めるだけです。で、足でポンポンと踏むだけです。それが、育っていくんです。自分が作ったものが、育っていくという環境で、緑も良いし、お客さんにも来てもらって、現にニーズもあるわけです。芝生のグラウンドだったら、あそこ使いたいね、こういうニーズを考えると、ただ、確かにメンテナンスするにはかかります。アルウィンはかかります。パターゴルフもかかります。それは、それだけ収入があるからです。かけても良いんです。ただし、収入がないところは、ないだけの知恵とアイデア、知恵を出して、で、町の誇れるものを1つでも荒神山に作っていただければ、周りの地域から見たときに「おお、ホテルもあって、体育館もあって、芝生のグラウンドもあって、ほかにないじゃないですか」こういう辰野町として誇れるものを、小さくても良いから1個でも2個でも、ぜひ作っていただけるような活動を望みたいというふうに思います。すみません、時間がもうきましたので、最後

の職員の方の経費節減については、また、別の機会でやらしていただきたいと考えております。ま、こんなところで、町民の町民による町民のための、ま、例えば芝生グラウンド、または、何でも良いです。こういう町民にも協力してもらうような汗をかいてもらってできる施設、これはまだまだたくさんあると私は思っております。なので、ま、こういったところを一個のきっかけにぜひ活力のある元気のある町にしていきたいというふうに思いますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。時間になりましたので、終わりにしたいと思います。以上です。

○議長

進行いたします。質問順位9番、議席11番、小澤睦美議員。

【質問順位9番 議席11番 小澤 睦美 議員】

○小澤（11番）

議長より許可をいただきました4点について、ただ、質問項目が4点でいうことで、時間内におさまるか不安ですけれど、質問させていただきます。

最初に、新学習指導要領に対応した学校環境について、複式学級において新学習指導要領に沿った教育が可能なのかについて質問いたします。これは、昨日の松澤議員、樋口議員と重複するところがあると思いますけれど、質問させていただきます。

昨日の教育長の答弁のように、20年度からの新しい学習指導要領の目的について文部科学省は、これからの社会で必要な力を知識・技能を土台とした思考力・判断力・表現力、そして学びに向かう力・人間性等の三つを育てるべき資質・能力イコール三つの柱と定義しました。そして、新学習指導要領はこの三つの柱を踏まえ、自ら問題を発見し主体的に考え、答えのない問題に挑み、他人と協力して解決できる力の育成を、目指すとしています。では、これを辰野町の小学校に当てはめてみた場合、自ら問題を発見し、主体的に考え、答えのない問題に挑みまでは、児童が一人でも可能と思いますが、問題は、他人と協力して解決できる力の育成を目指すという点です。ここでいう他人というのは、当然先生ではなく児童ということだと思いますので、1クラスに多くの児童がいる学校においては問題がないと思いますが、例えば、30年度学校基本調査において、上伊那郡の市町村の中で、唯一2つの複式学級のある川島小学校において、教育の質という点で他校と同じ授業が、受けられるのか疑問に思います。

質問いたします。新学習指導要領にいうところの、他人と協力して解決できる力の育成を目指すということが、1学級1名という複式学級において可能なのか、お伺いします。

○教育長

はい、小澤議員の質問にお答えをしたいと思います。同様な質問は29年度の6月議会においても議員からいただいております。今回の学習指導要領の柱は、今言われるように、主体的・対話的で深い学びの視点からの学びの改善でこととなります。昨日にも答弁させていただきましたけれど、この対話的学び、これは先生と子どもやあるいは子どもと地域の方々、更には言われるように子ども同士が対話することにより思考を広げ、深めていくということになります。昨日もお答えしましたけれど、この学習指導要領っていうのは、法的な拘束力がございます。この学習指導要領に則って各学校では教育課程を編成しますが、この学習指導要領の総則にはこんな記述がございます。「各学校では、児童の実態や学校、地域の実情を踏まえ、教育課程を編成」と、明記されております。日本中をこう見たときに、児童数が極めて少ない小学校もあります。離島で児童が全校で一人しかいないという、こんな小学校もございますけれど、このような学校においても文科省の定めたこの学習指導要領に則って、教育課程を編成しなければなりません。全校で児童一人の学校でも、また教室に一人しかいない学校であっても、あるいは、言われるように複式の学校であっても、工夫をして主体的な学習だとか、問題解決能力を育む活動を仕組むことによって、学力の低下が起こらないようにしているわけでございます。しかし、その授業風景というのは、1クラス20名の教室と異なりますので、川島小学校に、例えば、西小学校と同じ授業風景をこれ要求しても、これは当然無理なことでございます。川島小学校では、ま、今年度ですね、今年度の児童の状況に応じた学びを仕組むということになります。それは、教科だとかあるいは活動によって、複式で取り組んだり、あるいは学年ごと複式を解消してね、学年ごとに取り組んだり、または、全校で取り組んだりする工夫を行って、この学習指導要領にねらいに沿った教育課程を組んでいるということになります。以上ですが。

○小澤（11番）

ただ今、その学校に沿った学習指導要領に沿った教育を行っていくということですので、そういうものかなというふうに思いますけれど、先般の5月の24日付けの信

濃毎日新聞、飯田・伊那版に、「根羽村では、現状では21年度に根羽中1・2年が複式学級になる見込みで、県教委が配置する一般教員が減る恐れがある。村は教育の質を維持するため、小学校間で教員を融通できる義務教育学校にすることを選択した」との記事も載っておりました。また、川島小学校のある先生にお聞きしたところ、複式の場合には先生が確かに学年ごとみるわけなんですけど、「二人そろって話をしてもそこに先生が入って授業をしても、やっぱりそれ以上この子はこのくらいかな、この子はこのくらいかなって判断の中でやっても、三人いれば、ほかの意見が出るかもしれないが、二人だけではちょっと厳しいな」というような、現場の先生の声も聞きました。ぜひ、考えていただきたいと思います。

次に、川島小学校のあり方について。最初に平成30年3月26日開催の辰野町総合教育会議における町内小・中学校の今後に対する辰野町教育委員会の見解は、現在も変更ないか、の質問をいたします。この現在も変更ないかというのは、この見解は、本来は3月26日開催の総合教育会議の設置目的である町長と教育委員会が協議・調整を行うための、教育委員会側から協議資料として提案され町長と協議すべき資料であったはずだと思うわけですが、町長が「川島小学校存廃問題として、川島小学校を存続させます」と町長の思いを話されたことにより、教育委員会の見解は、会議で協議されることなく今日に至っていると思います。では、この見解についてですが、今後の辰野町の小中学校の将来像について検討した辰野町立小中学校あり方検討委員会の提言を受け、辰野町教育委員会の委員の総意として出されたものというふうに聞いております。それによりますと、川島小学校に対する対応として、(2)で平成31年度以降も地区内児童の入学者は見込める状況にはなく、厳しい見方をすれば、31年度は9名、32年度は5名という状況も想定される。一方、現在籍児童の弟・妹等が入学したとすれば、31年度10名、32年度は9名との推定もできる。なお、32年度以降は、川島区の児童がほとんど在籍しなくなることも想定される。(3)このような学校環境は、もはや複式学級による少人数指導のメリットも全く見出すことはできないものといえる。つまり、他の仲間とともに話し合っただけで考えを深めていく、体育や音楽のように集団で学ぶ感動を味わうこともできない状況を作り出し、子どもの学びにとっても好ましい状況ではない。(4)平成25年より特認校制度を活用して児童数の増加に取り組んできたが、今後、提言の趣旨に見合うだけの児童の確保が見通せない状況の中で、いたずらに存続することは適切ではない。(5)よって、川島小学校は提言

どおり、統合の対象として準備を進める必要があると結論を出さざるを得ない。として、①に川島小学校は、辰野西小学校に統合する。②統合の実施日は早急に決定する必要がある。(6)川島小学校統合の際として②統合後の児童の通学手段は、スクールバスとする。等が記され、更に川島区から外に出ている児童の扱い、川島区に住所を置いたまま通学する児童に対する配慮等が明記された見解のことです。

教育長に質問いたします。私は、この見解を読んで感じたことは、現在の状況、また今後の状況から見て、辰野町立小中学校あり方検討委員会の提言に基づき、教育委員会において検討した結果、川島小学校については、統合やむなしとの結論に至ったとの見解と理解したところですが、それに間違いはないでしょうか。

○教育長

はい、議員の質問にお答えをしたいと思います。平成28年の7月に、辰野町立小中学校あり方検討委員会が、学校関係者や保護者、幼稚園の代表、保育園代表、各学校の代表、それから区長、町議会、地域の代表、更には学識経験者、一般公募者の20名で組織をし、約1年2箇月という時間をかけて、先進事例を学んだり、町内の各小学校、中学校における学びの姿、あるいは先生の指導等を視察をし、自分の思いとときにはこう葛藤しながら、最終的には、子どもの学びにとって必要な最低基準として、提言をまとめたものでございます。この20名の全委員の皆さんは、一人ひとり町内のそれぞれの小学校それぞれの特徴があって、大変すばらしい学校であると、ですから、こう統合してくってというのは非常に辛い、でも、子どもの学びを考えたときということで、本当に自分の思いは思いとして持っていながらも、将来を担う子どもたちのためにはどうすべきかということで、1学級、1教室ですね、10名という基準をこう全員一致で決定したというこの事実は、非常に重いんだろうと思っております。この、非常に重い提言を受けて、平成30年の2月21日の町の教育委員会においては、町内小中学校の今後に対する辰野町教育委員会の見解として先ほど議員紹介いただきましたけど、これを出したところでございます。これを改めて見ますと、今議員が細かく言われた年度ごとの数字というのは、それからもう1年以上経っておりますので、若干変化しておりますけれど、①として児童の学びの環境という面からの川島小学校に対する対応、二番目として、川島区から学区外に出て、学区外の小学校に通わせている児童への配慮のこと、三つ目として、川島区内に住所をおいたまま学区外の小学校に通わせている児童の配慮という、この三項目から成っているわけですが、こ



れらをどれを見ましても、現段階では修正をする必要はないというふうに考えておりますし、これは、私個人の見解ではなくて、辰野町教育委員会の見解ということになります。以上ですが。

○小澤（11 番）

今、見解に変更はないという回答をいただきました。先ほども複式学級の子どもたち、それなりにできるという話ですけれど、先日6月の1日でしたか、各小学校の運動会がありました。私、小野の運動会も見さしていただいて、ちょっとその日に火災があったものですから、帰り際に西小学校の児童の運動会も見さしていただきました。そして、今までも川島小学校の運動会も見ていますけれど、川島小学校の場合には、小学校の児童が地域の運動会の中に交じってやっているとというような印象も持ちました。しかしながら、両小野小学校、また西小学校の子どもたちの様子を見た中で、やっぱり親達は、大きな学校に学ばしてその中で自分たちの子どもを育てたいという希望を持ってるといのように私も感じておりましたので、ぜひ、子どもを最優先とした教育環境を、今後考えていただきたいなということをお伝えして、次の質問に移ります。

次も学校の関係ですけれど、町長のいう3年後の存廃判断基準についてお伺いします。町長は、3年間の期間設定の理由として、県の移住モデル地区の設定有効期間、更には、後期基本計画期間を理由としています。そして、川島小学校存続会議委員会と町とが設置した川島小学校の将来を考える連絡会議の第3回目の会議において、存続会議委員会からの「3年間の期間限定は時間的余裕がないため、もう少し猶予をいただき取り組んでいただければ良い」との要望に対し、「現時点においては、期間の延長などは考えず、当初方針どおりまず、でき得る限りの取組を地元の皆さんとともに進めてまいりたいと存じます」とし、最終的な存廃の判断については、「当連絡会での議論や社会の動向を踏まえつつ町全体の小学校教育の体制なども考慮した上で、将来展望について熟考してまいります」と回答しております。しかし、町全体の小学校教育の体制を踏まえ、将来展望を基に存廃を決めるのであるなら、例の町長の川島小学校存廃問題の将来展望に記されているように、昨年の辰野町内の出生数から、あと5年後、6年後には町全体で新小学1年生の学級が3クラスに留まってしまうという予測が出ていますと、町長は将来展望を予測されています。ということは、町長はこの数字から、数年後将来辰野町の小学校数が1校か2校、中学校は1校になると

考えておられるのではないのでしょうか。それであるなら、川島小学校の存廃判断基準は、教育委員会の、先ほど言いました町内小中学校の今後に対する辰野町教育委員会の見解を基に存廃を判断し、新学習指導要領に沿った子どもたちにとって最善の教育の場を提供するべきではないかと思います。

質問いたします。町長は、存廃判断基準を教育委員会の見解に基づき決める考えはないかお伺いします。

○町 長

はい。このことにつきましては、昨年の6月の定例会におきまして、小澤議員より同様の趣旨のお尋ねをいただいているところでございます。その際私のほうからは、本音を言うと諦めの数値という意味合いでの数値化は全く考えていない、今から諦めのボーダーラインを考えることなく、できることを実践してまいりたい旨の答弁をさせていただきました。1年経ちまして現在もその本音の部分は、あるいは考えは、変わっておりません。私としては、残りの期間を地元、地域の皆さんとともに取り組んでまいりたいと思っております。現時点で1つ言えることは、児童数や財政的な数値だけではなく、辰野町内全体を視野に入れた将来的なまちづくりの見通しや、時代の趨勢はもとより、現在、地元地域の皆さんと議論をしているプロセスなどを含め、総合的に勘案し判断をしてまいりたいと存じます。このことについては、議員各位はもとより地域住民の皆さんの間においても、様々なご意見があることは重々承知しております。それらすべてを踏まえた上で、それでも今は前を向いて取り組ませていただきたいということを、改めてお願い申し上げます。そして、先ほど小澤議員の発言の中で、子どもを最優先にした教育をとというご発言がありました。私も学校の主役は、子どもたちだと思っておりますし、ただそこに加えて健やかな成長を願う親の気持ち、あるいは、改めて学校の存在のありがたさを思っておる地域の皆さんの思い、そういったすべての思いを大事にしたいという、考えていることだけは分かっていたきたいと思います。以上です。

○小澤（11番）

地域の考えってということについてですが、先般の5月の27日の川島で行われました川島小学校の将来を考える連絡会議の中でもありましたように、今、昨年場合は、存続させるって人たちの集まりだけであったように私も思っているわけですが、そうではない考え方の方の発言もありましたので、ぜひそうではなかった人た

ちの考え方ってのも調査するなり大事にしていなければっていうふうに思ってます。ただ、財政的になってというのが問題ないっていうと語弊があるかもしれないですけど、9月の決算議会の中でもまた昨年度ですか、山寺議員の中からもありましたけれど、川島小学校に投資している金額というのがまた出ると思います。その金額が、果たして費用対効果っていうふうに教育の中では言えないかもしれないですけど、辰野町のほかの小学校と公平っていう、行政ってのは公平が一番だと思ってますんで、それらを見比べた中で、改めて町長さんが判断いただけたらと思っております。以上です。次の質問に移ります。

次に、地域防災体制について、機能別消防団員の導入計画について質問いたします。

本年度から今までの操法大会に向けての訓練は、その団員だけでなく家族、職場にも大きな負担や心配をかけていた等の理由により、辰野町消防団はポンプ操法大会・ラッパ吹奏大会を取り止めました。そして、大会前に集中して行っていた訓練を大きく見直し、団員が訓練に参加しやすい休日などを中心に、実践的な訓練を行うことで、様々な災害等に常備消防や警察等への側面から支援する体制を整えていくとの方向が示されました。そして、その方針に沿って各分団独自の取り組みが始まっております。ある分団においては、自分たちが勤めに出ている昼間に火災が発生した場合、住民が活動してくれることを想定し、実際に放水までの操作等を習得し、住民に教えることの訓練が行われています。しかし、火災等が発生した場合、現在以前のような近隣分団の出動から、現在は全分団出動に変わっております。したがって、先般の平出上野の火災のような場合、出動分団の地元で火災等発生した場合、消防団員はもちろんのこと火を消すための消防車もないというのが現実です。もし、可搬ポンプが残ったとしても操作する消防団員がいないわけですから、可搬ポンプも役に立たないことになります。また、聞くところによりますと、道路交通法の改正により最近の普通免許では現在あるポンプ自動車を運転できなくなったとこのことを聞いております。そうなりますと、火災や災害時に、現在消防団に在籍している消防団員がポンプ自動車を運転できない可能性が出てくると思います。

質問いたします。このような状態を解消するためにも、機能別消防団員の早期導入が望まれるわけですが、先に機能別消防団員の配備や、訓練の役割については、4月からの新しい分団長会の体制の中で検討し、決定していきたいとの回答をいただきました。その後の検討経過についてお伺いします。

○総務課長

今年度ですね、機能別消防団員の導入、検討状況についてお答えします。議員仰られるとおりですね、現在分団長会において細部について検討を行っている状況であります。また、分団、地域によってですねその役割が変わってくる場合もございますので、各地域での状況等を確認し、どういった方が加入いただけるか、加入をお願いしていくのかを検討している段階でございます。機能別消防団員の件ではなくてですね、議員仰られたとおりにですね、行事・訓練のあり方を見直しですね、現在、試行錯誤しながら団員とともに消防、各分団消防団進めている状態でございますので、いずれにせよですね、本年度、時間をしっかりかけて検討していきたいと考えております。過去にですね、この機能別消防団員を導入した分団等にもですねお聞きしますが、やはり2、3年かかってですね完結したってというような状況も聞いておりますけれども、なるべく早くですね、この構成を考えていきたいと本部としましても考えておりますので、今年度中に前段の把握をしっかり行いそうですね、最低でも今年度、条例の上程を目標に取り組んでいく計画でございます。以上です。

○小澤（11番）

今、検討してできるだけ早くという、ま、今年度中には結論出していきたいということだったものですから、安心するわけですが、偶然今日の市民新聞の諏訪市ニュースっていう版のところに、「市消防団、第二分団幹部選出見通し立たず、地元区長が団長に要望書、防災体制の維持求める」というような記事が載っておりました。この第二分団てのは、偶然ですけど、川島も第二分団に属しております。現在、幹部になっていただいている方は、先ほどの教育委員会の川島にいても小学校とかほかの学校に通えるっていう項目を適用していただいた方々が、消防団の今幹部になってやっています。ですが、そういう人達がますます、また、若い人達が少なくなっていく場合には、やっぱり消防団のポンプ操法をやめたような理由と同じように、幹部を引き受けてくれる人達が当然第二分団の場合、非常に団員数が少ないですので、出てくるのではないかというふうにこの諏訪市のニュースを見て思いました。ぜひ、早急に地域防災の体制を整えていただける中でも、機能別消防団員ていうのは、当然に必要だというふうに改めて思いましたので、そのような取り組みをお願いしたいと思えます。

次に、消防委員会のあり方について、質問いたします。今年度、消防団は、今現在住民の方々が消防団に期待しているものは、大会に出動されるための訓練ではなく、自然災害への対応強化であり、地域の防災リーダーとしての活躍が期待されているとして、訓練のための操法大会をやめ地域連携や要配慮者の安否確認、避難誘導などの現場に役立つ訓練を行うと消防団自らが今まで以上に、地域の防災体制の要となる方向に舵をとりました。それには、今まで以上に地域との連携が求められると思います。しかし、それには今までのように分団長会と消防団内での検討だけでは限度があると思います。ほかに検討する場が必要ではないかと思います。その組織として、設置目的として本町における消防の十分なる発達に資し、もって消防行政の円滑な運営を図るため、辰野町消防委員会を設置するとされている、辰野町消防委員会が適当ではないかと思います。しかし、現在の消防委員会は、条例において委員16人以内で組織するとして、委員は次に掲げる者の内から町長が委嘱するとしております。(1)に町議会において、議員の内から推薦した者5人以内(2)消防団を代表する者5人以内(3)識見を有する者6人以内となっていますが、実際には、議員からは今年度から、審議会等の人数見直しにより3人から2名になり、消防団を代表する者も2人、識見を有する者も4人とのことで、いずれも以内に届いていない状態です。しかし、消防団が今まで以上に地域防災体制の要となるためには、地域のことをより理解している人、区長等やまた、今までの消防団活動を知っている人、分団経験者等が委員会に入っていることが必要ではないかと思います。

質問いたします。消防委員を増やすことはできないか、せめて先ほど16人という枠内ありましたけれど、その枠内まで増やすことができないかお伺いします。

○総務課長

今年度の消防委員会の構成人員についてはですね、議員仰られるとおり、8名でスタートしております。昨年度も、消防団のあり方について消防委員会で検討していただき、前段の機能別団員の導入についても議論していただいたところでございます。ただですね、本年度既に、今月25日に第1回目の消防委員会が開催されますし、区長会においても既に区長担当の各委員会割り振りも決まっております。しかし、小澤議員はですね、分団長も経験し、昨年消防委員も経験されていらっしゃる方のご意見ですのでですね、重く受け止めて、今後、消防委員会の中で、委員の増員については検討してまいりたいと思います。以上です。

○小澤（11 番）

今、検討いただくということですので、ぜひそのような方向に持っていただければというに思います。

次の質問に移ります。横川溪谷を活用しての観光面からの地域活性化について、観光客の受け入れ態勢についてお伺いします。

平成 27 年 9 月 30 日に、かやぶきの館から三級の滝までの 17km が横川溪谷原生林トレッキングの名称で、「新日本歩く道紀行 100 選森の道」に認定されました。これを受け、町ではこれを観光モデルケースに位置づけ、平成 28 年度には地域住民に対して観光ガイドの啓発、現地の調査、ワークショップを行いそのワークショップの成果を踏まえ、観光ルートマップ、スタンプ帳と観光ルート看板、スタンプ台などを作り、住民の力で多くの観光客を呼び込むための環境整備が行われてきました。そして、平成 29 年度には、事業をより住民主導のものとなるよう観光ガイドの要請と今後、住民が自立して観光ガイドを運営できるよう、横川溪谷原生林トレッキングをパッケージ商品として売り出し、資金が循環する体制作り等に取り組んできたことと思いますが、その後の取り組み状況について、また、その成果についてお伺いします。

○産業振興課長

はい、議員の質問、横川溪谷の活用しての観光面、特にまあ、観光客の受け入れ態勢ということでのご質問でございます。今、議員の質問の中にもございましたように横川溪谷につきましては、横川ダム、蛇石、キャンプ場、三級の滝が代表的な観光地でありまして、避暑でありますとか紅葉など通年で観光客が訪れているわけがございます。そういう地の利を利用しての、今ご案内がありましたように「新日本歩く道紀行 100 選～森の道～」にこちらのほうからも手を挙げて認定をいただいたわけがございます。また、今お話のありましたように観光モデルコースといたしまして、地元川島区の皆さんが主導となりまして、横川溪谷原生林トレッキングということで、実行委員会を組織して、今お話のありましたようなパッケージ的な商品等も作って事業を進めているわけがございます。さて、ご質問の取り組み状況とその成果ということでございますけれども、平成 29 年度よりそれらのツアーを実施をしてございます。平成 29 年につきましては、112 名のご参加をいただいております。また、昨年、平成 30 年度につきましては、122 名のツアーの参加をいただいているところでございます。今年度につきましても、横川溪谷原生林トレッキング実行委員会を中心といたしまし

て、地元の川島地区、川島振興会、南信森林管理署、かやぶきの館と協働いたしまして、観光客の受け入れ体制等も整え、これらのコースを利用する中での誘客をしていきたいというふうに考えております。

○小澤（11 番）

112 名、また、122 名というふうに若干増えているかなあっていうふうに思いますし、また、地元でも実行委員会を作る中で今後も取り組んでいただけるっていうことですので、ぜひそのような方向で、観光客の受け入れを進めていただければというふうに思います。

それで、次の質問に移りますけれど、今いわれた観光地、トレッキングもそうですし、川島、横川溪谷ってというのが、辰野町の中でも、小野のしだれ栗、荒神山とかあるわけですが、大きな観光地としての比重を占めているというふうに思っております。それで、環境整備についてお伺いしたいと思います。今言いましたように、観光地が観光地として観光客を受け入れていくためには、その観光地の受け入れ態勢が整っていることが必要だと思います。今の実行委員会等で、受け入れはあるということですが、また、態勢だけではやっぱりまずいんではないかなというふうに思ってます。で、今言いましたように、観光地が整備されていることによって、先ほどの 100 名以上の方が、また訪れてくれるっていう整備を、ハード面からですが、やっていただきたいなというふうに思っております。最近、観光客を案内した人の話ですが、三級の滝に通じる歩道が崩れていたってというような話、また、今年度予算意については、途中の橋の整備が予算化されているというふうに思っておりますが、それらの整備状況についてお伺いしたいと思います。また、蛇石までの道路において測量設計が今年度予算に、昨年度ですか、から今年度にかけて行われて実施されるはずだと思ってるわけですが、一週間くらい前通ったときにはまだ、注意しろってというような看板もありました。そのような中で、やっぱり夏場、現在でも横川溪谷訪れる人がたくさんいるわけですが、それらの人達が安心して見ていただける、観光地として見ていただけるような態勢整備を行っていただきたいというふうに思ってるわけですが、その計画について、また、今年度についていつ頃実施していただけるかお伺いします。

○産業振興課長

じゃあ、私のほうから今、議員ご質問ありました2点のうち前半のほうの三級の滝の歩道等の整備状況につきましてお話を、回答させていただきます。

本年度の事業予定につきましては、蛇石キャンプ場内においては、場内にあります木橋の架け替え工事を先日終了したところでございます。今、またお話の三級の滝におきましては、三級 YOU 遊ロードということで、三級の滝までのコースがあるわけでございますけども、その行く過程において、木橋の架け替え工事を今後予定をしているところでございます。本年度につきましては、6本あるうちの4本を架け替えをしたいという予定でございます。いずれも、老朽に伴うものでございまして、三級の滝までにつきましては、春先、また倒木や落石のために入っていくことができないということ、今お話もあったわけでございますけども、今の時点での現状が把握できていないということでございますけれども、この時点で、先ほど申し上げました架け替えの部分の調査これから入りますので、その部分について歩道等の崩れ箇所を確認する中で、その部分について架け替え工事等も業者に委託する中での工事でありますので、そのタイミングに合わせまして、危険箇所等の点検、また、補修等ございましたら、そちらのほうを対応をしていきたいというふうに考えております。

#### ○建設水道課長

横川ダムから蛇石までの町道につきましては、一部山側のコンクリートの吹き付け箇所が劣化してまして、剥落が生じてるような状況でございます。国の国土強靱化計画の事業を使いまして、対策工事に着手したいと考えております。観光シーズンとかそういうものも考えまして、工事する場合は、全面通行止めを考えなきゃいけないので、本年度の秋ごろから対応をしていきたいと思っております。一応、まだ概算の数字ですけども、長さでいくと80m、で、高さでいうと、2.5m～26m っていうぐらいに大きな幅の工事がございますので、期間としては、今年、今年度、来年度、2箇年の中で対応できたらと考えております。

#### ○小澤（11番）

今、いずれも明確な回答をいただきました。本当に、蛇石なんかもたまに行くわけですけど、大勢の人達が現在でも来て、県外のナンバーが多いわけなんです。大勢の人達が来ていますし、また、それらの人達が安心して見学できるっていいですか、観光地としての雰囲気を味わっていただくためにも、ぜひとも安全な施設として作っていただきたいと思っております。それで、もう取っていただいたかどうか分からない



ですけど、細かいこと言って申し訳ないんですが、蛇石のところの橋もできてだいぶ経つてると思うんですが、まだ、工事中っていうような看板があって、せっかく対岸に行く人達が使えないっていう状態でありましたし、また、蛇石のよく写真に撮る溪流も、大きな木が倒れこんでおりまして、その写真に載ってるような風景が、台無しになってるっていうふうに先日思いましたんで、それが現在は取り除かれたかも分からないですけど、ぜひそれらの配慮もいただく中で、観光地としての横川溪谷を育て上げていただければということを祈念して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

ただ今より、暫時休憩といたします。なお、再開時間は11時50分、11時50分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 11時 38分

再開時間 11時 50分

○議 長

再開いたします。質問順位10番、議席6番、山寺はる美議員。

【質問順位10番 議席6番 山寺 はる美 議員】

○山寺（6番）

先に告知いたしました3点について、今回質問をさせていただきます。

まず始めに、地区社協の現状について質問いたします。近年、少子高齢化や人口減少に加え、核家族の進行や一人暮らしの高齢者の増加、個人の価値観やライフスタイルの多様化により、相互に助け合っ暮らすといった地域の繋がりが希薄になっています。国は、この社会変動に適応するため、社会福祉基礎構造改革を進め、平成12年2000年に社会福祉事業法を社会福祉法として改正しました。この法律では、住民、関係団体、事業所、行政等が互いに協力し、地域福祉の推進に努めなければならないとされており、その地域福祉推進のための計画として、市町村地域福祉計画の策定を各市町村に求めてきました。それを受けて、辰野町社会福祉協議会は、地域福祉計画を立てるために、平成12年2000年、町内行政区17区に地区社協の設置に向けて、10万円の補助金を交付し立ち上げの支援を行いました。それから13年経って、平成25年辰野町は、町民からアンケートを取り5回のワークショップを開いて、5年計画の辰野町地域福祉計画を作成しました。そして今年の4月、第二次辰野町地域福祉

計画を町が、辰野町社会福祉協議会地域福祉活動計画を社協が中心になって地域福祉計画を推進することを目的とした民間の活動の行動計画を立てました。現在、地区社協を立ち上げて活動している区は、6区と聞いています。地区社協の活動内容をお答えいただきたいと思います。

#### ○保健福祉課長

それでは、山寺議員の地区社協の活動状況について、説明させていただきます。

まず、辰野町における地区社協の立ち上げの経緯について申し上げますと、議員ご指摘のとおり町では、平成12年4月法律の改正ですとか、ちょうどこの頃には介護保険制度が始まった頃でございますけれども、町の社協とともに地域における支援組織である地区社協の立ち上げを進めてまいりました。この時期より前に、辰野町では地区社協が立ち上がってる地域もございました。その後、平成14年度に地域における「小福祉たすけあい運動」これ組織だった運動ではなく、初めはできるところからできる人が、できる範囲で行う、肩のこらないような、肩の張らないような運動を積極的に進めるために、各区から地域福祉推進委員を推薦していただき、委員会を組織いたしました。また、平成18年度以降は、介護保険制度の改正による介護予防事業を行うために、この地域福祉推進委員の皆さんを中心に、企画から運営までを実践していただく地域のボランティア組織づくりをお願いし、この頃から各地区で地区社協立ち上げのための準備会や地域づくり研究会等が立ち上がり、地区社協の組織化が進んできたところでございます。そして、平成20年2月、町では、地区社協は、名称や事業内容に違いはあるものの、ほとんどの区で組織化されて活動が開始され、初期の目的は一定程度達成できたと判断しまして、地域福祉推進委員会を解消しております。実際に、地区社協の会則あるいは、規則を見せていただきますと、平成19年に会則は施行されているといった例がいくつか見受けられました。このように町では、ほとんどの区に地区社協、またはこれに準じる機能を持つ組織があると認識しておりましたけれども、昨年度、町の地域包括支援センターが、全町的に65歳以上の方のニーズ調査をこの地区社協にお願いしましたところ、地区社協として取り組んでいただけると回答をいただいたのがこの6区ほど、ということでした。町、社協ともに感じて持っていた認識と、実際とはちょっとここでずれが生じたこととなります。そんなこともありまして、今年4月に町社協が、17区を対象に地区社会福祉協議会の概況調査というものを行っておりますけれども、この調査では、10区、10の区が地区社

協またはそれに準ずる組織があると回答しているところでございます。この調査は、公表することを目的には行っておりませんので、具体的な地区名をここで申し上げるのは差し控えさせていただきますけれども、地区社協を設置している区では、町が各区に委託しています地域介護予防事業「ふれ愛サロン」を行っており、地区によっては、敬老会、支え合いマップ、環境整備、世代間交流、機関紙の発行など、その地域の実情に合わせた活動が行われております。今回このことを調べていく過程で、平成18年に介護保険制度の改正があつて、介護予防事業が地域に移ってきたという改正を少し申し上げましたけれども、この平成18年より前に、地区社協が立ち上がったところにつきましては、高齢者福祉、介護予防の事業は、もちろんほかの事業もたくさん行っておりましたけれども、18年以降に立ち上がった地区社協においては、ふれ愛サロン等を中心とした介護予防事業が中心となつていくということが、見受けられました。以上です。

○山寺（6番）

はい、分かりました。今聞きますと、地区社協が立ち上がってる区とまだ立ち上がってない区との差は、そうはないと理解してよろしいのでしょうか。

○保健福祉課長

はい。町が委託しているふれ愛サロンは、17区全区に委託しておりますけれども、地区社協がある区、ない区問わずですね、同じ内容で同じ回数行っております。そのほかの事業につきましては、区によりまして行っているところと行っていないことがありますので、介護予防事業については、同じようにやっているというふうに認識しております。

○山寺（6番）

はい、理解しました。それです、これからその町社協とその町はですね地域福祉の大切な地区社協を、どう指導し発展させていくか、また、地区社協の立ち上がってない区に対しては、どういう支援の計画をしているかお答えいただきたいと思えます。

○保健福祉課長

先ほど申し上げました、地区、町の社会福祉協議会が行った地区社協の概況調査では、全体的な意見として会員や事業参加者の高齢化、固定化、それから介護予防事業だけの活動になっていること、それから役員のなり手不足といったような課題が出さ

れているところであります。で、町と町社会福祉協議会は、昨年度、議員ご指摘のありましたように、これまでそれぞれが持っていた2つの計画を一体化しまして、第二次辰野町地域福祉計画、それから辰野町社会福祉協議会地域福祉活動計画を策定いたしました。この計画の中では、地域福祉を推進するための取り組みを施策ごとに町民の取り組み、地域の取り組み、町社協の取り組み、行政の取り組みに分けて明記しております。例えば地域では、行政でできることは行政にお願いし、行政では行き届かないところを地域で助けてほしいとか、行政の隙間を埋めてほしいといったような区民の声が上がっております。そこで、まず地区社協としましては、区民の日常生活での課題や困りごとをその地区で共有し、地区にある社会資源、これは例えば、地区の支え合いの仕組みですとか、ボランティア活動のことを言いますけれども、これらの社会資源を使って区民が相互に協力して、地域内で解決できることは解決する。一方、地区内で解決できないことについては、町に上げていくといった役割を担っていただくということになります。そして町は、地域から上がってくる地域では解決できない課題を、町全体で取り組むべき課題と捉え、その解決に向けた検討を行い町全体の地域福祉向上のための施策を講じたり、町の方針を決定してまいります。課題解決に当たり町では、利用できる既存の制度やサービスがあればそれにつなげ、制度にはない行政では対応できないサービスについては、町社協等をお願いして、社会福祉や生活支援のための事業を展開していただき、町社協は地区社協とともに地域福祉の推進を図っていただく。その過程において、また地域に新たな課題が生じれば、まずは地域で取り組み、解決できないものについては町につなげ、町が政策を講じ、再び地域の社会福祉や生活支援につなげる、このようなサイクルを町のどの地区においても繰り返すことができるようなそんな仕組み作りに発展させていきたいと考えているところでございます。以上です。

○山寺（6番）

はい、理解しました。今までふれ愛サロンなんかにも私も出席させていただいたんですが、ふれ愛サロンは町社協が私はやってるのかと思ったら、そうではなくて保健福祉課でやっていたんですね。その保健福祉課でやっていることとその町のその社協がやっているそのことのその差がよく分からないというか、町は社協に更なるどんな期待をしてますでしょうか。これからは。

○保健福祉課長

私たちは、辰野町という自治体で暮らしておりますけれども、その基礎組織は、17区といった自治組織になろうかと思えます。地区社協も、この区を基本として考えているところがございます。また、先ほどご案内しました、地域福祉計画・地域福祉活動計画では、福祉という言葉を、「ふだんの 暮らしの しあわせ」とも表現しております、困っている人を助けるだけでなく、地域住民のみなさんの一人ひとりが日常生活の中で感じる幸せを自分たちでつくるという意味も込めております。地域の問題を解決しようとしても、公的なサービスだけではすべて解決することは難しいですし、一人でできることも限られてくるので、一緒に考えていく場が必要になってくるわけがございます。そこで、地域の福祉の推進役である地区社協には、文字どおり、どこどこの区民がどこどこの区といった地域社会で、普段の暮らしの幸せを感じられる仕組みを、みんなが集まって話し合い検討する場、そして地域住民がともに行動する組織に発展することを期待しているところでもあります。この普段の暮らしには、介護予防事業だけではなくて、生活支援、支え合いマップ、防災、環境整備など、いろいろなことが関連してくるものと思われまます。今回町社協では、今年重点事業として地域福祉を推進するにあたり、その核となる地区社協の連携・支援強化を掲げております。具体的には、地区社協等の代表者による連絡会を開催して、町に求めるもの、町社協に求めるもの、といった意見交換・情報交換の場を設ける予定であるとのこと。また町では、地域の支え合い活動の担い手となる人材、例えば地域福祉活動を調整する地域福祉コーディネーターというような専門的な資格、人材がおりますけれども、このような専門的な人材の育成ですとか、配置について支援を考えていきたいと考えております。以上です。

#### ○山寺 (6 番)

はい。私も議員になって初めてその、ふれ愛サロンを上辰野でやっています。上辰野がふれ愛サロンができてから、もう13年、12年かな経つようではありますが、町ではすごい先進的な事業を私はやってるんだって思っていましたら、今回このことでちょっと調べてみたら、本当にふれ愛サロンをやっているだけで、それからの進展てのはもう本当に何もなくて12年が過ぎてしまっているっていうことで、まあ驚いているところなんですけれども、地区社協のないところに比べればそのまあ地区社協を立ち上げて、区民みんなで老人、老人ていうか年寄りを支えようっていう気持ちは共通の思いがあると思えますけど、十何年経ってもそれからの展開がないっていうのが、

本当に驚きでした。今、6区立ち上がってるということですが、そこからの広がり、これからの大勢の年寄りを抱えながら、まあ私も含めてそうなんですけれど、もっと幅を広げていろいろな活動を指導していただきたいと思います。地域のつながりは希薄になっているのに、住み慣れたこの地でいつまでも安心して暮らしたいという願いは強くなっています。高齢化の進む中、ますます地域福祉は大切になり、社協の地域福祉活動計画は、大きな期待がかかっています。町と社協が手を携えて、地域福祉をより充実させてもらいたいことを要望いたします。

それから、次の質問にまいります。次は、町と社協、社会福祉協議会とのあり方について質問させていただきます。町と社会福祉協議会のあり方について、町民は町と社協の関係を殆ど知りません。社協は、町の出先機関だと思っている人が殆どです。社協は、町から独立している社会福祉法人です。町は、社協に出資しています。町は、社協の赤字も補填しています。先の3月定例議会で、今期お辞めになった根橋議員が町と社協の関係を問いました。町長は必要な関与をしていくと約束されました。しかし、町民は、まだよく理解していません。4月に社会教育常任委員会から出された提言書を受け、町長は町と社協のあり方をどう考えているか、再度になるかもしれませんがお答えいただきたいと思います。

○町 長

はい、それではお答えいたします。先の3月議会で私は、社会福祉協議会の役割、位置づけに対しまして、次のような答弁をいたしました。繰り返しますがお聞きいただきたいと思います。「社会福祉協議会は、町とともに町全体を視野に地域福祉を推進する中核的な団体として、住民参加・協働による地域実態に即した事業を通じてその役割を果たし、住民福祉の向上を図っている団体であるということ」と、もう1つ、「独立した法人である社会福祉協議会の運営については、その主体性や独自性を十分尊重しながら、設立時には町が出資していること、毎年多額の負担金を拠出していること、行政にはできない業務を代行的に行っていること等から、町も主体的な関わりを持っていかなければならない」このように、答えさせていただいております。先ほど山寺議員のご質問のとおりですね、先々月になりますが4月の10日に福祉教育常任委員会から出された提言書を受けまして、早速でございますがその月、4月の22日の日にですね、町社協の一ノ瀬局長と打ち合わせをしまして、また、その翌月、先月になりますが、5月の27日の日には、町社協の赤羽会長と一ノ瀬事務局長

お二人に来ていただきまして、今後の方向性についての話し合いを持ったところでございます。今後は、情報交換、連携を密にし、町としても積極的に支援していくことを確認し合いました。その中で、まあ財政的支援に関しましては、まずメリハリのある事業展開を期待する、障害福祉サービスと介護保険サービスについては、経営の効率化と事業収益の増収に努めること、この分野の赤字補填は行わない。その他の事業については、事業ごとに運営状況の分かる書類を作成し、常に経営状況をチェックできる体制を整えること、その上で不採算部門については、必要な財政的支援を考える。また、人的支援に関しましては、現在は町の職員事情もあり、職員を派遣することはできないが、今後は課長補佐、係長級の職員を派遣して社協との連携強化を図りたい。このようなことを一応確認し合ったところでございます。ともかく今後は、しっかりとした経営理念を定め、また、具体的ビジョンを示して地域に開かれた団体として、町とともに地域福祉の向上を推進してほしいと考えておるところでございます。以上です。

#### ○山寺（6番）

はい、理解いたしました。2回にわたって、もう会合を持たれたようですけれども、その中でもう1つ入れていただけないのがですね、理事会ですね。理事会を毎月、毎月行っていただいて、その事業を行ってることに対しての、そのチェックをしっかりしていただきたいと思いますので、その点もう1つよろしく願いいたします。町は、強いリーダーシップで社協を監督し、指導し、スピード感を持って、改革に取り組んでいただくことを要望いたします。

次の質問にまいります。小学校の行事の取り組みについてお尋ねします。まず始めに、辰中の玄関先での家庭訪問について。孫が今年中学に入学しました。慣れない学校生活、新しい友達、新しい先生、新しい教科、中学生活はどうって聞いてもこのところすっかり言葉も少なくなっって小学校のときのようにうるさいほど話はしてくれない。家庭訪問で先生からいろいろ聞こうと思っていた矢先、家庭訪問は玄関先で5分との連絡がありました。いつから、どういう理由で玄関先対応にしたかお答えいただきたいと思います。

#### ○教育長

はい、議員の質問にお答えをしたいと思います。辰野中学校の家庭訪問でございますけれども、実施状況は、1年生の全クラスと、2、3年生では、学級担任が替わったク

ラスだけ家庭訪問を実施しております。で、今年度より玄関先での実施ということになりました。昨年度までは、通常のっていいですか、小学校がやってるようにお家へ上がらせていただく家庭訪問でした。ま、今年度から大きく変えたわけですけど、この結論に至るまでは、昨年度、日課、行事にかかわるプロジェクトチームを職員の中で立ち上げて、半年以上にわたって議論を重ね、職員会議においても協議を繰り返して方向付けを行なったとふうに聞いております。この決定に、一番大きく影響を及ぼしたのは、やはり登校日数とそれから授業時数の確保、更には、授業の質の保証ということでした。昨年度まではこの家庭訪問期間中、中学校では、1時間当たり普段は50分の授業のわけですけど、5分短縮して45分の短縮授業という形で運用しておりましたけれど、私も中学の経験はずっと長かったわけですけど、この1時間あたり5分、たった5分の短縮ということは、これ非常にきついですね。どうしても授業の質が、5分であってもこれ低下をしてしまうという。これは避けられないんです。そこで、家庭訪問の目的を今までと大きく変更して、今年度から、家の位置の確認と、通学路の確認、これを中心にして更に期間も今まで5日かかってたわけですけど、4日間。そして、授業は短縮せずに50分授業っていうふうにいたしました。で、家庭訪問での懇談内容ですけど、緊急連絡先の優先順位、それから健康に関わること、家庭からとこの3点として、玄関先の時間も、先ほど議員5分と言われましたけれど、学校のほうでは10分としたというふうにこうっておりました。今、多くの学校現場において、この来年度から小学校、次の年から中学校というようなこの新学習指導要領の完全実施に伴って、授業時数の確保というのが、非常にきつくなってきております。様々なものが変更されたり、削減されている傾向にあるわけですけど、それだけ今おかれております小中学校、あるいは今後高校もそうですけれど、状況は大変厳しいということも、付け加えておきたいと思っております、以上ですが。

○山寺（6番）

はい。この対応は、中学校で決めた、教育委員会は何の相談も受けてない、辰野中学校だけで決めたと理解して良いですか。

○教育長

はい。基本的には中学校のほうで、先ほど言いましたけれど、こう家庭訪問だけじゃなくて全てのね、計画は学校のほうでプロジェクトチーム等、あるいは係等で検討をしていって最終的に職員会で協議をして決めてまいります。それを承認するのは教育



委員会でございます。今回のこの場合も、実は家庭訪問どうするのかっていった時に、次の議員の質問にあるんだろうと思いますけれど、一番はその家庭と先生とのコミュニケーションがどうなのかという部分は、やっぱり心配される所なんです。そこで、今回は、まあ時間も減らして、日数も減らして、10分間ていうことで機械的なこの確認3点を中心にしてことになるわけですが、でも、ただそれだけの事務的な訪問だと保護者にとってもね、何かこうつまらない家庭訪問だな、そんな感じになるので、これ校長先生と懇談する中で、今回は間に合わなかったんですけど、来年以降生かしていただきたいというのは、先生もそうなんだけれど迎えた保護者もね、お母さんも玄関先での先生との話、たった10分だったけれど、事務的なことだけじゃなくてなんとなくこう心温かい家庭訪問だったなあと思えるような対応していただきたいということで、具体的に私こんな例をっていうことでお伝えをしております。来年度からそこ生かしてくれるんだろうなあと思ってるんですけども。以上です。

○山寺（6番）

はい。次の質問ですが、この玄関対応で、家族、家庭とですね先生とのそのコミュニケーションが取れるかっていう、まあ今ちょっと教育長説明していただきましたけれど、これが一番の心配だと思いますが、教育長はどうお考えでしょうか。

○教育長

はい。確かにその部分は、コミュニケーションを取れるかと言われると十分ではないだろうなあという認識でございます。ただ、4月当初ですので、まず先ほど言ったこの3点を担任としてきちんと確認をしていただく、そして家庭訪問は、定期的な家庭訪問は年に1回4月に行われているわけですが、それ以外でも状況によっては、別に家庭訪問、仕組むことはいくらでもこうございます。そんなところで、コミュニケーションを確保していただきたいとふうに私もお伝えし、校長先生からも各先生方にはそのような指導をしたということをお聞きしております。いずれにしても、一斉による家庭訪問では時間が限られているわけですが、それ以外の部分でも状況起こったら家庭との連絡は密にしていきたいと思います、いくらでも担任は家庭に足を運びたいと、そこを確認してございます。以上です。

○山寺（6番）

はい。中学生はですね、小学校に比べてずっと学校へ行く回数が少ないです。で、先生に本当にお会いできるのは、家庭訪問、あとはまあ授業参観でしょうけど、授業

参観も中々その行きづらい雰囲気、本当になんか問題でもあれば行って先生には相談するかもしれませんが、何の問題もなければ、本当に先生と会話をする機会っていうのはないんですね。で、中学時代っていうのは、本当に先生の影響を最も受けやすいですし、人生の中で本当生涯の友達もできる大切な時期でもあります。しかし、一歩間違えれば、いじめとか引きこもりとか不登校にもなりやすい、一番デリケートな精神の不安定な時期であると思います。担任の先生には、子どもの家庭状況や性格をしっかり把握していただき、きめ細かな指導をしていただきたいと思うのが親の気持ちではないでしょうか。位置確認、家庭の家庭っていうか、その子の家のその位置確認だけにその来るとするかそういう考えで家庭訪問はしてほしくないと思います。ぜひこの家庭訪問は、もっと大事に考えていただいて、確かに授業が短縮するとそういうことは難しいかもしれませんが、子どもの本当のところをやっぱ先生は理解していただいて指導していただくには、やはり年の初めの家庭訪問っていうのは大切だと思いますけれど、教育長はいかがでしょう。

#### ○教育長

はい、この家庭訪問のあり方については、色々、辰野町だけじゃなくてね、長野県でもあるいは全国的にも様々な議論呼んでるところで、両方の意見があるんですね。で、実際には、長野県の中でも玄関先だけっていう家庭訪問を実施してる学校ってのは、かなり増えてまいりました。この上伊那の中でもそうなんですね。ですが、私も個人的に本音を言いますと、家庭訪問をして、で、お母さんなりお父さんなり、あるいはその後ろにいるおばあちゃん、おじいちゃんもみんな含めて全てをその子がどうという環境のところで、生まれて育てて今日があるのかという、そこまで理解をしていただきたいっていうのは本音で持っております。でも、一方ではその学校の厳しい状況ってのもありますので、4月のこの家庭訪問は、ま、仕方がないので10分っていうそういう制約の中でそうしましょうと。ただ、その中でも先ほど言いましたけれど、事務的な確認だけで終わりにして、はいさようならじゃなくて、せっかく対応していただいたお母さんも担任が来てくれて良かったとそう思える家庭訪問にしていだきたい、そんな話は伝えてあります。そんな願いは伝えてございます。

#### ○山寺（6番）

はい。教育長の思いはよく分かりますけれど、これはやはり考え直していただきたいと思います。先日ですか、駒ヶ根で校長会がありましたね。県の校長会ですか。あ

ったときに色々な改革が本当に子どものためになっているかっていうことを、やっぱ忘れてはならないってというような記事が確か載っていたと思います。ぜひこれは考え直していただきたい案件だと思います。

次にまいります。次に、西小学校の夏休みプール使用の取り止めについて、考えをお聞きします。今子どもたちは、家の中でテレビかゲームがほとんどで外に出ることはあまりありません。夏休み外に出て、唯一日光に当たるのは学校のプールだけというお子さん達も多いのではないのでしょうか。夏休みプールの取り止めた理由、夏休みの子ども達の体力づくりをどう考えているかお答えいただきたいと思います。

○こども課長

それでは、西小学校の夏休みプールの使用を取り止めた理由をまずご説明をしたいと思います。大きく分けて三点でございます。児童の登下校時と水泳中における熱中症の危険、二点目としまして、保護者の仕事を休んで監視当番を行っていただくような負担、三点目ですが、プールでの重大事故の際に監視当番の保護者までもが責任を問われる場合が増えてきたこと、こういった点が理由ということで、プール開放をしないことを当年度決めたということでございます。学校のプールにつきましては、他のプールもそうだと思いますけれども、屋外の場合日除けがありません。猛暑におきましては、プールサイドはかなり高温になります。当然、水温も上昇します。プール、水泳ですから、屋外ということで直射日光による輻射も大きいんですが、加えて裸ですよね、ですので、輻射熱というものを遮ることができないといったこともあります。また、一方では、水の中だから良いんじゃないかっていう考え方もあるんですが、実は、水の中に入っても実際には発汗ですとか汗をかいたり脱水というのがあります。昨年のような水温が30度くらい上がってしまうケースがございました。水温の上昇とともに、その他と同じように発汗量とか脱水量は比例して増加するということが分かっております。こういった場合に、外ですとね水分補給だとか涼しい休養場所で休むということが出来ますが、プールでは容易ではありません。また、プールといった場所柄、熱中症自体に気がつくことが遅れるといった懸念もあります。西小学校では、この決定前に保護者のご意見を伺いました。その内容につきましては、賛否両論であったということでございますけれども、児童の安全を最優先し、取り止めとさせていただきますところでありまして、苦渋の選択といった部分であったと思います。

で、議員ご質問の体力づくりの考え方であります。非常に難しいご質問だなあと感じております。登下校と実際の活動中の暑さが理由ということですので、そうなってきますと屋内の涼しいところとか涼しい時間帯に何か、無理のない運動ができればっていうことができれば良いんですが、中々そういった代わるものがないように思っております。夏の体力づくりについては、とても大切なことだと思いますけれど、やはり近年の猛暑を見ますと、子どもの命に関わるような状況もございます。ですので、やはりその際は何より安全と健康を優先して、運動や屋外活動については控えることもやむを得ないかなと考えているところです。以上です。

○山寺（6番）

はい。児童の登下校の熱中症、親の監視当番、その監視の責任ということでお止めになったようですけれども、ほかの小学校は午前中対応ですとお聞きしましたが、西小はなぜ午前中対応を考えませんでしたでしょうか。

○こども課長

今議員仰られたとおりに、他の学校についてはこの夏休みもプール開放を実施いたします。ですが、一方では、それぞれ熱中症の危険についてはかなりの意識をしております。従来、午後も含めていた場所も午前中にしたり、また、一部日数を減らすといった対応をしております。また、昨年の状況を見ますと、ご存知のように辰野町、結構それぞれ学校の立地条件が違います。比較的北部の学校については、思った以上に水温が上がらなかったんですが、どうしても西小学校ですとか東小学校も含めてにはなりますけれども、かなり水温が上がったといった状況がありました。これについては、色々な考え方があるかと思っておりますけれども、学校としましては保護者のご意見もいただきながら、最終的には色々な選択肢があったと思っておりますけれども、本年度については児童の安全を重視してプール開放を取り止めということにさせていただいております。今温暖化で、夏の気温自体はどんどん上がって傾向にあるかと思っておりますが、こちらについても学校の先生方、校長会で色々な行事の関係について情報交換をしておりますので、そういった中で当年度の状況を見て判断をしてまいりたいと思っております。なお、西小学校については、昨年度のプール利用実績につきましては、6日間やったんですが実際の利用した児童については、42%ということで、6割の子どもたちには実際には影響がなかったという部分にはなるのかなと思っておりますけれども、こ

ういった部分についても当年度の状況を見て、また、校長会等で協議してまいりたいと思います。

○山寺（6番）

はい。今利用者のパーセンテージも、まあ半分に近い子はプールに来ているという。本当夏休みは、体力を作るのは本当にプール、プールとか水泳とかそういうもの以外に中々難しいですよ、暑いから。その親が監視当番が大変だということに対して、学校のボランティアの人達にそれを頼むということはお考えになりませんでしたでしょうか。

○教育長

はい。実はその昨年の8月の町の校長会におきましてね、夏休みの反省をする中でこのプールを来年度以降どうするのかっていうの大きな議論となりました。で、そんな中で、実際には昨年度も予定をしたんだけど、あの猛暑で実際にはプールを開放しなかったっていう日が西小学校、東小学校、中心に何日かこうあったわけですね、そんな中から出てきたプールの開放をやめようという西小のあれなんですけれど、それで、私個人的、私としては、教育長として町内の5つの小学校、両小野も含めて5つの小学校、基本的に同一歩調が望ましいなあっていう思いがあったわけなんです。ところが個々に、先ほど課長言われましたように、立地条件が違いますので、そのあの猛暑であっても水温が上がらない学校のプールも、川島だとか両小野だとかこうあるんですね。そうしてきますと、一律にやめましょうとかこういうふうに決めることは非常に難しいなあというふうな結論に達しましてね、各学校の対応によって最終的にはお願いをした部分もございます。それで、そのボランティアっていいですかね、それも確かにすぐこうボランティアってことも良いんですけど、実際には中々ボランティアの方もね手を挙げていただけない、この夏の暑い昼間のことですのでね。それから、先ほどもまあ確かにプールっていうのは、子どもの体力にとっては一番良いスポーツだと思うわけですけど、実際にはそれが今機能しなくなってきた、この猛暑によってというようなことですので、今年度の夏の状況をまたこう見る中で、各学校のプールのあり方を見る中でまた検討してまいりたいと思っております。

○山寺（6番）

はい。私はどうしてもその西小だけがプールを取り止めたっていうことに解せないです。当然その親は勤めを休んで来なくちゃいけないってこともあるかもしれませんが。だけど、毎日じゃないですよ。本当に夏休み中1回か2回、それを子どものためにできないんでしょうか。学校で1つ1つの行事は子どもの成長を家族みんなで見ると大切な授業です。学校のことは、主役は子どもです。親から出された要望が、本当に子どものためになるのか否かを先生も教育委員会もしっかり考えて、話し合っ、判断をしていただきたいと思います。ちょっと時間がなくなりました。

最後の質問ですが、各小学校の高学年の遠足の見直しについて何年前から廃止したか、廃止の理由をお聞かせください。

○こども課長

お答えいたします。西小学校では、平成25年度から。南小学校では今年度から高学年の遠足を取り止めとしております。東小学校につきましては、詳しい年次確認ができなかったんですが、平成20年度の段階で既に5年6年は実施をしておらず、平成26年度から4年生についても廃止をしております。その理由でございます。それぞれ総合的な学習の時間が導入されたことで、郷土を学ぶ活動が増えました。そういった中で、諸行事を見直し、別の行事や学習活動に振り替えたといったものでございます。振り替えた行事ですが、社会見学ですとか臨海学習、また、その他の野外活動が行われてるといった状況であります。以上です。

○山寺（6番）

遠足は子ども達の体力作りと四季の移ろいを楽しみながら、町の文化財や良いところを生で触れる唯一の行事だと思っていました。教育長は、辰野町の教育の目標の中で、「郷土を愛する心豊かな心を持った子ども」を掲げています。その心を持たせるには、辰野町の風土や文化を学び、地域に積極的に係わっていくことが大切と話されました。教育長にこの件について、お伺いいたします。教育長のお考えをお願いいたします。

○議 長

教育長、時間がきましたので、時間内にまとめていただけたらと思います。

○教育長

はい。一番は今課長言われましたように、総合的な学習の時間というのが設定されたということなんですね。で、辰野町ではこの総合的な学習の時間において、各学級、

あるいは各学年で地域を学ぶことができるわけなんですね、実際に。ですので、そこで代用できると。で、私自身もそれから議員と同じように、子どもたちが自分が生まれ育ったこの町の風土、歴史、文化等学ぶってことは、もうどうしても必要だとふうに認識をしております。これは変わりありません。遠足はなくなっても、これはしっかりやってかないと、郷土を愛する心を醸成することはできないだろうと思っております。

○議長

山寺議員、まとめてください。

○山寺(6番)

はい。時間がないので、提言をいたします。今、公民館講座の中で行われている「ふるさと探訪」を子どもの遠足代わりに取り入れることはできないか、簡単にお答えいただきたいと思いますが。

○生涯学習課長

はい。ふるさと探訪はですね、公民館講座の中で各地の分館が主体となって地元の旧跡や歴史について再確認するものでございます。去る5月19日には、「第62回ふるさと探訪講座、平出の史跡めぐり」として、町内外から53名の受講者が参加して、地元の講師から丁寧な説明と、地元のスタッフのご協力により、シルバー世代以上の方々が土曜日の午前中約3時間でふれあいながら散策し、とても人気のある講座でございます。小学校高学年の遠足代わりにできないかとの質問でございますが、探訪地区もですね毎年変わり、また、受講者の年齢層や日程的なものや目的の違いから難しいと考えられます。この秋にはですね、また、川島渡戸地区において「第63回ふるさと探訪」を予定していますので、もしよろしければこちらのほうにも参加していただきたいなあと思っております。よろしく願いいたします。

○山寺(6番)

はい、終わりにしますが、私は今その公民館講座の「ふるさと探訪」に出席してみたらどうかということ言ってるのではなくて、そのようなものを子どもの遠足代わりに地域に、例えばまあ沢底なら沢底で鎮目神社、道祖神、日本一古い道祖神を見に行くとか、そういうことを学年ごとに計画して年に一度くらいは、そういうところを勉強に行ってみたらどうかということでした。ぜひ、検討していただきたいと思っております。今回、ちょっと時間がなくなってすいません。以上で質問を終わります。

○議 長

ただ今より、昼食のため暫時休憩といたします。再開時間は 13 時 30 分、13 時 30 分ですので、時間までにお集まりください。

休憩開始 12 時 41 分

再開時間 13 時 30 分

○議 長

それでは再開いたします。質問順位 11 番、議席 1 番、吉澤光雄議員。

【質問順位 11 番 議席 1 番 吉澤 光雄 議員】

○吉澤(1 番)

一般質問最後ですがよろしくお願ひします。初めに、今町会議員の選挙に当たりまして、私は町民の声を町政にリアルに丁寧に届けますということと、町民目線で町政をチェックして提案します。そして、暮らし・福祉最優先の暖かい町政を目指しますということをお約束に掲げさせていただきました。

今回質問通告は 2 件ですが、特に 1 番の古城のケヤキの業務委託について、検証して教訓引き出す立場で質問していきたいと思ひます。町は、町民への説明責任を丁寧に果たしていただきたいと思ひます。

まず、質問順位 1 番、古城の大規模剪定業務委託についてです。時間ありませんので、私のほうであらましの概要を言いながら質問していきたいと思ひます。

樹齡約 300 年、2 本の株立ちで樹高が 25 メートル、目通り幹囲 8.7 メートルのケヤキの巨木。1973 年、今から 46 年前に町の文化財に指定されて、辰野中学のシンボルになっていると。所有者は町で。

○議 長

吉澤議員、もう少しマイクに近づいて単語をはっきり言ってください。

○吉澤 (1 番)

所有者は町で、管理は 11 年前から建設水道課。平成 24 年、27 年度に樹木診断を行い、3 年前に比較的強度の枝打ちを行っている。昨年 10 月 29 日の文化財保護審議会で、倒木監視のために張ったロープの張りが強くなっている等の理由で、町に危険除去の対策が求められまして、今年の 3 月に大規模剪定が実施された。事業費が 600 万円と報道されて、現場は作業は 2 日間で終了したというのが概要というふうに理解しています。なぜ、今回その問題を質問するかということですが、多くの皆さんから、1



つは、学校も色々節約してる中で、1本のケヤキにそんなにお金をかけていいのだろうかという声、2つ目は、これが一番大きいんですけれども、2日で600万円の業務委託費用はあり得ない、高すぎる、酷い人は、ぼったくりだ、100万円ならやらせてほしい、というような業界業者関係の方の声。で、3つ目は、その前提に立ってですけれども、こういう高値が今後の町の公共事業の例になっていっては困るんじゃないかということです。

一般質問の準備のために私も、役場に聞き、資料も一部見ましたけれども、なお、疑問点や納得できない点があります。この間、毎日のようにやり取りしておりまして、まだ、途中段階です。質問通告した項目に沿ってやるつもりですが、中には回答を得たものもあり、新たに疑問になったものもあります。そのため、質問が通告どおりにならない点がありますけれども、ご理解いただきたいと思います。

まず、1番、維持管理の主な経過と費用についてです。過去10年間くらいの主な維持管理作業とそれに要した費用について、お答え願いたいと思います。

○町 長

はい、吉澤議員の古城のケヤキについてのご質問に、まず、町長として一言この古城のケヤキに対する思いを述べさせていただきます。

辰野中学校のシンボルとして学校玄関前に青々と茂るケヤキは、いつの時代も大きく枝を広げ、登下校の生徒の成長を見守ってきました。幾年月を耐え、高くそして広い枝、大きく根を張った巨木は、力強く生徒を励ましてきました。残念ながら、長い時間をかけて大きくなった巨木は、今、時に枝の落下事故など思わぬ危険をはらむ老木となってしまいました。見守るはずの中学生に危険を及ぼす存在となるばかりか、駐車・通過中の自動車など、枝下の安全確保にも支障をきたすことになりました。できることなら、巨木のままで保存したいところでありましたが、安全を最優先に樹木医や造園業者の意見を仰ぎながら最善の策として今回の大規模剪定を実施したところでございます。大規模剪定のケヤキを、無の大規模剪定後のケヤキを見るたび、以前の雄姿と現状の差に驚きながら、常に事故を予想していたときの胸のつかえが取れたのも事実であります。これからも、古城のケヤキは、中学校そして町のシンボルとして、後世に残し伝えるものとできるだけ延命、再生を願い、第二章古城のケヤキに繋げていきたいと考えております。細部につきましては、関係課長より回答申し上げます。

## ○建設水道課長

吉澤議員の10年間の維持管理の関係、費用ということで、お答えをしたいと思います。

まず始めに、先ほども言われました古城のケヤキってというのは、昭和48年4月1日に町の天然記念物になっているっていうことは、多分皆さんご承知だと思います。で、その当時の木を持っていた方は、宮沢姓ということでその祝殿が下にあった状況でございます。で、辰野町の天然記念物でございますので、木の所有につきましては、辰野町文化財保護条例によって規制されているっていうことをご理解していただきたいと思います。文化財保護条例の1条には目的が表記されてまして、「その保存及び活用のために必要な措置を講じなさい」というふうに書いてあります。第10条には所有者の管理義務が表記されておりまして、「有形の指定文化財の所有者は、この条例及び教育委員会の指示に従い当該文化財を管理しなさい」というふうにいられております。また、13条には、現状変更等の制限が表記されています。「指定文化財に関し、所在場所の変更若しくはその現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急処置を執る場合はこの限りでない。その場合、変更後速やかにその旨を、教育委員会に届けなければならない。」第15条の指示では、15条では、指示と助言が表記されております。「教育委員会は、指定文化財の所有者及び団体に対して、その管理、保護及び公開について必要な指示又は助言を行わなければならない」という保護条例の中でございます。で、経過の中です。

平成20年に行われました城前橋の架け替え工事に伴いまして、古城のケヤキの土地がですね町道の敷地内に入ってしまうというため、関係者と協議をして対応しております。その際、平成21年でございますが、所有者さんである宮沢の姓の関係の方からご理解をいただきまして、建設水道課の管理となるような対応になって、初めて平成21年に町が取得したというか、責任があったことにございます。平成24年におきまして、教育委員会で依頼した樹木医による診断を行い、根の保護措置について指導を受けております。平成25年の7月の15日には、上平出の天竜界のケヤキの倒木により犠牲者が出たという痛ましい事件がありました。その後、平成25年8月に再度、教育委員会により診断を実施。倒木の危険性があると診断結果が出されました。平成25年9月には発生した台風により枯れ枝等が落下、車両や歩行者の安全確保の

ため、枯れ枝の処理作業を実施しました。そのときに掛かった費用は80万6,400円です。その後、枝打ち等実施するも、往来する人や車両への被害が懸念された状況でございます。平成27年、約3年前に本格的な診断を行い、更に強度な剪定を実施しました。平成27年度、辰野中学校前古城のケヤキ樹木精密診断委託業務ということで、請負業者に頼みまして、請負金額が、116万6,400円となっております。工期については、平成28年2月4日～平成28年3月31日までの工事でございます。この診断の結果ですけれども、空洞率の調査を12箇所行いました。空洞率が50%以上の箇所が、4箇所確認されております。空洞率が70%を超えると倒壊の危険性があるということで、対応しなければいけない状況でございます。このときに、なるべく樹体に影響のない範囲で高度な剪定を行い、かつ危険な枝を取り除くということで、基本的には枝の剪定を行いまして、木の全体にかかる重量を抑えるということで、見た目はそんなに変化がないぐらいのことでしょうけれども、木の上部の部分を、はっきりとはメーターはいえませんが、上部の部分を軽く切って軽くしたっていうことをするってということで、診断の結果が出ております。で、その結果に基づきまして、平成27年度辰野中学校前古城のケヤキ剪定業務委託を行いました。そのときに掛かった請負金額は、460万6,200円でございます。工期につきましては、平成28年3月11日～平成28年3月31日に実施されております。平成28年度におきまして、大枝が落下し、倒壊危険な大木がありましてですね、剪定を実施しております。木の南側のほう、辰中側のほうの1本の枝がかなり危ない状況でありましたので、それについて、平成28年度辰野中学校前古城のケヤキ倒壊防止緊急剪定委託ってということで、作業を行っております。請負金額は、24万3,000円で、工期は平成28年6月20日～28年の7月8日まで工事を行っております。平成30年の文化財保護審議会から南側の幹の傾斜が進んでいることが指摘され、辰野中学校のシンボルでもあることから、樹高を下げるような伐採が行われても、ケヤキの樹形が将来的に整うならば、引き続き天然記念物の指定のままにするという見解を受け、倒木の危険を除去するようにですね、教育委員会から指示がありました。平成30年度町道1号線（城前線）ケヤキ剪定業務委託ということで、工事を発注しまして、請負金額が538万9,200円、工期が平成31年2月28日～平成31年3月29日までの実施をしております。

○吉澤(1番)

もうちょっと短くお願いしたかったのですが、ありがとうございました。

で、2点目です。今回枝を切り落とした位置は、3年前より大幅に根元に近い位置です。剪定する位置は、建設水道課が教育委員会と相談して決めたということなんですけれども、今回の切り方に対して、造園や剪定に詳しい人からは、ちょっと無残な切り方じゃないかと。ブチ切りじゃないかという批判的な声もあります。安全最優先は私も大賛成で、それが何よりも優先されることだと思うんですが、古木・高木の剪定作業というのは、専門の知識と経験が必要ではないでしょうか。だからこそ、これまで費用も掛けて樹木診断を繰り返し、専門家の指導も受けて剪定をしてきたのではないのでしょうか。今回、申し訳ないですが、素人の判断で役場で切る場所を決めたということをする、これはいささか乱暴ではないのかと。残すつもりであれば、今回のやり方には問題があるのではないかと。そこで、質問です。今回は、事前に樹木診断はしなかったということなんではないでしょうか。切る位置の決定に、専門家は係わらなかったのでしょうか。コンセプトとしては、樹高は低くなっても樹形は復元さして残したいというコンセプトだと、そういう理解でよろしいのでしょうか。質問します。

#### ○教育長

はい、議員の質問にお答えをしたいと思います。3年前は、確かに南側の1本が大きく傾いてきて、しかも次第にこう傾斜がきつくなってるっていうようなことで、あのよう切ったわけでございます。今回の件は、2つの目的があったわけですね。1つは倒木の心配ってのがございました。それによって中学生が、あるいは通行する歩行者、あるいは車に、更に近隣住民への被害ってことも想定されましたので、その安全を守るというところから、大きく伐採しなければいけないということあったわけですが、併せて今回も専門家に、ちょっと名前は私今記録持ってませんけれども、何人かに診ていただいております。そして、実はあのケヤキをこれから更に100年、200年と町のシンボルとしてそして中学校のシンボルとして残しておくためには、あの大きなままでは無理だという。っていうのは確かにこう夏になりますと、葉っぱがこう萎れてくるんですね、実はあのケヤキの北側は、城前線っていう道路が走ってます。道路とケヤキとの間には、1メートル余のこう側溝が入っております。だから根が切られておりますから、あれから北側には根がいておりません。それから、南側どうかといいますと、南側も中学の駐車場でこう段差になっております。以前、橋を架け替えるときに、町道にこう入れて下のカーブの部分ですね、ですから、あそこでケヤキは南側の根も切られております。そうしますと、実はあの大きな枝を張ってるケヤキ

なんだけれど、根元を見ますとごく僅かの、いわゆる盆栽なんですね。ですから、あのままではあのままこう切らないでおいとけば、いずれ水の吸収等ができなくなって、枯れてしまうというこんなこともございました。ですから、このケヤキを更に町のシンボルとして中学校のシンボルとして残すためには、大きく枝を切ってそのケヤキに負担がかからないようにという、そこも考慮してあのよう切らせていただきました。ですから、安全面とそれから更にこの先、100年、200年とこうシンボルとして残していきたいと、この2つの願いからこのような伐採をしたっていうふうに私は認識しております。

○吉澤(1番)

分かりました。次に質問2番に移ります。

今回の剪定業務委託費についてです。これが中心なんですけれども。業務の概要ですが、高いところの枝を切って処理すると、作業工程は自体はシンプルなものです。ただ、高所剪定という高い技術を有する作業、これが中心で核心になるかと思います。逆に言うと、高いところの枝打ち作業を専門家に頼めば、少し経験がある業者なら、請負ができて、また、費用の見当もつくということかと思えます。

1つ例を挙げさせていただきます。長野市の景観木に指定されている大木の剪定の事例です。樹高35メートル、枝幅約30メートル、樹高は古城のケヤキよりも10メートル高く枝幅はもう少し狭いでしょうか、同じか少し大きい景観の木です。景観木と指定された銘木です。これの剪定作業、樹木診断15万円、剪定60万円、3、4日の作業で費用合計が100万円、そういうふうに聞きました。委託費用です。他町村でも多分、古木、高木の剪定の事例はあると思いますので、ぜひ調べていただきたい。

もう一点、町内の民間の高所剪定の事例です。町内某寺院です。墓地、境内で、特殊伐採が行われたようです。特殊伐採ってのは、重機を使って人が木に登ったり、上で枝落としをするという作業を伴うということです。樹齢100年以上、胸高直径1メートル数十センチの大ケヤキ十数本を含む100本の、この場合は根元から最終的には切りましたが、特殊伐採です。私も現場見ました。墓地や建物の際に大きな株が残っている現場です。どうやって切ったんだろうかと思うような、難しんだっだろうかなと思います。実作業日数22日間で、請負額が約440万円ということです。通行止めしなかったなどの違いはもちろんありますけれども、今回の古城のケヤキの請負額と比べると、作業日数が11分の1だけど、請負額が古城のケヤキのほうが100万円も高

いということになります。こういう民間の高木の高所剪定の例は町内にもあるかと思  
いますので、ぜひ調べてほしい。そういうこともあったりして、業界筋でこの古城の  
ケヤキの大剪定が、約 600 万近い値段で剪定を受けたっていうのは話題になり、有名  
になり、問題になっているということです。町にはこういう声がなかなか届きにくい  
かと思えますけれども、ぜひちょっとアンテナ広げていただきたいと思います。

次に、噂でもって判断するわけにはいきませんので、実際に設計書と実績でもって、こ  
れを検証していくように質問したいと思います。まずは、設計と業者選定、入札、業  
務委託、変更設計、支払いの大まかな経過です。昨年 11 月以降に建設水道課では、  
工事日数を 8 日と想定して設計書を作ったと。内訳は、剪定作業員と交通誘導員の人  
工数、クレーンなど重機の使用日数、樹木医の指導費、それと剪定した枝の処理費と、  
非常にシンプルなものです。本体の設計は、A4 二枚くらいに収まるぐらいのもんです。  
今年 2 月 12 日に役場の工事請負人選定委員会で、これを指名競争入札とすることを  
決め、3 社を指名決定したと。25 日に入札会を行い、町内 A 社に落札決定をした。3  
月下旬に休工期 1 日を挟み、2 日の現場作業で剪定作業自体は終了したと。で、その  
実績を受けて変更設計を行い、540 万、約 540 万円の請負額を支払ったと。こういう  
経過かと思えます。で、設計と契約を変更してるんですね、今回は。その根拠につい  
て質問の(4)でお尋ねしましたが、事前に回答がありましたので私で確認させていた  
だきます。業務委託契約の共通約款 19 条、発注者、町のことですけど、町は必要が  
あると認めたときは、設計図書を変更することができる。この場合において発注者は  
業務委託料を変更しなければならない。で、約款 25 条、業務委託料の変更につい  
ては、協議開始から 14 日以内に協議が整わない場合は、発注者、町が決める。つまり、  
合理的な変更の理由があれば、そして変更に関する根拠があれば、町が一方的に減額  
を申し出て、相手が応じなくても変更できるという約款というふうに理解できます。  
これに基づいて、剪定作業が 8 日と見込んでたのが、実際には 4 分の 1 の 2 日で終わ  
った。後で詳しく触れますが、現実に労した労務日数、人工数もほぼ 4 分の 1 になっ  
たということを受けて、一部を減額したと、こういう経過かと思えます。

この事実認識に基づいて以下の質問に移ります。異なっている点があれば、以下の答  
弁の中でご指摘いただきたいと思います。で、質問順位ですが、(1)は後に回しまし  
て、(2)からさしていただきます。

作業日数と作業員の人工数、これは今回の業務委託費を左右する重要な要素なんですけども、これに関して公的な基準・規定はないですね。公共歩掛というものはないです。そうするとどうやって町としては、この作業日数や人工数を決めたのか。その根拠はなにか、質問します。

○建設水道課長

先ほど言われた内容について、訂正があるところはまず先に説明させていただきたいと思います。

契約約款の話ですけども、請負契約につきましては、標準約款第1条第3項で、発注者、請負者双方が当初の工事の請負契約に関して工事日数を完成するために仮設、施工方法の一切の手段は、特別な定めがある場合を除き、請負者の責任において定めることと規定しています。いわゆる請負者の責任による自主施工が原則でございます。自主施工の原則とは、請負者が、発注者が設計図書において求める工事目的を完成させるために、自らの知識と経験に基づき、自己責任において施工方法等選択することを認めたものでございます。先ほど、日数を変更したというものにつきましては、仮設で指定仮設というものがございます。それは、工事の目的物を完成する手段のうち、設計図書どおりに行なわなければならない施工方法のことです。指定仮設につきましては、この日数でこういうふうにやりなさいっていう指定するものでございますので、その指定の日の変更がありましたら、それは変更の基準になるというものでございます。ですので、設計書作って発注したときには、工事自体はもう請負者の責任で対応するという形になっております。今回減額にしたのは、指定仮設の分だけ減額にして、対応するってことでご理解をさせていただきたいと思います。

それから、先ほど27年度のときの木の話をしました。空洞率が61.18%っていうのが一番根元でございました。そういうことも含めてですね、この木の伐採をどうするかっていうことで教育委員会と相談して、今回のような教育委員会の指示があったところ、どこを切るのかっていうことを相談して対応しております。その中で、樹木医二人が、ここで切っていいよっていうところを探って切るようにっていうことでございましたので、町が勝手にここで切るっていうふうに決めたことではないってことだけ、ご理解をお願いします。

○吉澤(1番)

それは私の前の質問だもんで、今回のその役場で8日という工事日数、それから労務の人工数をどうやって決めたか、その根拠は何かです。

○建設水道課長

申し訳ございません。作業日数、人工数につきましては、関係の業者に、関係業者じゃないですけど、今回の業者以外の業者に見積もりをいただきまして、町で参考にして、前回等も考慮しながら日数を決めております。以上です。

○吉澤(1番)

その見積もりは、何社から取ったんでしょうか。当然見積書は残ってますか。

○建設水道課長

ちょっと先ほども言い忘れたのがありましたので、ごめんなさい。特殊なものについて見積もりを依頼しておりますので、普通作業員とかについては、県の工事契約の単価とかそういうものを使っております。で、特殊なものについてはですね、3社が基本だっていうんですけども、1社でも良いということで指導も受けてますので、1社のもので対応しております。

○吉澤(1番)

1社でも良いという規定もあるから1社でやったということですが、結果的にこれが過大な工事日数の積算、過大な人工数の設定になった、不適切だったと言わざるを得ません。もう少し後で、裏付けていきたいと思います。

次に単価の問題についていきます。公共事業の場合、公共単価がないものは、3社見積もりで中間値を使うのが一般的だと思います。これは、高すぎず安すぎない、そういう公共事業の請負額を決めるためのルールというふうに理解してます。国庫補助事業なんかの場合には、会計監査委員の監査を受ける場合、こういう根拠なしに決めた単価は、認められずに補助金返還になるというふうに私は教わって指導を受けてきました。今回樹木医の指導費と高所作業員、剪定クズ処理単価、この3つの単価について公共単価はないはずですが。これを決めた根拠と、経過はどういうものですか。

○建設水道課長

先ほど言われました剪定木の処理につきましては、県の基準がありまして、その県の基準の単価を使っております。その前に言われた高所作業員、樹木医につきましては、おっしゃるとおりに規定はございません。標準的な値段、それから前回の値段、それから今回の見積もりの値段を使いまして選定しております。



○吉澤(1 番)

剪定クズの処理費は、公共単価があるということですので私も後で確認させていただきます。私が調べたのでは、処理費用は今この辺の相場は、1 立米 3,000 円、これに運搬費を入れましても、3 年前の大規模剪定のときの運搬費は 1 立米 750 円です。4,000 円くらい、今回 8,000 円と単価が入ってますので、公共単価が 8,000 円っていうことであれば、それは言いませんけれども、疑問に思った次第です。

次に、業務日数、人工数が実際には当初設計が課題であって、そんなに掛からなかった。それなのに、重機の使用日数と交通誘導員の人工数等は、実態に合わせて減額したということですが、肝心のこの労務費の人工数等減少しなかった理由はなぜなのでしょう。

○建設水道課長

人工数を減額しなかった理由は、先ほども仰いましたけども、請負契約の標準約款 1 条第 3 項にのって規定されているものについて対応しております。それから、工期の設定の仕方ですけども、働き方改革が昨年の方に 7 月に標準のラインが出ております。その際、工期を設定するに当たりまして、労務の準備期間、後片付け期間、それから工務日等考慮しなさいということと、業種に応じた民間工事の特注性を理解のうえ協議し、適正な工期を設定しなさいというふうになっております。そういうことで、適正な工期を設定するために、特殊性等を協議して設定しております。以上です。

○吉澤(1 番)

私は、工期ではなくて当初設計の積算の基にしている工事日数のことなんです。実際の現場での、重機は 8 日間という日数が確かに出てますから、現場日数は 8 日と、工期じゃないですよ、準備工から片付けじゃなくて。その 8 日が実質的には 2 日で終わった、じゃあ 4 倍の人数を現場に入れてやったのかという話です。

ここで検証させていただきます。労務費等実績に応じて減額しなかったために、次のような不合理なことになる。まず、作業員ですけども、木に登って枝を切っている作業員が、2 日間 1 日 6 人もいたという計算になります。変更設計ではそうなります。それから、下で落とした枝を処理してトラックに積み込む、そういう処理する作業員が毎日 35 人いた、そういう計算になります。こんなに作業員が入れば、危なくて切れないはず。クレーンも 2 台ですし、1 本の木ですからね。6 人も入って一緒に切るなんていうことはあり得ないし、また、下に 35 人もいたんじゃ危なくて枝落と

せないんじゃないですかね。工事写真を、私ざっと見してもらったんですけども、高所作業してる人は、1、2人だったかなあと。下の作業員も、10人はいなかったかなあというふうに見えます。これもできれば後で確認したいんですが、実はこれ根拠はあるんですよ。当初設計でも高所作業は、1日1.5人でみてるんです、現場作業。下の作業員は1日9人弱でみてるんですよ。実際にそのようなふうに行われたというふうに工事写真で私見えました。ですから、実際は当初設計で想定した人数の4分の1の労務者で済んだということです。また、樹木医の指導費も、8日間。現場指導8日間みてましたので、今回は2人で2日間てことですので、この分も実際には半分で済んでるんですね。そういうわけで、当初設計が高かったために契約上変更できないとすれば、これ私の計算では170万円くらい、この分だけでも高すぎた請負にしまったのではないかという点を指摘させていただきます。

もう一点、クレーン代の変更設計、清算の関係、これが不十分で課題だと思います。60トンクレーンと高所作業車の使用料を3日間使ったということでみてます。実際には2日しか使ってないって言って、いや、間の休工日のリース料もみたんだという課長さんの話ですけども、使わない日のリース料は一般的には請求されないっちゃうのが、世間の常識のようです。請求される場合でも、キャンセル料、これはとても1日分は取られない。更に、公共設計では機械を使わない日は、積算には入れないはずですよ。そうすると、1日分21万円は高すぎたという計算になるんじゃないでしょうか。今回、作業実績に合わせた正しい変更をしなかった、契約上できなかったということであれば、まあできなかったために、少なくとも200万円近く高すぎた委託料が払われたんじゃないか、というふうに私としては指摘させていただきます。後日の検証を求めたいと思います。時間もありませんので、先へ進みます。

次の質問です。3年前の大規模剪定と今回の大規模剪定を比較して、検討さしていただきたいと。3年前と今回の作業内容と費用について、要点だけで結構です。簡単にお答えください。

○建設水道課長

費用につきましてですけども、平成27年につきましては、460万6,200円です。剪定代。今回が538万9,200円でございます。

○吉澤（1番）

請負総額だけみると、80万くらい高いだけかという印象なんですが、中身を見ると大変な違いがあるわけです。切り方が全く違いましたので今回のほうが手間かからなかったし、元々かからなかったんですよ。前は、ほんとに枝先を丁寧に切ったようなんです。私の調べた範囲では、現場実作業、枝打ちが6日～7日かかったっちゃうことです。今回は2日です。ですから、3年前の大規模剪定と比べても、今回は高かったということになるんじゃないでしょうか。この点も検討していただきたいと思います。次に、5番目の質問に移ります。落とした枝等を町民に無償で払い下げる等をして有効活用と節約はできなかったか、という点の質問です。まず先に、ほいじゃあその点について教えてください。

#### ○建設水道課長

一番先に説明しましたけども、文化財の保護条例の中に入ってる樹木でございます。それにつきましては、教育委員会と既存にある辰野中学校としての協議の上、木の利用を考えております。その中で、ケヤキの木が太くまた堅いためちょっと配布を考えてなかったですけども、中学校では一部利用を考えて対応しています。

#### ○吉澤（1番）

先ほど紹介した町内某寺院ではですね、大規模剪定では、細かい枝の部分は現場でチップにして果樹園とか、チップをほしい人は結構いるそうですね、この方に無償であげる。太目の枝の部分は薪にして、これもほしい人に無償であげる。更に太い部分は引き取ってくれる人がいて、これも無償で引き取ってもらうと。一部持っていったときもあるっちゃうもんで、運搬費用はかかるわけですけども、産業廃棄物としての処理は1円もしていない。今回も先ほどの話では、産業廃棄物として処理してくださいって教育委員会や中学校から要望があったわけじゃないですよ。これは、年度末で忙しかったという事情は分からないでもないですけども、以前、今アラパになってる駐車場にそういうものを置いて町民に提供して喜ばれたっちゃう話も聞いてますので、そういう方法は考えられたのではないかなあと。そういう点では、今後の教訓にするべきじゃないかなあとということを指摘しておきたいと思います。

まとめとして、業務委託費について、変更設計費の検証から見ても、また、古城のケヤキと同じ大きさの景観木を100万円で剪定した長野市の例を見ても、また、町内の民間での請負の例、更に3年前の大規模剪定との比較で見ても、業界でいわれている今回の委託費は実際の費用の3倍以上じゃないかとか100万円で俺に請け負わせてく

れ、などの声には一定の根拠があると私は考えます。2日間で約540万円の支払いになったということが妥当だったのか検証を求めて、次の入札契約の方法の質問に移ります。

3番の契約方法です。結論から言いますと、ルールにそぐわない面がある入札だったのではないかという点について質問します。

透明で公正な入札、契約が公共事業のルールです。そのために地方自治法は、一般の競争入札を原則と規定しています。政令で定める限られた場合に該当するときに限り、指名競争や随意契約ができるとしています。で、指名競争や随意契約の場合は、なぜ、その資格があっても指名されないわけですよ、資格があっても。指名された業者以外には知らされませんから。入札があること自体知らない。だから、競争からの排除が生ずるし、入札過程が不透明になりがちだ。だから一般競争入札を原則にしているわけです。そこで、まず質問の1番です。今回指名競争入札にした理由と根拠についてお尋ねします。

○まちづくり政策課長

それでは、吉澤議員の指名競争入札にした理由と根拠でございます。

今回の業務は、これまで建設水道課長のほうでご説明申し上げたとおり、樹木医の意見を聞きながら行う剪定業務委託であるということから、委託先については、町内の造園業者を想定していたため、応札者が少数であることを見込んでいたものでございます。また、当町の業者選定基準において、経済対策や町内業者育成の観点から入札参加資格登録のある業者のなかで、町内業者を優先した選定を意識しているわけですが、本件はこれまで説明いたしましたとおり、文化財として町民の方に親しまれてきた辰野中学校のシンボルともいえるケヤキの剪定であり、業務内容は樹木医との綿密な打ち合わせを行いながらの作業となります。これらを踏まえたうえで、町内において剪定業務に長けた事業者の中から絞って選定をさせていただきました。一般競争の例外規定としてですね、その特殊性、目的が一般業者に適さない契約をする特殊性があればですね、指名競争入札に付すことができるという規定がございますので、そのような形の中で、今回の業務を業者を選定さしていただいたわけでございます。以上です。

○吉澤（1番）

請負人選定調書に入札参加加わるものが少数であるということを理由にしています。施行例の167条1項2項です。少数ではないですね。造園業者だけでも町内にはほかに数社あります。また後で触れますが、請負人として適格だと町に認められた人も4社いるっちゃうことじゃないですか、今回3社ですけどね。で、他町村ではほかに高所剪定ができる林業者、土木業者、建築業者と元請けとしては入っています。私は当たらない、一般競争入札すべきだったんじゃないかと主張して次に移ります。指名業者数を3社とした理由です。今も言いましたが、入札参加資格者名簿には町内の造園業者は4社載っていたというふうに私は聞きましたが、そのとおりですか。だとしたらなぜ3社、1社排除した形になったのでしょうか。

○まちづくり政策課長

はい。吉澤議員の問い合わせにつきましてですね、今回指名参加願を提出した町内業者は、4社であるというふうに答弁、お答えいたしましたので、それに間違いはございません。3社にした理由につきましては、辰野町の建設工事請負人選定委員会の設置要項第6条3項、これは町議ご承知のとおり秘密会に関する条項でございますが、個人情報が含まれておりお答えすることは控えさせていただきます。

○吉澤（1番）

今年4月に大芝キャンプ場の枝落とし業務っちゃうのが南箕輪村で発注しています。指名競争入札です。ですけれども、指名業者は造園業に限らず、特殊伐採ができる人、土木業者含めて8社、税抜き予定価格91万円に対して、入札価格は最高150万円、最低54万円、結果として予定価格の6割で落札しています。入札業者は5名以上とするという財務規則の規則は、競争原理を掛けて大事な町民の税金をできるだけ効率的に使うという趣旨のためのもので、今回もそうすべきだったと思います。5社以上とすべきだった。少なくとも造園業者に指定しても、1社排除したのは不適切だったと指摘させていただきます。

質問次に移ります。業者の選定基準は、造園業者ということで回答済みですのでとばします。入札参加資格者名簿一覧、これが役場のホームページに載っていて、私はそれがリアルタイムのものと思ってたもんですから話していったら、「すいません、更新してませんでした。今回の3社はそのホームページには載ってませんが、手元の一覧表にはあります」という話で、まあ、ありえるかもしれんけど、ちょっとなあと感じたわけです。この入札参加資格者一覧を公開するっていうのは、入札の透明

性と競争入札参加の公平性を保障する大事なものなんです。今後は改めたいと思ってるっちゅうコメントもいただけてますけども、この経過と今後の対応について質問します。

○まちづくり政策課長

経過と対応について答弁をさせていただきます。ご質問いただきました入札参加資格審査につきましては、2年に一度の定期受付と中間に行く中間受付を行っております。何れも2月中を限度として受付を行い、その情報を町のホームページで公表しているところでございます。申請手続きを忘れてしまう業者もあり、その場合1年間入札に参加できなくなります。議員ご指摘のとおり町内の業者の場合は、例外的に受付を行う場合もあります。基本的な期間は設けつつ、例外的な受付に対する対応につきましては、今後もそのような対応をせざるを得ないと考えております。しかし、今回ホームページに随時受け付けの情報を公開していなかったこの事務的な部分につきましては、今後研究させていただければと思っております。また、ホームページの掲載につきまして、従いまして一定の期間ごとに更新をしていくことを検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長

5分を切りました、吉澤議員まとめてください。

○吉澤（1番）

一点、今回の入札には更に不自然なことがあるんです。樹木医指導費が一式で45万円と計上されてるんですよ。一式計上っていうのは、色々込みで45万円かかるというふうにみてるっちゅうことなんですけども、2、3万円程度の話じゃないんですよ。入札参加する側から見ると、樹木医指導費をいくら計上したらいいか計算のしようがないはずの話なんです。内容を聞いてみたら、樹木診断と伐採の立会いと報告書の作成だと口頭で言われました。これは、読み取れないです。しかもどのくらいの診断するのか、外部診断でいいのか、内部診断までするのか、木に登ってまでやらなきゃいけないのか、報告書もどの程度のボリュームどの程度の項目で書くのか、これによって費用がかなり変わるわけですよ。この一式明細が示されずに入札に付されて応札されて入札が成立してるんですが、これ役場の職員の頭の中しかないはずのことが、入札に参加した3社が知っていたということになるんじゃないかということです。

入札参加業者からこの点で質問書が出されていたのか、それに対する回答書を出したのか、その点だけ質問します。

○まちづくり政策課長

質問書及び回答は受けておりませんし、提出してもおりません。以上です。

○吉澤（1番）

最後まとめます。今回の業務が町の文化保護審議会の調査・提言を受けて、急遽忙しい年度末に施工せざるを得なかったことや、特殊な業務で戸惑いがあったらうということ、また、この間の私の質問に、大変忙しそうな中で誠実に対応していただいたという点は評価します。誰かが意図して悪さをしたというふうには私は思いませんが、しかし結果的に高すぎた業務委託になったのではないかという点については、指摘せざるを得ないし反省を求めたいと。入札等審査委員会ってというのが今でももしあるとすれば、本委託業務を検証して結果の報告を求めたいと思います。私もまた調査途中ですので、引き続き疑問点は示させていただきます。

で、じゃあ私なりの提案ですけれども、今後のこのような業務のやり方について、まず継続的に専門家の診断・指導を受けて町民議論のうえで基本的な管理方法を立てる。ある程度やっただいている感じがしますが、二番目、契約に当たってはですね、樹木医の診断・指導と専門業者による、できれば複数の専門業者による設計書を作ってもらったうえで、プロポーザル一般競争入札でやっていくと。この場合、町内業者本社は限定かけれますからね。で、その場合、業種は当然広げていただくと。造園屋さんよりももっと高所剪定をやっている業者います。三番目、剪定した枝は、薪チップなど希望する町民が利用できて処理費用も安くする形を考えていただきたい。時間になってしまいましたので、最後に町長に総括というような見解を求めたいのですが、無理ならこれで結構です。

○議 長

はい、まちづくり政策課長、最後まとめてください。

○吉澤（1番）

できれば、町長に総括的に答弁求めたいんですけど。

○議 長

良いですか、よろしいですか。

○吉澤（1番）

いや、できれば町長に総括的に答弁求めればと思うんだけど、時間もねえでだめかな。副町長でもいいです。行政の責任者だから。

○副町長

はい、時間もありませんので、その後の対応につきまして長々と書いてきたんですけど、それは申しません。ただ、今お聞きしたね、ご意見につきましては、もう一度検証いたしまして、また、公平で公正で透明性のある入札ってのは一番大切だと思っておりますので、また、検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○吉澤（1番）

はい、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

以上で一般質問は、全部終了いたしました。よって、本日はこれにて散会といたします。大変ご苦勞様でした。

## 9. 散会の時期

6月5日 午後2時21分 散会